

東京風俗志

上卷

382.136

H479t

(W)

027369-001-6

382.136-H479t

東京風俗志

平出 鏗二郎/著

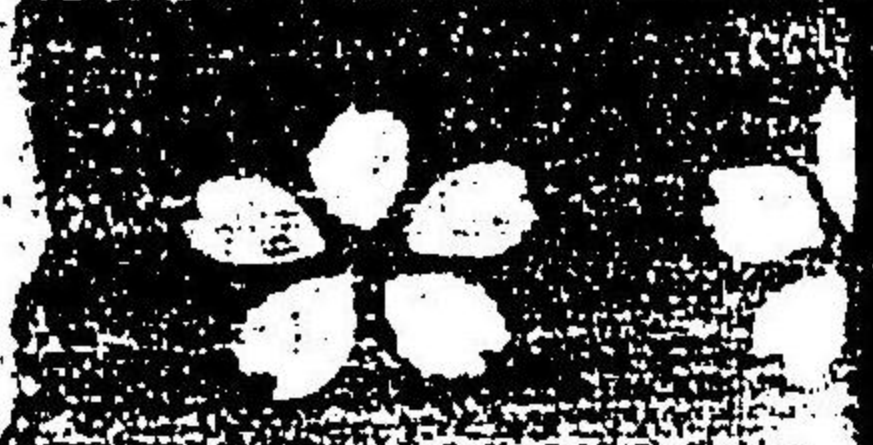
上

M32-35

ADJ-0126

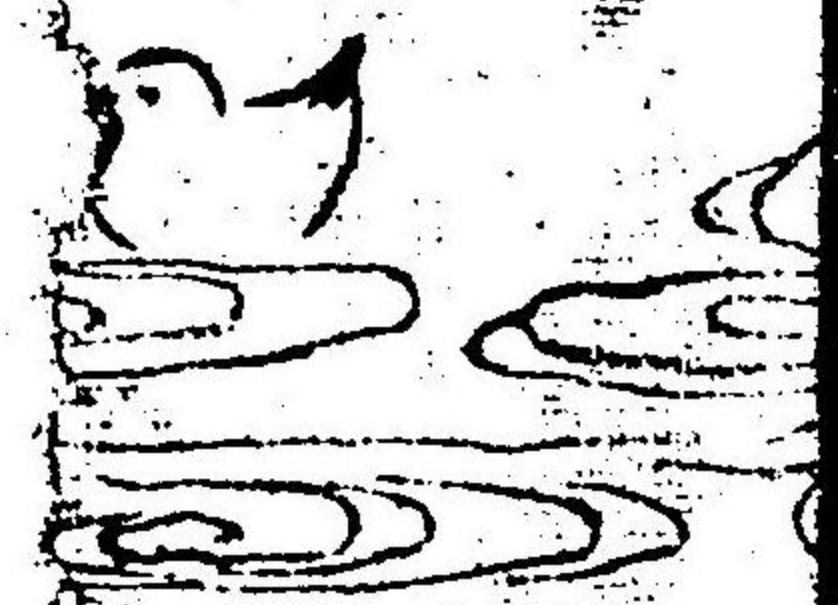
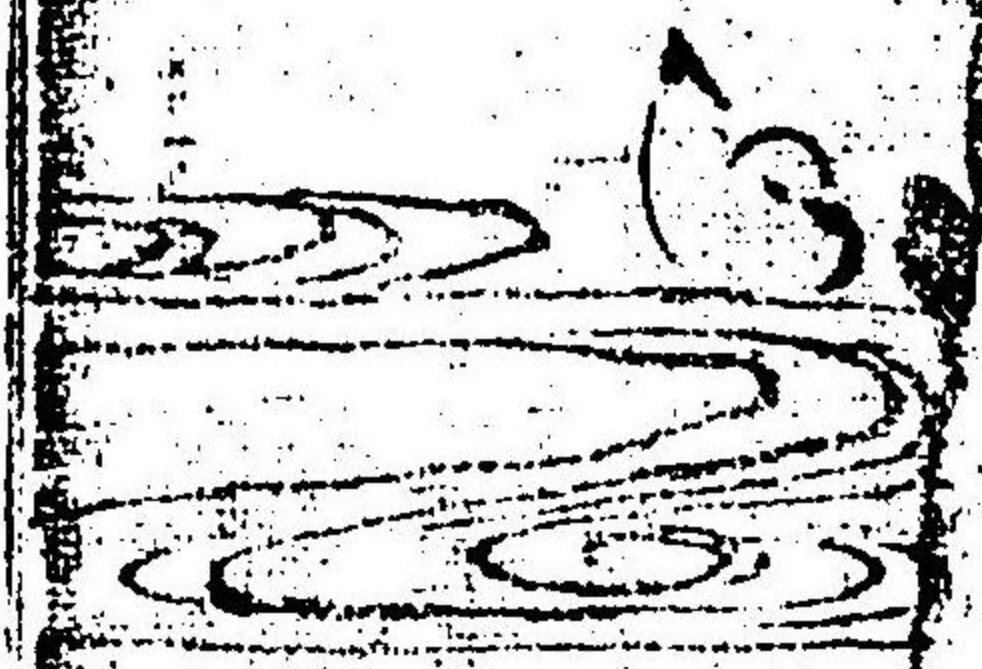


22 21



東風俗志

上卷



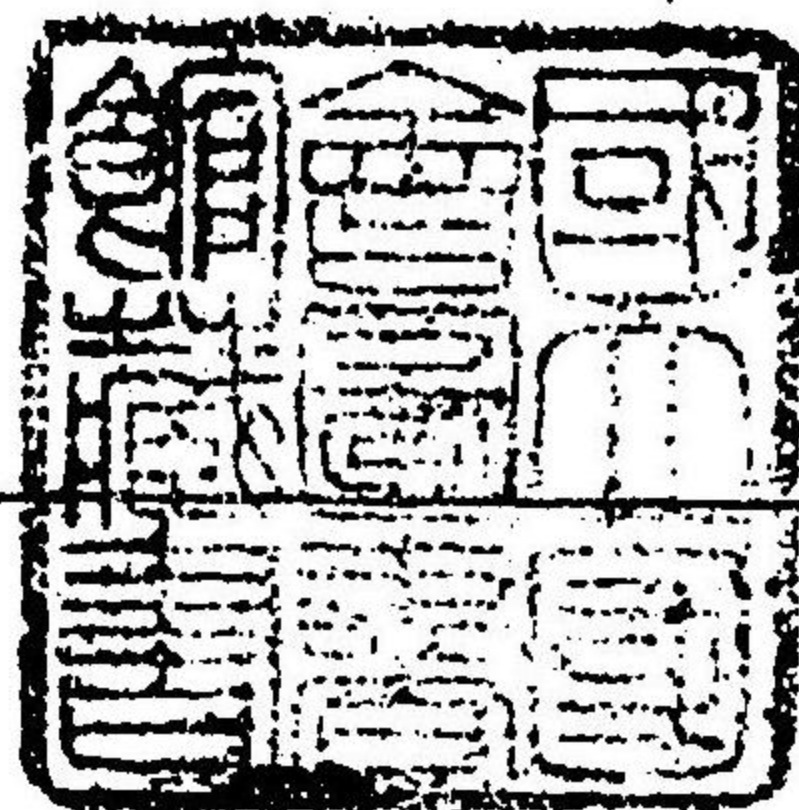
382.136
H479t

平出鏗二郎著

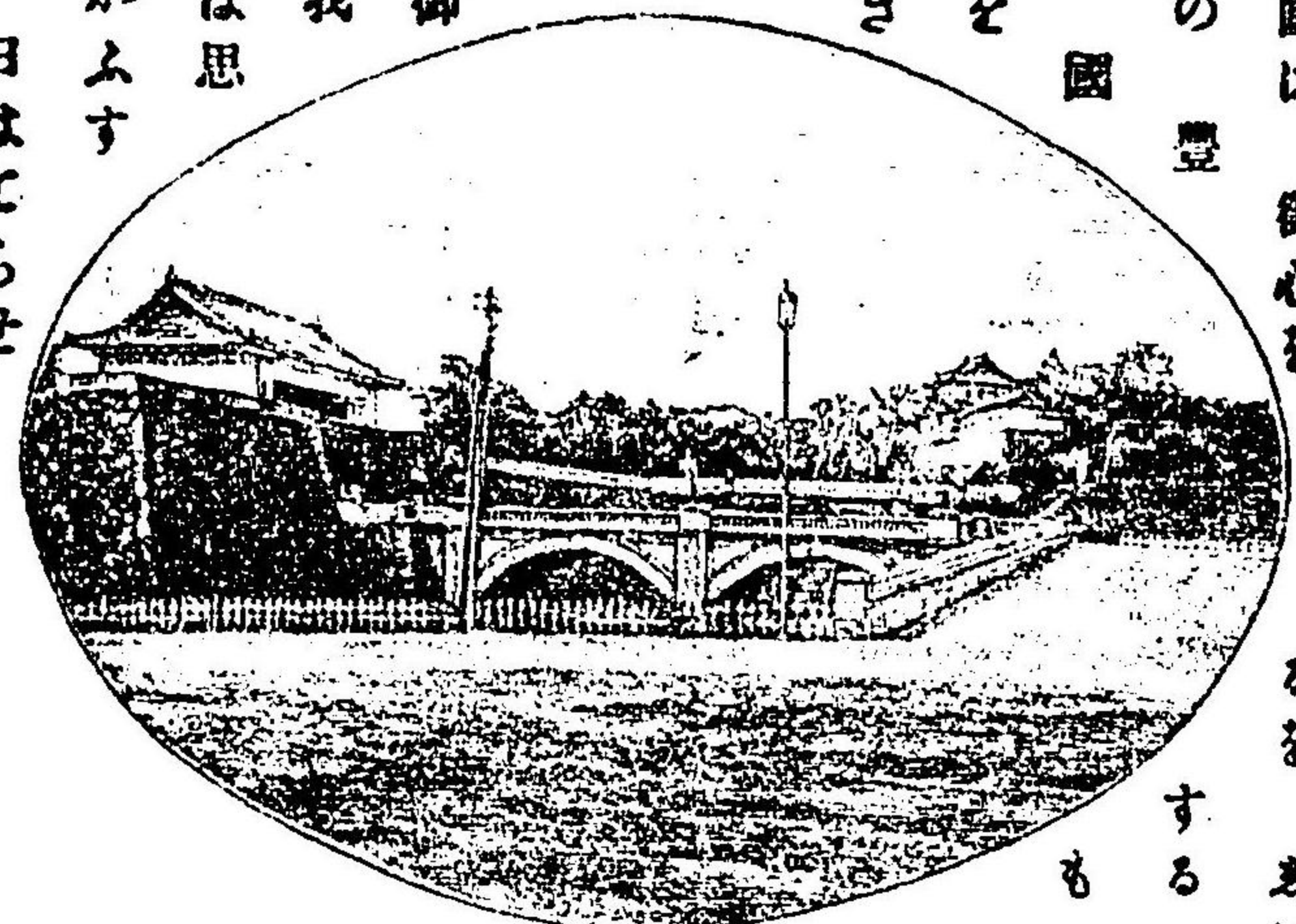
東京風俗志 上卷

東京

合資
會社
富山房發兌



うめつ道 武蔵の國は 御心を
 ひろし御國 民草の 豊
 けき國 その國の 國
 のまほらに 大城を
 高くとよとく まさ
 まして 遠く久し
 く 浦安に 治
 めたまへる 畏き
 や 我大きみの 御
 膝方に おひ來し我
 ぞ うら狭く 物は思
 はす 天雲の ひかふす
 きはみ 天つたふ 日はてらせ

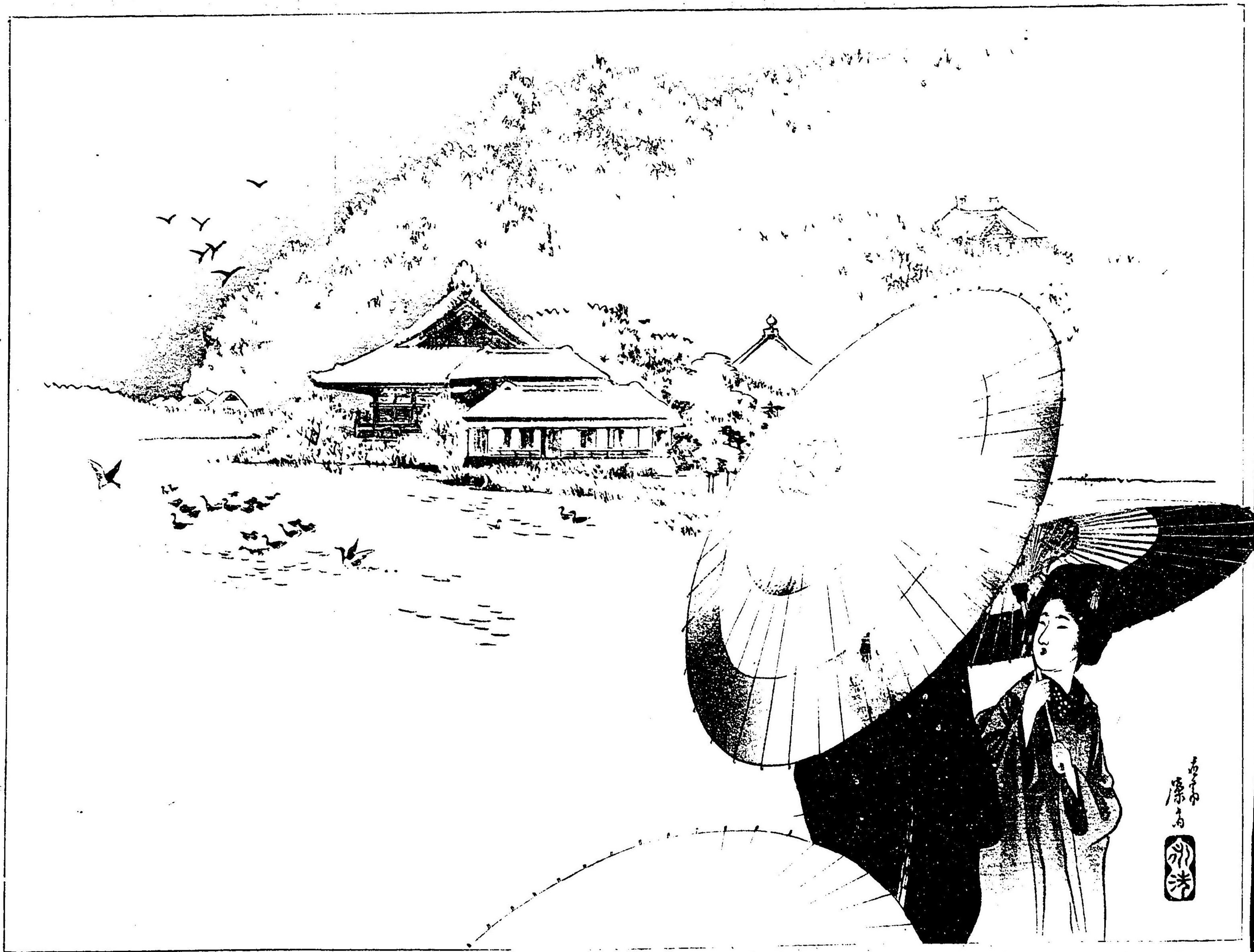


るを まれ人の えまくほり
 する 金は 寶といへど
 も 如雲 わくちふ
 ぞ 如土 積
 何せひ 百年
 宮 人はあらぬを
 二 天地に 思ひた
 橋 らはし 萬代に
 清き其名を 語
 りつぐべし

楳取魚産



292769



原由
光

382.136H479t

東京風俗志序

風俗は社會人心の表章なり。社會の發達、政教の進歩、人情の趨向、或は工藝殖産の盛衰等、一にこれに顯彰す。若し當時の風俗に據りて、搜盡すれば、社會、政教、人情の是非得失、或は工藝殖産の盛衰、昭々として闡發せらるべし。惜しい哉、我國二千年來の古史、多く意をこれに注がず、爲めに史を讀むで、當時の世態を冥想し得ざるは、眞に斯闕あればなり。余輩嘗て日本風俗史を撰ずるや、資を正史に得ること少うして、却つて稗史、野乘の末に拾萃するの止むを得ざるを歎じたりき。當時思へらく、若し志あるの士、意を斯點に用ゐて、筆を現時の社會に染め、永く後世に傳へたらんには、後世史家に資する所大ならん。また思へらく、史家の古を明かにする洵に其任なり、而かも今を後に傳ふるは、また其德義ならん。



今や我國、戰勝の後を承け、國威四方に顯揚し、社會の變遷日に急に、人情風俗の推移月に忙し、而かも後に内地雜居の秋を迎へて寔に世態革新の一大時機たらんことを、嗚呼誰か一代の才筆を振つて此間の消息を永く後世に傳へんことをか、余素より譎劣の才、敢て當らずと雖も、常に世態人情風俗の微醜を徵すべきものあらば、視聽に従うて記し、冊を成すあり、去春以來閑を偷むでこれが蕪雜を修理し、序を追ひ類を別ちて綜叙す、題して東京風俗志といふ、後稿を改むること再三、猶ほ心竊かに満たず、杜撰の撰述眞に深く慚づる所多し、須らく江湖有識の士に示して指摘を仰がんには、竟に完璧に近きを得んか、則ち梨棗に附す。

明治三十一年十二月中浣

著者 識

東京風俗志上の卷

目次

第一章 風土及び市井の有様	一
地位	一
氣候	二
地勢	二
街坊	四
盛場所と公園	六
戸口	九
火災	一二
第二章 社會の組織及び其情態	一八
第一節 市政及び市民の階級	一八

頁數

市 政……………一八

族籍及び貧富尊卑……………二〇

地主、家主、差配人……………二四

若衆と仕事師……………二六

奴 婢……………二八

第二節 營生諸業……………三〇

商賈職匠……………三〇

東京商人……………三三

市場、勸工場……………三四

職業の稱呼……………三七

開店及び看板……………三九

賣聲と行商……………四三

窮民の業―辻藝人、物貰……………五一

高利貸……………五八

商業戸數……………六一

工業人員……………六五

農業及び漁業戸數人員……………六九

諸賃錢、重要品相場……………七〇

第三章 人情道德及び教育……………七三

第一節 人情道德―江戸、兒氣質……………七三

江戸、兒氣質……………七四

第二節 教 育……………八三

教育の普及……………八三

小學校……………九六

第四章 宗教及び迷信……………九九

第一節 宗 教……………九九

神佛	九九
信仰心	一〇二
講社	一〇三
耶蘇教	一〇五
第二節 神社佛閣	一〇六
神社	一〇六
佛閣	一一三
神社寺院數	一二〇
第三節 祭禮、賽日及び開帳	一二二
祭禮	一二三
神社大祭日表	一三三
佛會	一三八
賽日	一四二

東京風俗志上の巻目次終

神佛賽日表	一四四
開帳	一四九
第四節 迷信	一五一
祈禳	一五一
祓禊及び禊殃	一六〇
禁厭	一六四
五性、九星及び方位	一六五
卜筮	一七一
有氣無氣、厄年	一七二
縁起	一七四
妖怪	一七六

東京風俗志上の巻

平出鏗二郎著

第一章 風土及び市井の有様

草より出で、草に入る月の武蔵野も、覇府の地となりて三百年の星霜を経、土地の光は月に耀き、民の繁きは草より繁し。今上都を奠めたまひてより、茲にまた三十年、光はいやまして榮え、繁れるは彌繁りて富む。洵に東洋一の大帝京たるに耻ぢず。

抑、東京の地たるや、武蔵國の東南部に位して、北豊島、豊多摩、荏原、南葛飾の四郡に接し、地形恰も秋海棠の葉に似て、葉尖を西南に向けたり。東南は東京灣に瀕し、西北は沃野に連り、隅田川その東部を貫きて海に入る。南北二里二十九町餘、東西二里六町、其面積七千四百

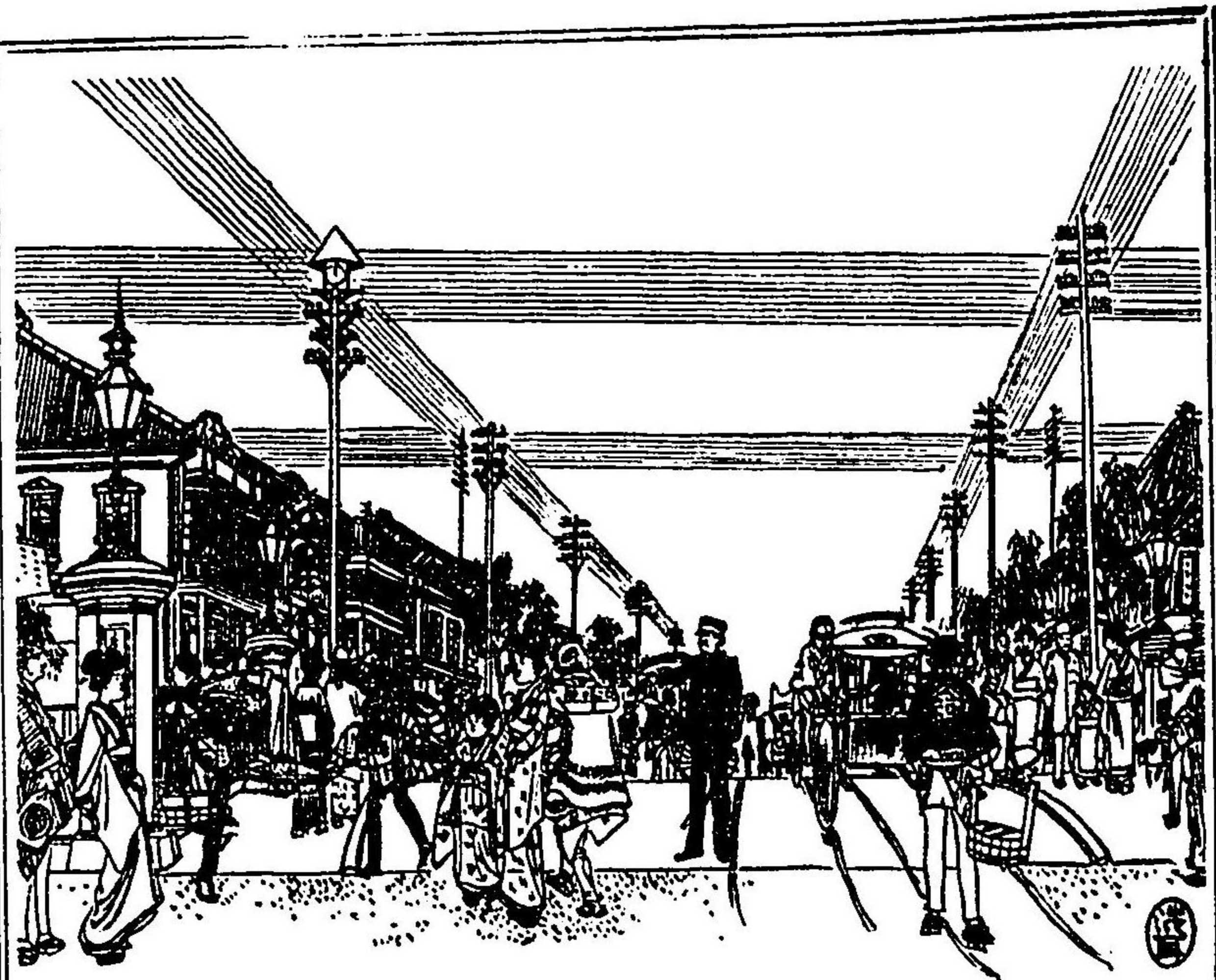
九十九町餘、都人呼びて四里四方といふ、其實大凡そ二里四方、今これを區劃して、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤阪、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、本所、深川の十五區に分つ。その最も大なるは、麴町區にして面積八百三十九町餘、芝區これに次ぐ。小なるは四谷區にて二百十三町餘あり。

氣候 氣候は溫和にして、一歳の平均十四度、夏冬の差概ね二十度、但し晝夜温度の差著くして、炎熱蒸すが如き日も、夜に入れば轉た冷氣肌を襲ふ。故に夏の夕は涼くして、冬の夜は甚だ寒し。惟ふにも、是れ一面平原の地なれば、晝は太陽の熱を受くること甚だしく、夜はこれを放散するに急なるに因るべし。また風勢粗烈にして、六月及び九月には降雨多し。

地勢 地勢は西南は丘隴相連なれども、東北は概ね平坦なり。西南の丘隴相連なれる處を山の手やまてといひ、東北の平坦なる處を下町したまちと

いへり。麴町、麻布、赤阪、四谷、牛込、小石川、本郷は山の手やまてに屬し、神田、日本橋、京橋、下谷、淺草等は下町したまちに屬せり。下町は江戸開市の後、夙に市井を形造りて、繁盛を極めたれども、山の手は武士屋敷その大半を占めたれば、なべて物寂しきさまなりしが、維新以來次第に開けて多く町家建ちつゝ、き、大いに面目を革めぬ。されども地勢も、偏陋にありて、交通の便割合に宜しからざれば、盛に商業を營まんことするは、さながらに下町に住まひ、官吏會社員の如きは、寧ろその靜閑なるを好むで山の手やまてに居れり。

斯くの如く山の手と下町とは地勢の上より自らに區劃せらるゝのみならず、住者の多數また異なるれば、風俗従うて異なる所あり。下町は風俗の變遷特に劇しく、時々ときどきの流行一にこゝに基を發し、山の手は常にこれを追ふの傾あり。都市の端々隅々を塲末ばやまといふ、多くは細民の住める處たるが上に、城、郷曲に接すれば、風俗稍鄙陋にし



て田舎染みたり。
 街坊 街坊は四通八達して大
 街小巷縦横交錯す。俚俗に京都
 は碁盤割、江戸は阿彌陀割とい
 へども、地圖を繙いて見れば、そ
 の紛錯せること阿彌陀割の比
 にあらず。殊に武士屋敷愈、開け
 て新道愈、通じ、益、その紛雜を極
 む。古へ八百八町と呼びしもの、
 今千三百八十餘町と算ずるに
 至れり。また交通の便の日に進
 むを見るに足らずや。通、衛も、必
 ずしも正直ならず。迂回して北

し、西し、或は東し、南す。されば都人は常に東西を以て指さず、左右を以て辨せり。

通衢は幅濶く、下町は平坦なれども、山の手は丘陵起伏するが故に、坂路また多く、騎乘に難むこと少からず。廣きは上野、淺草の兩廣小路とす。その整へるは京橋銀座通にして、一條の大道を劃して中央を車道とし、兩側を歩道とす。歩道は遍く瓦磚を以て鋪きつめたれば、雨天にも行潦の憂なし、且つ柳を列ね栽ゑたれば、炎暑燉くが如き日にも樹陰の清涼以て憩ふべし。

されども市街の一斑は清潔なりといひ難し。比屋の高低一ならず、軒並また不揃にして齊はず。常に人馬絡繹して、道さながらに悪く加ふるにこの地も所謂泥土にして砂礫に富まざれば、(洪積層、若くは沖積層)例へば潮水退きて海底の干上りたらんが如く、日照れば乾いて塵埃揚がり、雨降れば泥滓糊を溶かすに似たり。殊に風烈

しき日には黄埃天地を晦うし草木これを被つて緑ならず、往來の人は眼を開くに堪へず、衣裳また染むて鮑色となることあり。

盛場所と公園 都下の區々殆んど一市の姿をなし、一區概ね一二箇所の盛場所なきはなく、割烹店あり、勤工場あり、寄席あり、玉突、大弓等の店、またこの處に雜錯し、常に熱鬧を極む。例へば上野、淺草兩廣小路、京橋銀座通、神田小川町通、麴町の通筋、牛込神樂坂等の如し。公園も京橋、麻布、赤阪、神田の四區を除くの外は、各區にこれなきはなく、明治六年三月、上野を以てこれに充てしより、漸く増して今十六箇處あり。下谷には即ち上野、下谷の二公園、麴町には麴町、平河町、清水谷、日比谷の四公園、芝には芝、愛宕の二公園、淺草には淺草公園、深川には深川公園、日本橋には坂本町公園、本所には緑町公園、本郷には湯島、根津の二公園、小石川には白山公園、牛込には高田公園あり。就中境域の最も廣大なるは上野公園にして、十六萬九千百餘

坪あり、これに次ぐは芝公園にして、十四萬六千淺草公園二百餘坪あり。一は古への東叡山、一は増上寺の地に於て、共に徳川氏の靈廟のある處たり。上野公園は不忍池を擁して、風景絶佳、春時櫻花を以て著るく、博物館、動物園等またこの域内にあり。博覽會、美術會、園藝會を始め、諸多の展覽會交開かれ、四時遊觀の客を絶

仲店



東京風俗志上の巻

風土及び市井の有様

たず。芝公園には増上寺山門の邊青松多く、朱門翠影映射し、頗る幽趣に富む。丸山の上よりは東京灣を望み、碧波浩蕩の中に風帆出沒するさま、自ら胸襟を闊うす。淺草公園は淺草寺の地にあり、觀音閣は殿宇壯麗、丹碧交輝き、堯楹頗る壯なり。都人の賽詣星を趁うて雲聚す。仁王門前より雷神門の趾に至る間、仲見世と稱へて、兩側の煉瓦造の華舗道を夾むで軒を列ね、多くは簪笄、木偶、玩具、菓子、煎餅、あるは錦繪、繪草紙の類を商へば、見世棚の新を列ね奇を飭り、艶美を競うて行人の眼を奪ふこと、一場の花壇に似たり。子は拗振て親に強請り、嬢は袖を引いて母に求む、賽客も旅人も此處に手土産を購むるなど殊に雜選を極む。奥山は古へより百戲競ひ集まり、見世物興行物の奇を鬪はししが、今に至りて彌盛に、士女駢闐、觀る者堵の如し。その他、近郊には飛鳥山、王子、道灌山の三公園あり。何れも遊客杖を曳くの勝境たり。

戸口 都下の戸口歳を逐うて増加し、戸數二十九萬八千九百〇二戸、人口百三十六萬五千〇六十八人、中に男七十四萬二千七百八十七人、女六十二萬二千二百八十一人あり。明治二十九年十二月調査、これを前年に比するに戸數に、四千四百四十六戸、人口に二萬五千三百四十二人を加へたり。また盛ならずや、若しそれ人口を以て全國の市邑に比すれば、京都、大阪、名古屋、横濱の四市を一にして對するも、猶ほこれに少し。また斯くの如きを廣く世界に求めば、稍、壤地利の維納也これに匹敵すべし。歐洲に遊びし者、龍動、巴里の繁盛を説くに及びて、屢、路上の往來織るが如きを以てこれを徴し、延いて我帝都の遙に及ばざるを説く者あり。路上の往來を以て都市の繁盛を卜するは則ち謬見なり。歐洲の家屋は層を疊ね、一坪の地に數十人をも住せしむ、また其造構開達ならずして永時一室に籠居するに堪へず、爲めに用なきものも屢、出でて街頭を漫歩して氣を養

ふ。我にては斯くの如き憂少く、殊に婦女の如きは要なくして外に出づるが如き習は殆んどこれなし、これ繁富と往來との比例歐洲都市の如くならざればなり。

既に説くが如く、都下の面積七千四百餘町、中に宅地三千六百〇八町餘といへば、その半に少し、而して都下二十九萬の家宅は、概ねこれに建てられ、百三十六萬の人民はここに住めりさせば、一戸一人の占有する地域太だ狭きを見る。これ畢竟物盛にして人衆きもの、寧ろその繁富を徴するものたり。殊に日本橋區の如きは宅地僅かに一百八十四町、その有する所の戸口は二萬四千二百六十餘戸、十四萬九百六十餘人なり。人煙稠密にして商戸櫛比の狀知るべし。

土地面積及び戸口表

(明治二十九年十二月三十一日現在)

區	面積	宅地	戸數	現在人員		本籍人員	
				男	女	男	女
麴町區	八三九・六	二四六・八	一三、八七六	三八、五四九	三一、四五八	七〇、〇〇七	一四、六五〇
神田區	二〇四・二	二〇九・八	二二、八八六	七四、五七五	五九、七九〇	一三四、三六九	四三、一九三
日本橋區	三〇一・四	一八四・三	二四、二六一	八一、〇七五	五九、八九一	一四〇、九六六	三七、五九五
京橋區	四一五・八	一六二・二	二六、九〇一	六九、五八一	五七、四九八	一二七、〇七九	三九、七三三
芝區	七六七・一	三六四・八	二四、五〇一	七〇、三三三	五六、〇四七	一二六、二八二	四九、一〇五
麻布區	三八五・〇	二二七・七	一〇、九二六	二七、六四八	二二、八七五	五〇、五二三	一四、九二七
赤坂區	四一〇・九	一四七・七	一一、〇三九	二二、四八七	一九、三三三	四〇、七一一	一〇、八八五
四谷區	二二三・六	一四一・五	九、七五五	二〇、八二五	一八、〇〇三	三八、八二八	一一、五五三
牛込區	五〇二・四	二四四・七	一〇、六四〇	二六、三三三	二二、七八七	五〇、〇二二	一八、九二二
小石川區	六二五・七	二二八・九	二二、〇三九	二七、六五七	二二、二九一	五一、九四八	一八、七二二
本郷區	四七〇・三	三〇六・一	一八、一三七	四三、七六六	三三、八六一	七七、六二七	二二、九四四
下谷區	四九三・〇	二四四・九	二〇、二六六	五〇、三九〇	四四、六五〇	九五、〇四〇	三三、七六七
淺草區	四七九・二	二六七・九	三三、六九〇	七〇、〇〇八	六八、八六一	一三八、八六九	三七、五五五
本所區	五九五・一	三三三・九	三三、三三五	六九、四七七	五六、二四三	一二五、六二〇	四一、九九〇
深川區	六九五・六	三二四・三	二二、九八一	五二、二九〇	四四、八九五	九六、一八五	二七、六六一

め、家屋は塗屋に造り、屋蓋には火見を設けて觀望に備へ、土蔵には
 捏土を置いて扉を封ずるに備ふ。什具の如きも最も輕便に、いざこ
 いはば負荷に艱まざるやうに造り、兼ねて用心籠、連尺、大風呂敷な
 どの運搬の具をも備ふ。一架の箆、筒の上下に別ち得るが如き、畢竟
 負荷の便なるに出づ。往昔爲めに車長持ありしが、明曆の大火に火
 を避くる者、什具を積むて、老若を蹂躪して死傷夥しかりしかば、こ
 れを禁ずるに至りて廢れ、今疊長持たみながもちを備ふるあり。

火災は都人をして愈、貯蓄の念を失はしむ。時には財産の平均者た
 るが如く、貧富を論せず、殆ど平等に一夜乞食たらしめ、大厦高樓も
 矮舍陋屋も一炬の下に盡く烏有たり。寧ろこの際愈、貯蓄の心を勵
 まして、また不時に備ふの要を感ぜざるべからざるに、愚俗は必ず
 しも然らず、錙銖の貨貯へて何かせん、大厦高樓も等しく灰燼に歸
 するものならば、旨味きは喰ひ、樂しきは樂しむの勝れるに如かず

と、嗚呼斯くの如く感じ、火
 斯くの如く悟り了る宵、災
 越の錢は費ふに足らず消
 とすする氣風、竟に愈、養成防
 せらるゝなり、夫
 消防は警視廳の消防
 署これを掌り、六消
 防分署を設けて水
 火兩災に備ふ。火起
 るや、半鐘を撞つて
 報ず、火元の近く極
 めて急なるは連續
 して撞つ、これをす



東京風俗志上の巻 風土及び市井の有様

り半ハといふ。近きは二ニつとト二ニ半ハ隔ちたるは三三つとトを撞つツ二ニ半ハ遠きは唯一一を撞つツのみハ一一半ハ分署分遣所等共にこれを報ず。消防夫は繩ヒモを担き、梯子を荷ひ、唧筒シヤウキョウ車を曳き、あるは鷹口トビグチを持ちて馳せ行き、烈焰の中に雄入し、身を挺して火を撥ふ、髪を焦がし手を爛して、猶ほ力を奮ふ、膽氣の剛壯、進退の敏捷、却つて是れぞ江戸の花なる。但し都下もと井の敷少うして、數家汲を同じうするさまなれば、消防これが爲めに意の如くならず、火勢彌延く、而かもまたこれが不便なる爲めに火災を未發に防ぐこと能はざらしむ。但し明治十七年より蒸氣唧筒を用うるに至りて、稍其不便を償ふに至れり。夫れ都下の如き比屋鱗次相接し、建築また粗悪なれば、火起るや、忽ちに四隣に延き、爲めに深夜熟睡の際の如きは、倉皇火煙の中を逃れ去つて其火元を探討するに遑なし、故に官の火元を糺明するに至りては責を負ふに惑ふことあり、殊に放火に出づるものと如き

に至りては、竟に自ら覺ることなければ、迭みに強托して相争ふに至ること少からず、所謂火元争ヒひ。然れどもまた官の糺明の密かなるに苦み、相協議して責を負ふ者を立つることあり、また一たび火を失する者は、比隣の嫌悪を買ひ、勢自ら其地を立退かざるを得ざれば、所稼トコロカの者にして他に移るに苦むものは、竊かに金錢を賂ひて、他に其責を負はしむることもあり、概して焚火ヒを以て業を營む者、殊に湯屋、焼芋屋の如きは、町中その火を失せんことを慮りて、その營業を拒むことあり、こも聞けり、これ等は亦官に於いても其營造を嚴に督制する所あり。

火災の原因を繹ぬるに、失火に因るもの最も多く、失火には藁灰、取灰に發するを多しとす。近來物價翔貴し、細民糊口に苦しめる餘、無頼の悪少年を唆かして放火せしめ、騷擾の間に貨財を掠めんとするもの、所謂火事場泥坊ヒあり。近時本郷の大火を始め、これに因るも

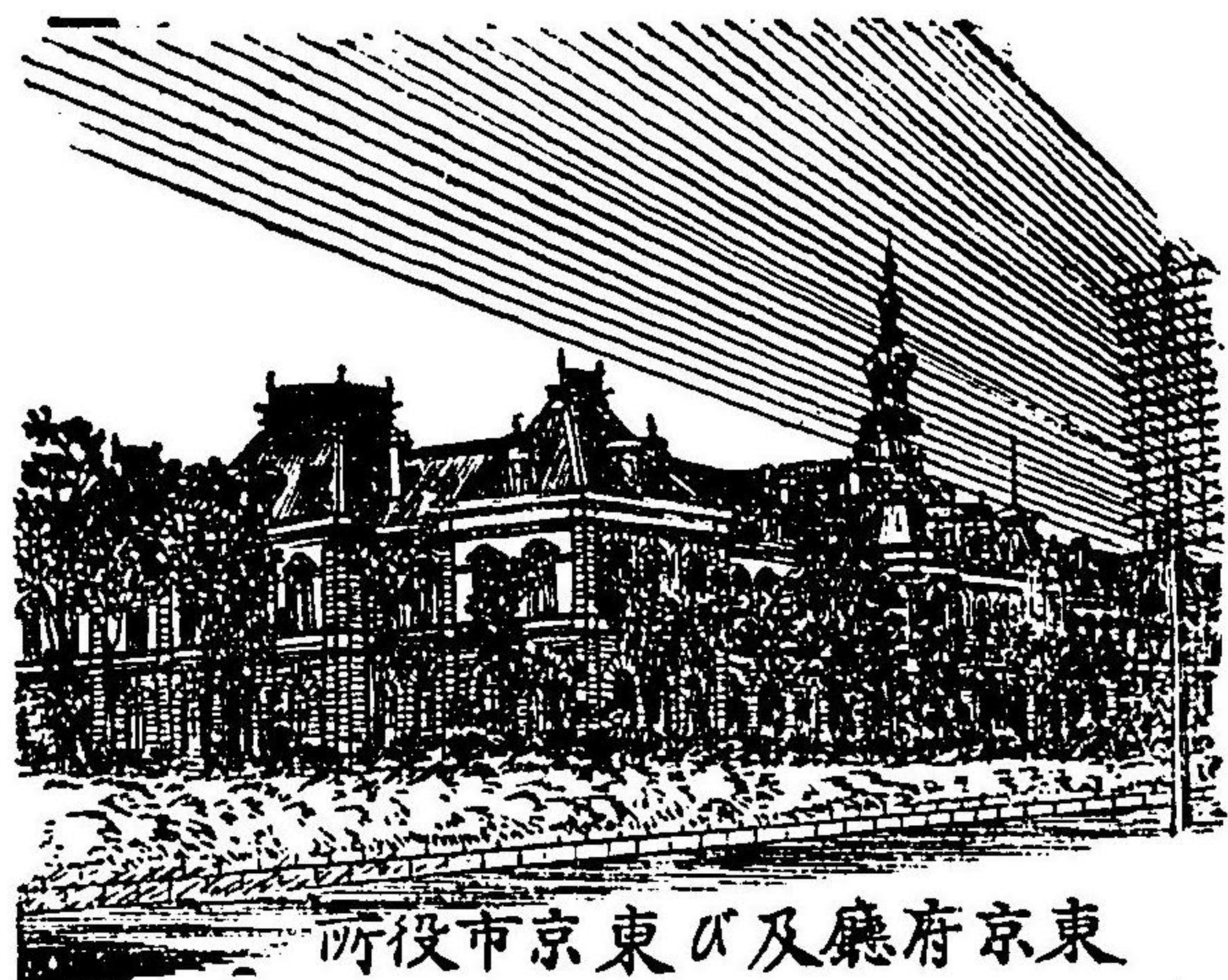
の多し。

第二章 社會の組織及び其情態

第一節 市政及び市民の階級

市政 東京市は純然たる自治制にして、其市政は東京府の監督の下に、市會ありて市全體の事項を決議し、市參事會ありて市會の決議を執行す。市參事會は市長一名、助役三名、及び十二名の名譽職市參事會員より組織せらる。又別に収入役一名あり、これ等吏員の市政を掌る事務所を市役所と稱す。今東京府廳麹町區有樂町二丁目内に置く。また市の事務を分轄して、各區に區役所を置く。區役所には區長一名、書記若干名を置き、市參事會の事務を助けて、區内一切の事務を掌る。市長、助役、収入役、市書記、區長、區書記は有給吏とす。市會議員は全市を通じて五十九名とし、公撰を以てす。名譽職市參事會員は市會

の選舉する所とす。また區に特別の財産及び營造物を有するときは、區會を設けて其維持保存に要する費用分擔の方法を審議せしむるものとす。



東京府廳及東京市役所

警察事務は、警視廳の直轄にして、每區に警察署を置く。其區域は必ずしも市の行政區劃に依るにあらず、別に警察區劃を設け、數町毎に派出所を置き、其管内を巡監せしめ、又警察令に依れる營業者鍛冶工場、湯屋、諸興行物、旅人宿、雇人、請宿、貸席等の如きをも監督す。また別に水上警察署を置き、河川の警察事務を分掌す。また警視廳には消防本署ありて、水火の消防を掌り、各區に分遣所を設け、蒸氣唧筒ばいりやを備へ、火災起ればこれを引出だして消防に力め、また火

見臺みだいを設けて常に火見番をして管内を望觀せしめて警備す。裁判所は東京區裁判所ありて麴町、管轄區は麴町、四谷、牛込、小石川の四區、京橋、管轄區は日川の芝、管轄區は芝、麻、三區、芝布、赤坂の三區、下谷、管轄區は神田、本郷、下谷、淺草の四區に其出張所を設けて、身分財産の登記を掌らしむ。

族籍及び貧富尊卑 都下の戸口は既に述べつ。若し本籍人員の族籍に就いていはゞ、華族二千七百四十五人、士族十一萬四千五百十二人、平民七十五萬六千八百二十八人(その他棄兒一百四十四人)とす。(明治二十九年十二月現在)

華族の貴うして社會の高級に位するは、今更に辨せず。士族、平民の尊卑に至つては、實際の上よりは論ずるに足らず。百姓町人の成上なごり者が駢頭馬車を驅るもあるに、古へは朝散大夫從五位下何の守まもなご時めきし人の、尾羽うち枯らして飢に泣くもあるほどの轉變の世なればなり。郷曲にては家系を稱へて一郷に誇りもよし、崇めもせ

らるゝが多かれども、都下には士庶雜居し、便宜に従うて移住すること、猶ほ水草を追ふ民に似たれば、家系門地を講ずるに違なく、富即ち社會の最大勢力と見做され、富豪は彌貴く、貧窶は彌賤しきはまた止むを得ざる次第なり。

都下には地方に於いて見ること能はざるが如き、富者の奢侈を競ふものあるに反へて、貧窶殆どまた地方に見るべからざる慘狀を極むるものの夥しきを見る。いはば極貧極富の懸隔甚だしくして、生活の度最も多層に、高きは最も高きがあれば、低きは最も低きがあるなり。下谷の萬年町、四谷の鮫橋、芝の新網町は都下の三貧窟と稱する場所なり。試みにこれを探らば屋あれども風雨を防ぐに難く、床あれども席を敷かず、夫婦一枚の衣を迭みにし、數家釜を通じて用ゐ、一井汲を同うするは固より、一厠便を同うするさま、寒村の水呑百姓も猶ほ夢想し能はざるさまなり。

これに反して都下富者の集まれるは概ね下町したまちにして、就中日本橋區を最とし、京橋、淺草、神田等これに亞ぐ、是等の區々夙に商賈の地として開け、運輸に交通に大いなる便宜を有し、都下錢穀の權一にこゝに歸するものゝ如し、故に苟くもその業を壯に營まんとするは自らまた集まり來れば愈、殷富を極めぬ。

貧民窟



今左表に就いて觀れば、略ぼ各區貧富の度を知るに足らんか。

直接國稅十五圓以上或は地租五圓以上を納むる者		明治廿九年調査	
區名	地租五圓以上を納むる者	地租十圓以上を納むる者	直接國稅十五圓以上を納むる者
麴町區	三五四	一六四	第一區
麻布區	一九二	一〇九	第二區
赤坂區	九五	四九	
芝區	四二二	二〇九	第三區
京橋區	三七〇	二五七	
日本橋區	八四一	六七〇	第四區
本所區	三〇八	一六九	
深川區	二二二	一三九	第五區
淺草區	五二六	二八九	
			第六區
			四七二

神田區	三七六	二七五	第七區	三六五
本郷區	一九三	一〇七	第八區	三六一
下谷區	三三四	一三〇		
四谷區	一二二	五七		
牛込區	一四五	六三	第九區	四三九
小石川區	一〇〇	五一		
合計	四、五九〇	二、七三八		四、三九〇

地主、家主、差配人 多額の税金を納めて、府會、市會、區會議員の選舉、被選舉權を有するもの、素より都市の有力者たるに相違なければ、既に幕府の初めより町年寄、地主、名主等行政機關となり、自治制の行はれ來りしこと二百餘年、維新の後頃に廢せられたれども、猶はその姿を存じ、地主、家主、差配人の別ありて、市政の上に陰に陽に

權力を具ふ。

抑、都下の宅地と家屋とは必ずしも其所有主を一にせず。是れ地方にては稀れに見る所なり。されば家主必ずしも地主ならず、地主必ずしも家主たらざるなり。地主は地子を収めて土地を家主に貸し、家主はこれに家屋を建て、自ら住まひ、或は貸家として家賃を得るが如きさま多かり。故に俗に家主を家作人といひ、借家人を店子と稱ふ。舊幕の頃には地主のその持地に住まへるを居附地主と稱ふ。身は他町に住みて、その町中に地面を有するを他町地主と稱ふ。居附地主は年番に従ひて其町内の道路の修繕、木戸、自身番の修覆等、或は氏神祭禮の入費を始め、町中にて支拂ふべき一切を豫め立替ふるが故に、特に權力ありき。今やこの區別は廢れたれども、猶ほ地主の權力は強かり。斯くて近頃に至るまでは猶ほ家主も其宅地を有せざれば、家に死人あるも湯灌することを得ずして、多くは寺

に送りて後に行ふ。故にまた地主の送葬には、盥を棺の前に捧げしめて、自宅にて湯灌せしことを誇りしものもありきといへり。川柳に「すまぬこゝ母の湯灌は寺でする」と、是れ子息の代に至りて、資産頼に衰へ、宅地も他手に渡りて、母の死には湯灌を寺にてなさざるを得ざるに至りしを刺れるなり。今その風漸く弛ぶ。地主は特に差配人（一に大屋とも云ふ）を設けて、貸地一切の事を取扱はしむ。家作人もまた多くはこれに委託す。借家人の戸籍上の出入など、皆差配人これに連署して、公邊の届方をも済ますなり。さて差配人は地主、家主より若干の給料を受け、或は借家一切の肥代を得るを習こし、借家人の引移には樽代を受け、益暮の祝儀を始め日頃の心附をも受くれば得分少しとせず。

若衆と仕事師 五家相保つといふ五人組の制は、全く廢れたれども、向三軒兩隣との間柄は、自ら相親しまざるべからざる勢あり。引越の禮物もこの五家には贈るを習こす。町方にては町中に若衆の組ありて、若者概ね十七八歳に至ればこれに加はる。送みに親昵するを旨とし、氏神の祭禮の際などには、眞先に立ちて幹旋し、また町中に慶吊事あるに當りても、力を盡して奔走す。また町中には受持の仕事師あり、仕事師とはいはゞ町中を一手に花主としたる出入の工夫にして、多くは消防方を職とし、また土工を業こす。町中下水の開鑿及びその浚ひ方をも受負ひ、建築あれば大工左官の手傳をなし、其地形をも引受く、正月の松飾、歳暮の引摺餅など、また受負ひて、それ／＼の給料をも受け、祝儀さへ受くれば、得分少しとせず。富家にては特にこれに衣食を給し、不斷出入せしむるもあり。町方にては町抱の仕事師あるに關らず、恣まに他に雇ひて地形、地ならし、あるは溝浚などの土工をなさしむるときは、町抱の者より故障を申入れられて、事太だ六つかしくなり、遂には金錢を賂ひ酒肴を饗

して僅かに事を落着せしむるに至ることあり。
 奴隷 下男下女は多く雇人請宿の手を経てこれを備ふ。請宿都俗に慶庵と云ふ。傳へ云ふ慶庵の稱は、往昔大和慶庵といふ醫者ありて、好むで縁談の媒をなしたが、これが爲めに事起りて罪せられしことありしに起るこいへり。雇期限は概ね四ヶ月乃至半年を一期として定む。一歳二日(一月七月の十六日)の暇を與ふ、これを敷入といふ。出替期日は古への如き定めなし。給料は月給を以て與へ、概ね下男の月給は二圓より四圓に至り、下女は八十錢より二圓に至る。請人は手數料として、その一割を徴するを規とす。
 元來都下にては主従の懸隔太だ嚴ならず。近來日を追うて弛ぶものゝ如し。これを京都に比するに、風俗相背くこと多かり。例へば京都にては下婢の盛粧を抑へ、鬘に羽織を許さずして、單に紙片を折りて纏はしむ。主に従ひ他に使用するは素より、平素と雖も羽織



を被ることを禁め、また日用の器具をもこれを殊にす。都下にては概ねこの懸隔なくして、下婢も主の娘と一様に好みに任せて島田鬘を結ひ、また鬘に帟を飾るをも禁めず、主に供し、他に使用するにも、却て羽織を纏うて行くを禮あるが如くに見るなり。小厮の如きも京都にては所謂元服に至るまでは、鬚毛を剪り揃へて禿とし、さて若衆に上るに至りて、始めて散髪を許さる。都下にては略ぼこの制に

似れども、只五分刈に止むるのみ。

請宿の著きは日本橋區葭町にあるものとす。専ら男の奉公人を取扱ふ。奉公を望む者はこゝに集ひ來りて、その口入を求む。驅落者も、夜逃者も、賤より起つて身を立てんとする者もまたこの中にあり。毎朝午前店頭の高榻を置き、番頭手代これに登りて、奉公人の姓名貫屬を帳簿に注し、また雇入口を報ず、曰く何町の料理屋に洗方を要す、給銀若干、如何、何町の蕎麥屋に擔夫を需む、給銀若干、如何と、斯くの如く報ずる言下に、望む者應じて添書を受けて赴き去る。その光景恰も市場の糶賣に異ならず。また是れ都下の一奇觀たり。その他、湯屋の三助、米春等の口入のみを専らとせる請宿もあり。

第二節 營生諸業

銀行の如き、會社の如き、協同の業は、須らく措いて問はず、官吏、教員、醫師、辯護士の如きをも措いて問はず、商賈職匠に至りては、日常必需に對するもの、最も多かるは自然の理にして、米屋、酒屋、生魚屋、畑草屋、古道具屋、古着屋、小間物屋、賣藥屋、荒物屋、下駄屋、質屋の如き最も多く、多きは四千餘戸に垂んごし、少きも千戸を下らず。特に夥しきは菓子屋にして、六千六百八十餘戸あり、都人がなべて甘好なる徴證をも爰に表するものゝ如し。實に毎町に一二戸の菓子屋を見ざるはなく、入京する者の特に驚く所なり。職工も大工、左官、指物師、飭職、石工、桶職、染物職、和服裁縫職、建具職等の工匠最も多くして、何れも五百戸以上あり、就中大工は四千二百三十三戸、左官は一千〇五十一戸の多きあるなり。

都民の大半は商工者の占むる所なれども、また近郊によりて農耕を業とするものなきにあらず、而かも市内にも麴町、神田、日本橋、京橋にこそ田畑といふものなけれ、其他の諸區には少くも數町、多きは百數十町もありて、一歳米の收穫三千七百七十餘石ありといへ

り、而してこれを業とするもの五百七十餘戸、人員一千九百餘人あり、また土地海に瀕すれば網罟の利少からずして、沿岸附近には七百六十餘の漁家あり、乾海苔は古へより此地の名産として著しく、其採集製造を營める家二百餘戸ありとす。

東京商人 古へより商業を以て名を江湖に得たるは、大阪商人と江州商人とす、大阪は地勢中洲の咽喉を扼して、西國を擁し、百貨こゝに輻輳し、人心利を射るに敏く、地勢人心自ら相應じて、今日の繁富をなす、江州は人情頗る慧黠にして、苦忍に耐ふ、俗に謂はずや、加賀の百兩妾に彦根の千兩棒と謂ふ意は加賀人はもと大藩の民、百兩を獲ば心既に安じて、妾を蓄へんとするに、江州商人は千兩を蓄ふるも、孜孜として天秤棒を肩にして業に馳するを對へていへるなり、東京の地は商業の地として地利大阪に及ばず、但し輦轂の下繁盛無比、従うて百貨輻輳し來る、然れども商業の實權を握れると

もいふべからず、貨物の賣捌、資金の融通、大阪に仰ぐ所少しとせず、但し大阪の商人には膽略なく、勇進の氣に乏しく、眼境太だ狭く、違々として刀錐の末に争ふ、都商人は膽大に過ぎて進取の氣に富み、視界太だ廣く、一獲巨萬の富を爲さんと欲し、一敗失へば産を覆すに甘んず、彼は眼境狭きに従うて思慮に深く、是は視界廣きに従うて遠き慮に淺し、何れも偏する所あるは止むを得ざるか、要するに都商人は大且那衆を氣取らんとし、大阪商人は店者根性を失はず、江州商人に至ては偏に職人根性なるのみ、かるが故にか、都商人は寧ろ百兩妾に傾くも千兩棒の苦忍なし、塵を積むて山を築かむとはせず、起てば則ち熾ならむとす、故にまた事多く敗れ易し、然れども若し功成るに至つては、大甚だ大なり、されば産なきものも、土地の殷富、戸口の稠密を頼みて、肆塵を壯にして客を引かむとす、外は盛に見ゆれども、内はさて機關仕懸に異ならざれば、滑油少しく減

日本橋魚市場



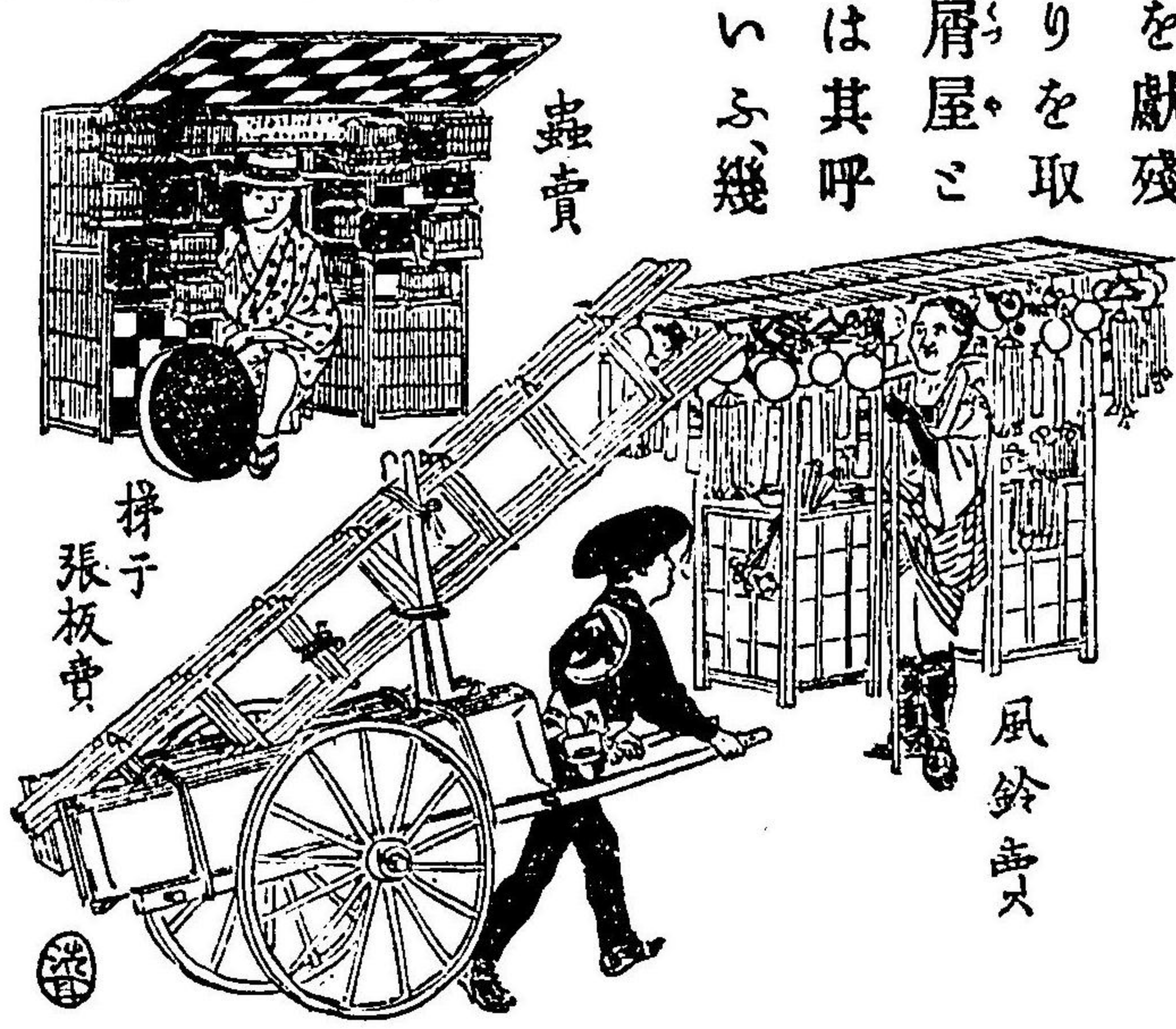
ずる時は運轉頓に休み、直ちに店を閉さすに至る。その興廢の速なること驚くに堪へたり。然れども一班に就いて觀れば、賣買の盛なること、鐘一つ賣れぬ日はなし江戸の春と、古人既にいへり。店を開けば客忽ち集ふ、土地の餘澤實に拜せざるべからず。市場、勸五場 商賣の性質よりいへは問屋、小賣、卸賣、仲買等を分つ。商工に關する會社の設立も日々に加ふ。魚菜は

特に市場を立つ。魚市場は日本橋、新場、四日市組、深川、金杉、本芝の六箇處あり。就中盛なるは日本橋の魚市場(所謂魚河岸)にして、其創立の歴史に於いても最も古くして、既に二百餘年を経、その間盛衰なきにあらざれども、今現に問屋四百七十四軒、一年の賣買高三百六十二萬七千圓を越ゆといへり。また盛ならずや。これに次ぐは四日市組とす。青物市場は神田、京橋、本所、千歳町、同四ツ目、同中之郷、日本橋濱町、下谷、駒込、四谷、青山の十箇處あり。就中神田の青物市最も盛なり。米穀は深川、佐賀町の回米問屋市、日本橋、蠣殻町の市あれども、寧ろこれ投機に由りて利を争ふものにして、前者と稍趣を異にす。また神田岩本町に古着市場あり、日本橋兜町に油市あり。その他諸商時々協合して市を開くこと少からず。勸工場は區々に一二の設けなきはなく、初め明治十年第一回内國勸業博覽會の閉ざさるゝに當りて、第一勸工場を麴町區永樂町に

設立して、其殘品を賣捌くことなせり。所謂龍口勸工場、是れ我國勸工場の權輿とす。後芝公園内に移す。即ち今の東京勸工場にして、都下に最も盛大なるものなり。二十二年第三回内國勸業博覽會の閉ざさるゝ際、また其殘品を處分せんとして、上野の内國商品陳列館こゝに起る。これ前者に踵いで大いなりとす。共に會社組織を以て成る。その他、九段の勸工場、神田の東明館、南明館等これに亞げり。一處に業を同じうする者の集まりて店を開き、自ら市を開きたるが如き有様を成すは、都鄙共に少からず。蓋し貨物の賣買、輸出の便宜よりしてなるべく、買ふ者も此處に至ればその品を得るに易かり。斯くの如きを都下に求むるに、例へば日本橋長谷川町の木綿店、同本町の藥種店、同小船町の鱧節屋、同小傳馬上町の簞笥塗物屋、同堀江町の疊表屋、同十軒店の人形屋、同富澤町及び神田柳原の古着屋、京橋八丁堀及び日本橋岡崎町の道具屋、京橋新川新堀の酒問屋、神田龍閑町の駄菓子屋、同下駄新道の下駄屋、同小川町及び本郷春木町の書籍屋、深川木場の材木屋、同佐賀町邊の倉法師等の如し。本章素より商況の一斑を説くが爲めならず、都民が糊口の業とする點に於いて、その大凡を諒知せらるれば足れりとす。以下余が都下に遊びて特に耳目を新しうせしものを記せん。またこれ人情風俗の自ら發表せらるゝ點なればなり。その幾何か好事者流の叙事に傾けるは預め謝する所なり。

職業の稱呼 職業の稱呼の異なるもの少からず。割烹店を茶屋と稱ぶは普通なれども、都人は特に「お」を冠らせてお茶屋と稱べり。風呂屋は多く湯屋といひ、理髮職を床屋といひ、菓物屋を水菓子屋といひ、表具師を經師屋といふ。吾郷にては簾屋を「みすや」といへど、都下にては「すだれや」と稱ぶ。倉庫に米穀を始め、その他の貨物を預り、若干の倉敷料を徴して、これを保管するを倉法師といふ。もこ武

家の倉役を僧侶を以て任せしに起れる名のこゝに移れるなり慶事の祝物、結納物などを調製するを獻殘屋と呼ぶ、昔大名方の獻上物の残りを取扱ひしに起れり。紙屑買は略して屑屋といふ、雪駄直しを「でい」呼ぶは其呼聲に因れるなり、肥取を掃除屋といふ、幾何か美しく聞ゆめり、日々縁日のある社寺を廻りて露肆を張るを縁日商人といひ、春は苗、夏は簾、梯子、張板、秋は蟲、風鈴、冬は御鉢入など、季節に應じて、其品物を更へて賣りあるくを際物師といひ、寄席芝居等に出入する藝人、出方などを總べて小屋者と卑しむ。祭禮縁日などに質作の品を鬻ぎ、或は觀世物を興行するを野師といひ、一に香具師といふ。これに類して専ら大道に露肆を張り吉凶身、上判断、手品の種本、或は齒磨、賣藥を賣り、時にまた焼つき粉、鍍銀粉を鬻ぎ、只管野師の爲めに賣弘をなすものを轉びといふ。蓋し定職なくして時々その商賣を轉ずるの意に出づるか、質品を擔ぎて市中を行賣するを暖簾師といひ、また擬物を以て質屋を欺きて典し、金錢を詐取するを置屋といふ。斯くの如き稱呼擧げて數ふべからず。



開店及び看板 商家の開業は特に盛にす、或は先づ新聞に廣告し、引札を四方に配り、さて當日は門に旭旗を叉み、檐に數十の毬燈を掲げて、これを街頭に引き繋ぎ、貨物を高く積むで庇に及び、所謂積物「びら」を貼して壁を蔽ふに至る。斯くの如く熾に店頭の氣勢を張り、景物を附して専ら顧客を招かんことを力む。すべて廣告の方、愈



酒店の開業

新を競ひ、近來引札、新聞に依るのみならず、人車輻湊する處に華彩璀璨、或は意匠瑰奇、最も衆目を引き易き標榜を掲げて、品等の精、價格の廉なるを告示す、また人を僱うて奇服異装、旆幟を樹て鼓吹して市中を巡らしめ、以て普く江湖の耳目を引かんを力むるもあり、またこれを一手に引受けて營業とするものあり、俗に廣目屋といふ。商家の看板の如きも彌衆目

を引かんことを力む、時に賞を懸けて廣くその意匠を募るものあり、その普通なるものにも、余の如き、都門に入りし初めには、また目新しく覺えたるものも少からず、三百年來用られたる酒舖の酒林の如きは殆んど廢れぬ、焼芋屋の行燈に八里半とせるは、鄙も都も一樣なれども、中には焼甘諸など六、かしくしるしたるもあり、醴酒屋の行燈に、三國一とせるは、一夜造の義なり、白酒屋の立看板に山川白酒とせるは、紅にて櫻を散らし、牛肉屋の軒行燈に牛肉と朱書し、蛤鍋屋の門口の障子に蛤を畫きて下に「なべ」



こしるせるなど、また定まれるが如し。天麩羅の屋臺店の障子には、丸の中に天の一字を筆太にしるせるも、また然り。汁粉屋には籠行燈を掲ぐるも習とはなりぬ。また汁粉屋、鮮屋など、紺地の旗に白く「ずし」あるこなど染めぬけるを樹つるも習なり。砂糖屋は大紙袋を軒に高く懸け、葉茶屋の壺形を出だし、海苔屋の海苔箱或は箱の縁を紺紙にて貼れるを積める、また膳脂屋の紅布の片を懸け、糊屋の曲物に「の」の字を圓かにかきて「り」と小さくしるすなど、何地にも見るもあれど、目新しきもあるべし。飴屋の蝸巻をしるせるは、渦飴に出でたるなり。風屋の章魚を竿に吊りて掲ぐるは、國音通ずるによる。烟草屋の暖簾の常に柿色なる、氷屋の暖簾の寒冷紗に藍の波を畫くも習となれり。大方は坪井氏の看板考に載せられたれば、こゝには略しぬ。世に居合拔にて、永井兵助、松井源水の流を汲み、丈なる刀を容易く抜き放ちて其手練を誇り、さて人の齧齒を抜き、齒磨、金創膏



居合抜

などを賣る野師あり。是れ齒を抜くといふを、刃を抜くに思ひ寄せたるなるべし。この説あれど、それは兎に角に客よせの爲めにするなるべければ、また其技こそ看板ともいふべけれ。今も淺草公園を始め神佛の縁日の夕などにはこれを見るなり。賣獻と行商 物を買はんとして店頭に至れば、店の者の「いら、じやい」と呼ぶ。やがて購めて立出づれば、「毎度有がたう、いやおはい」と、さも親々しく囃したつるやうに呼ぶ。始めて購めつる客の、毎度と呼ばれしに訝みながらも、流石に何となう快げに還るは、其道の愛嬌なりけり。商人に價を問ふに何十文なり、何

百なり、何貫なり、金何枚なりなど答ふる、八百屋、水菓子屋、さては生魚屋などの店頭、何十文などいふ札を附けたる、開けたる都のたゞ中に、却つて斯かる名残の傳はれるもゆかしき心地すめり、「大安賣、現金懸直なし」の懸札、または商品に貼したる正札は、寧ろその素直なるを表する爲めならめど、これに反へて、近き頃には賣家貸家の貼札ある家をそのまゝに、數日の間借受け、商品を列ね、近日轉業致候に付大見切、大安賣などしるしたる立看板を出だして、客を釣入れんことを力め、かくて、彼處に七日、此處に十日と市中をうち廻りて、斯かる偽轉業の廣告を以て利を謀るものありと聞く、狡黠また悪むべし。

町々をありきて商ふが中に、焼芋屋、羅宇、笹替、花屋、煮豆賣など、小車にて曳き行くも珍らし。昆布賣、蒲鉾賣の頭に戴きて呼ばひて賣りありくは、販婦の名残とも見えて、これもゆかし。鐸うち鳴らして賣りありくは、豆腐屋、富貴豆賣、夜鷹蕎麥、新聞の號外賣などなり。

賣聲のをかしげなる、世話しなき、あるは調子外れなる、さま／＼あるが中に、霜夜の鐘の沓えたるに、「鍋焼うどん、蕎麥ウヤウ」の聲のいと眠れるが如くに幽かなるは、物哀れなり。春の衾の暖き朝に、花賣の「お花、一五厘、切たて五厘」と呼びあるくは、夢心地一入なり。焼くが如き暑さに、「氷、氷、函館名物、氷でござい」と吼ゆるが如くに呼ばはるゝは、汗ザリ／＼と絞らるゝけはひす。同じ頃なめり、「定齋でござい」と呼びながら、藥籠の引手カチ／＼と鳴らせて賣りありくも、定齋とは其人の製り出だし、暑氣拂ひの藥（延命散）なり。苗賣の「苗やい、苗やい、朝顔の苗やい、唐蜀黍の苗やい、胡瓜の苗やい、茄子の苗」と賣りありくも、稗蒔賣の「稗蒔や／＼」と呼びありくと、彼は優長に、此は躁急ちに呼ばふものながら、同じ頃に来たるにや、何こなう同じやうに耳に感ず、盆前に來たる麻幹賣と歳暮に來たる門松賣



の聲と似たれば「お迎ひ〜」と「お寶〜」と似たる、さては掃除屋の「をあい〜」「汚穢か」と屑屋の「くづい〜」「雪踏直しの〜」とこれも似たり。

鼠取藥賣の鼠の皿の物を甜むるさまを畫きて下れねずみこり薬と染めたる旗を立て、いたづらは居ないかなと、薄氣味わるけに呼び來たるに、遊べる子供の逸足早く群れ散るもをかし、冬の夜の寒きに初雪とて大提燈を背に担ぎて疋走つたる聲を放ちて、**餅凍傷**、赤ぎれの妙薬と呼びて賣り來る、またその様の相似たるは**花梨糖賣**なり、花梨糖賣も同じく夜來りて、その賣聲また奇なり、**淡路島**通ふ千鳥の戀の辻占、辻占なかのお茶菓子は花の便がちよいと出るよ、かうはしゃくわりん糖と、いと艶に呼ぶ、同じ頃なめり、**稻荷鮓屋**の「お稻荷さん」と呼はひて來る、共に夜長の睡氣さましに妙なるへし、更に賣聲のおかしく、長々しきは、古への十九文店に倣うて

百文店といふあり、縁日の夕など街頭に席を鋪き、玩具、鏡、剃刀、箱、箸、箱、銅盥など何くれもなく價に準じて類を分ち、何れも一品一錢、二錢、八厘、あるは三錢、五厘など價を限りて賣る。賣聲高く、調子さへいご異様に、買ひなよ、買ひなよ、何でも買ひなよ、ちよいと買ひなよ、上の通りは二百と八文だ、前の通りは何でも百文だ、隅から隅まで何でも買ひなよ、お勝手道具も嫁入、筆、筒も二百と八文だ、私の所は上方仕入だ、何でも買ひなよ、買ひなよ、買ひなよと、繰返し、諸ふが如くに呼ぶなり、近き頃より、同じく店を張りて、物産菓子といふものを賣るものあり、その菓子は肉桂、胡麻、薄荷などにて味をつけたる昔の干乾糖といふものに似たり、それを紙袋に包みながら、「これにあります品は、清國とんきん物産肉桂の味はごうじやいな、お次にあげますは、薩摩國の物産で、黒胡麻入りならごうじやいな、お次にあげますは、勢州は二見浦でとれまする青海苔入ならごうじやいな、お次にあげますは、甲州蜜柑の味ごうじやいな、お次にあげますは、薄荷は羽州の米澤でとれまする」など、高らかに呼びて賣る。往昔より子供だましの菓子賣はごさま〜におごけたる扮装をなし來れるはなかるべし、古びたる高帽子を戴き、古洋服の色あせたるを着て、つけ鬚などをかしくしたる男の、太鼓を腹につけて、亞細亞のパン、歐羅巴のパン、パン、パン〜」などごうちはやしつ、麵包菓子、砂糖豆などを賣り來れるあり、また「よかく、飴、こて、飴桶頭に戴ける男の、太鼓うちた、きて來るに、背後に附添ふ婦の三味線弾き鳴らしてをかしくうちはやせば、男の歌うて、

「よかく、飴屋さんにや、誰がなるよ、日本一の道樂者よ、そのまたおかかにはや、誰がなるよ、日本一のおてん婆が」。

斯く諸ひつ、踊りつして子供相手に、飴、粧、粧などを賣るあり、已れを耻ぢずや、かく明らさまに諸ふさま、また膽潰る、ばかりにあきれ

られぬ。

行商の數々は、陸の上のみならず、神田川、日本橋の川筋、八丁堀、鐵砲洲、大川筋の如き川々には、うろく／＼船と稱へて、米、薪、生魚、野菜、さては酒、醬油、菓子類までを傳馬船に載せて、河中の船を華主として鬻ぐものあり。其處此處となく客を索めんために漂ひあるれば、其名あるべし。此方より手を舉げてさし招けば、船を寄せて賣るさまをかじ、近き頃の時事新報に、細かにそが内情を記して、現時この船の數九十九艘、魚商二十三、八百屋十八、酒醬油餅菓子商五十六、米商二ありて、中に就いて千葉縣東葛飾郡浦安村なる鈴木磯吉の家は、代々この船に船を立てざることをなく、當代磯吉に至るまで十六世なり。彼の磯吉の得意談に、東京の老舗といつたら、三井と大丸、それに加へて三軒なりといへり。斯かるものゝ中には運送荷船の船頭等の不正品を故買し、または播拂ひなどすることもあり

といへり。

窮民の業——辻藝人、物賣 斯かる者大方は

皆細民のはしくれがなせる業にして、其日其日の糊口に追はれて、廉耻の慮など露思ふべき暇なければ、是非もなくまた哀れなり。冬の空のうち時雨もせんとする夕間暮、貧民町の景色いと物寂しきに、土方、輕子、紙屑拾ひ、古下駄拾ひ、犬殺し、襪褌の撰子、草取女、あるは角兵衛獅子、住吉踊、托鉢僧、祭文語り、御札賣、猿舞し、木偶遣ひなど、彼



方此方より歸り集ふさま、何れか傷心の種ならざる。金殿玉樓に酔ひつ歌ひつする殿ばらにせめても一目見せばや、浮べる雲の身を慎みなん、富にも限なれど、貧しきにも限なし。

日々門口に立つ物貰を始め、さまざまの身振なごし、卑しげなる技を售る辻藝人の數々も盡しがたし、歳の首に來たる鳥追、猿舞し、角兵衛獅子など田舎人の眼にも新しからず。虛無僧の天蓋眼深かに、尺八吹鳴らして來たれるもありしが、今は稀れくとなりぬ。法印といふものありて、兜巾篠懸嚴めしく扮裝ちて、一枚齒の高足駄を穿ち、金剛杖をつきて法螺を吹きて來たるありしが、これもふつに絶えたり。祭文語りの法螺吹き、錫杖鳴らし、デロレンく語り、阿呆陀羅經讀の木魚したまかにたゞきて、口八釜しく嚼るは來たれり。巡禮のしこやかに御詠歌唱ひて門に立つもあれど、京坂ほごに多からず。千手觀音或は地藏尊の佛龕背に負ひて饒うち鳴らして

來り(所謂千手觀音、賣主ごもの列なりて町々を托鉢しありくもあれど、何れももと糊口の爲めにして、巡禮も、千手觀音も、佛閣を巡拜するにあらず、托鉢も身を僧籍に置くにあらず、朝に安宿を出で、町々をもらひありき、さて夕に歸り臥すもののみ、また托鉢の類にや、七坊主とて數多の僧の拍子木などうちたゞきて素跣足にて、駆け來るものありしが今は絶えぬ。身延詣、千箇寺詣など團扇太鼓たゞき、題目唱へて來たるが中に、面の二の舞めけるが多かるは、見るともおぞましく、如何なる人の斯く淺ましく成りはつらんと思へば、今更に人の身の疎まし。

門附は三味線弾きて立つのみならず、二人の女性の琴をかつぎ來りて、爪音細かに掻き鳴らすがあり、盛場所などには路傍に立ちて卑しげなる數へ歌など謳ひて、そが文句節附の摺本を賣る讀賣もあり、零落書生の大道に活潑らしく愉快節など放吟して、さて其摺

本を勿體らしく諸君に分つべしな
 ごとて賣りつくるがあり。同じく壯
 漢の二三うち伴れて、編笠目深かに
 鼓弓、琴、月琴、尺八など合奏して、ホウ
 カイ節、あるははかなき流行歌など
 歌ひ來れるがあり。男子立、志出、郷關
 など歌ひし昔の心ありや、なしや。まだ淺宵
 ながら物しめやかなる夕、流しの二人三人
 うち連れ、婀娜めきたる調子にかき鳴らし
 ありくは、いと艶なり。ほの闇き檐下に佇立
 みて、聲色遣ひの銅鑼うち鳴らし、拍子木た
 たきては成田屋なり、音羽屋なりと巧みに
 俳優の聲色を眞似ぬる、中には斯道を娛み



つる人のなれの果もあらん、藝が身を助くる
 不幸を吐つなるべし。
 近き比まで紅勘さて、お龜の假面を被り、三絃、
 太鼓鉦など一人にて弾きつ鳴ら
 しつして、身づからまた踊る物貫
 ありしが、今はふつに來らず、住吉
 踊と稱へて來たるものも、今は白
 衣に腰衣を纏ひし法師ならず、む
 さくろしき男の絳巾を垂らせる
 傘の柄をうち叩けば、後に婦の三
 味線かき鳴らすに、二三人の子供
 の手足を動かすばかりに躍るの
 み、(今一に)「かつぼれ」といふ、さてか



る物貰の子供等は多く已が子にあらざるか「すわり」とて縁日の夜などに、大道に筵敷きて坐り、火寸、彫など三四前に置きて、哀を乞ふもの、傍に寝かせる乳呑兒も、已れの兒にはあらで、一夜幾錢と納めて、他に借り來れるものこそ、斯かる兒の美はしきは、却て人の憐を惹き難しとて、面の腫物に壞れ膿汁など流れ出で、あはれ瘦せ細りたるが、更に借料の高きものなりといへり、斯かる者どもの内情に立ち入りて窺ひ觀なば、更に呆る、はかりのことこそ多からめ、都下養育院は報じて曰へらく。

曾て下谷萬年町の貧民窟を取調べたるとき、三四歳位なる小兒を六名有したる一家ありき、皆同年齡なるが故に、一見してその家に生れたるものにあらざるを知る、就いてこれを糺せば、曰く、彼は隣家の車夫某の置去にしたる小兒なり、是はこの長屋内に棄てられたる者なり、惘然なる餘り、斯くの如く育て置くなりこ。

その言を聞けば、頗る貧民中の慈善家の如し、當時その行爲に感じ、斯かる貧民窟にも仁義は存する者と思ひたるに、充分に取調ぶれば、何んぞ圖らん、彼は實に残忍なる小兒の損料屋ならんとは、小兒の損料屋とは、甚だ怪しむべきが如し、雖も、彼等の社會には、此種の者少からず、而してこの損料屋は多くの棄遺兒を養ひ、乞丐等に損料を徴して貸與するものと知るべし、不具廢疾の乞丐が、瘦せ衰へたる小兒を携帶するを見れば、誰か哀憐の情を起さざるものあらむや、四五十の壯年なる男子が、懷中に當才の子を抱き、五六年なる幼兒の手を引き連れ、この程妻に死なれ、小兒二人を取遺され、家業にも出られずとて、泣々店頭に立たば、誰か一縷の涙を灑がざらむや、寒夜赤子を抱いて、寒風にさらさる、老婆の娘に死なれて、此子を遺されたりといは、誰か數錢を投じて彼を救ふを思はざらむや、試みに縁日を徜徉せば、此種

の者を多く見受る事あるべし。此等の小兒は此損料貸屋より貸出す者多しといふ。而して瘦衰へたる者は、損料費く、肥満なるものは損料廉なり、其價は十錢以下二三錢に至るといふ。此事情に依りて彼の損料屋が此小兒を養ふ状況を思へば、其殘忍にして小兒をして肥満せしめざる方法を用うるや知るべきなり、豈驚くべき状態にあらずや。右の損料屋は此小兒等が損料貸とならざるの年齢に達すれば、女兒なれば三味線または住吉踊などを授けて乞食を行はしむ。若し男兒ならんには角兵衛獅子の如き者に賣渡すか、然らずんば追放するものごとす。追放すれば忽ち乞食群中に投ずるなり。されば棄兒遺兒にても最下等の者は収養せられざる者多々あるを知るべし。窮兒惡感化の状況、二頁—四頁是れ救はるゝは救はるゝにあらずして陥れらるゝなり。救ふは地藏のみにあらず、惡鬼にも多かるべし。次に述ぶる高利貸の如き、またこれに漏れず。

たこれに漏れず。

高利貸 貧民の斯かる業を以て糊口するもの、大方は非人として公の民の外にありしに、今や聖恩洽く露ひて、等しく平民に加へられつるも、その生活の有様の異なるまゝ、猶ほ冥々の間に世の外に區劃せられたるぞ是非もなき、非人といふ名さへおぞましきに、人非人どまで打罵られて、得々としてその業を營めるは、高利貸なるべし。質屋は都下に八百餘戸もあれども、金利に制裁ありて、猶ほ甚だ食れるとはいひ難く、一歳の貸出高八百九十萬圓を超ゆるといへば、細民の爲めにまたなかるべからざる金の泉ならんか。それさへ世には質屋三代續かずとて、その正業にあらざるを罵れり。昔五兩一分といへば聞く者猶ほ身を寒うせしに、今の高利貸は普通にも五兩一分の天引てんひき二割とて、一圓につきて月利五錢と定め、別に手数料として豫め貸金の二割を徴

り、これを五十日乃至六十日に日濟を以て返濟せしむ。故に例へば借主は十圓の證書を以てその實己が手に入るは正金八圓なり、剩さへこれに利子を拂はざるべからず、その他八分二厘なぞ稱するもの愈、出で、愈、酷なり、渴するもの盜泉を問はざるが如く、窘窮する餘りにこれを借れども、甘露と甜むるは舌頭に消えて、咽を過ぎては砒霜を服せしにも異ならず、さて其後は督促箭も楯もたまらず、利に利を加へ、子母侷しきに至りては、遂に返辨するに難く、執達吏さへ襲ひ來りて不慮の汚名を負ふことあり、借りて還さざる固に罪あり、然れどもその罪に陥るを俟ちて、狼戾の慾を逞うせんごするに至りては、世の外に逐ふべし、而かも社會これを惡むで何等の制裁を施さざるは如何、一行買來りて曰へらく、高利の類に鴉金カキガネといふあり、朝に借れば其夕鴉の罫に還る頃を期して返すなり、殊に市場などに最も多く行はる、もと

抵當を要せず、その面を信じてこれを貸すが故に、棒手振ぼうてまの如き身に一錢の資なきものも、これに憑りて品物に易へば、終日市中に沽りて若干の利を獲べく、以て一日を餽し、また利子をも併せて拂ひ得べし。奴の今日あるも常にこれに頼る所多きが爲めなり、高利なかるべからず、高利夫れなかるべからずと、余笑つて曰ふ、謂ふが如くは寔に高利の惠大なり、同じくは低利を以てこの惠あるに比して如何、賈色を作して曰ふ、旦那の如きは世猶ほ無利にしても貸すものあらむ、奴の如きは高利を以てさへ多く拒まる、實言の如きは殆んど無用に屬すと、頓かに荷擔して去る、嗚呼高利貸世になかるべからざるか。

附 表

商業戸數

明治二十九年十二月三十一日現在

豆	蒟	漬	味	鹽	麴	酢	醬	洋	酒	粉	雜	米	商名	戸數
腐	蒟	物	噌				油	酒		類	穀			
五	三	三	九	一	四	三	三	二	二	二	二	二		
五	三	三	九	一	四	三	三	二	二	二	二	二		
生	牛	鳥	獸	燒	團	餠	菓子	菓子	糖	包		波		
魚	乳	肉	肉	芋	子		種	子						
一	二	一	三	六	八	五	六	六	三	一	九	二		
八	三	三	三	六	八	五	六	六	三	一	九	二		
水	菓	甘	野	煙	茶	乾	佃	滷	干	乾	鷹	鷄		
	物	菓	菜	草		物	煮	銚	魚	海	節	卵		
二	三	三	一	一	五	五	一	九	三	一	三	三		
九	四	三	三	九	三	五	一	九	三	一	三	三		
石	竹	材	摺	附	蠟	水	石	石	薪	漆	澁	生		
		木	附	木	燭	油	油	炭	炭			蠟		
二	三	一	一	五	五	一	三	二	二	二	二	二		
九	四	三	三	五	五	一	三	二	二	二	二	二		
		板	附	燭	燭	油	油	炭	炭			蠟		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
塗	金	西	古	建	疊	鐵	銅	石	煉	瓦	土	砥		
物	庫	洋	道	具	表	葉	鐵	灰	瓦	砂	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		家	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物	地	石	煉	瓦	砂	石		
三	六	四	五	一	八	六	三	二	二	三	三	三		
		具	具	具	及	物								

繪具染草	剪花	造花	骨牌	雛人形	玩弄物	煙管	金銀細工物	金銀箱	漬金銀	古金	兩替	眼鏡	硝子器	及磁石計
二五	二九	三三	三五	二四	二六	二八	三三	三三	三六	二五	八	六	三三	八
爪掛	鼻緒	下駄	鑄物	籠	竹皮	荒物	曲物	指物	葬具	神佛具	賣藥	藥種	藍及藍玉	
九	一四	八	三	三	三	二五	四	五	三	二	三	四	三	三
飼葉	湯屋	下宿屋	旅人宿	運送荷受	株式賣者	質料	肥料	種木	提燈	洋傘	傘	靴	麻草履	
二	六	八	六	三	七	八	七	九	二	三	三	三	二	二
土器	家根板	錦魚	小羽	飼鳥	洋燈	鑪詰	糠	刷毛	竹細工	簾及蓆	磨砂	齒磨	昆布	鏡
二	二	三	六	三	五	五	二	四	二	五	二	四	五	四
吳服	土燒物	蠶種	屑及燃糸	絲	素麵	生糸	籠及竹細工	篩	挽物及	糸組物	襪	草鞋	紙屑	桐油
二	二	三	六	三	五	五	二	四	二	五	二	四	五	四

庭造	植木	井戸堀	葺キ	左官	大工	職名	人員
三	三	三	二	一〇	四		
煉化	瓦	家根	木挽	杣方	土	職名	人員
一	二	四	二	四	五		
石盤	劫切	石工	瓦葺	家根板	砥石	職名	人員
一	三	二	三	八	八		
指物	穴藏大工	宮大工	船大工	疊	日	職名	人員
三	三	二	二	五	二		
挽物	ペンキ	遊塗	ペンキ塗	折製造	木具	職名	人員
一	二	二	二	二	二		

工業人員

明治二十九年十二月三十一日現在

活版	銅版	活字	文房具	印材	判木	木判	印判	麻苧細工	絲打	綿打	莫大小	西洋洗濯	指印	股引腹掛	紅結	髻結	櫛	菓子型	經木	車母衣骨	車母衣	荷車	人力車	馬車	龍吐水	ボムブ	木舞搔	天秤棒
二九	三三	二四	七	二四	一五	一五	一五	七	一五	二五	一七	一七	六	五	三	三	三	九	三	五	二五	二七	六	九	三	三	三	五
看板	陶器工	書工	油繪	錦繪	墨汁	鉛筆	算盤	白墨	筆軸	墨軸	筆	硯	石版	寫真	銅壺	錫	真鍮鍍治	鐵鍍治	帽子	煙管	袋物	石輪	齒入	楊枝	齒磨	根掛	白粉	
三刷毛	元籠	八提燈ヒゴ	五藁細工	二七麥藁細工	三竹刀	二箒	四箒	三柄杓	四簾	一萬籠	二六藤細工	元竹細工	三毛經師	一〇六製本	五錠前	二五錠	二〇鉄針	二四針	一七金網	二四針金引	二〇釣針	四鈎	九箔打	八金銀箔	二五金銀象眼	三金銀鍍金	二〇金銀細工	
三友禪	二上繪	四西洋染物	六染物	四唐木細工	五碁石	三碁盤	四碁具	六茶器	四茶寶器	六土器	七磁器	三陶器	二六曲骨	一七扇骨	二七理化學器械	三電氣機械	三時計	二蹄鐵	三鐵葉細工	五刀劍磨	五洋刀	七八刀劍	七銃臺	九銃工	三銃立	二銃印	九銃掛	
二骨細工	三三角細工	三三籠甲	五五樂器線	四樂器	八造花	二〇葬具	三佛師	五宮師	七骨牌	三際物	四飯具	四人形	四形付	三三測量器械	四足袋	三洋服裁縫	二和服裁縫	二二縫箱	二四機織	二七芝居道具	八街器	五量器	四度器	三眼鏡	三醫療器械	二七製糸器械	六機道具	三三測量器械
二〇	三三	三三	一五	四	三	四	八	二	六	二	二	三	三	二	四〇〇	三	一六	五	一五	六	八	四	二	三	三	二	六	八

東京風俗志上の巻

社會の組織及び其情態

象牙細工	二四	提燈	二〇	梅	元	煙草	四	傘	一〇九
鯨鬚細工	六	扇	三	火鉢	四	卷煙草	三	洋傘	二九
象牙彫刻	二九	團扇	五	笠	四	菓子	四	スタック	六
貝彫物	六	磨紙	八	マツチ箱	五	西洋菓子	三	靴	六
紙	三	漉紙	二	煉炭	六	草藥	七	肥料製造	二
染紙	四	張物	五	煉灰	四	製革	三	骨粉	三
表紙	七	玻璃製造	八	炭焼	一	靴	四	和製	一〇
一開張	七	鏡	〇	製茶	七	鞆	七	和製	一〇
襖紙	二	硝子細工	六	昆布刻	七	革細工	七	寒酸計	一
壁紙	七	塗物	二	燒酎	六	馬具	六	附木	三
短冊	一	壽繪	二	粉麩	六	爪掛	二	提燈弓	二
狀袋	二	梅子	三	澁	一	鼻緒	三	湯ノシ	二
桐油	三	庵	三	油	五	下駄	三	版摺	二
水引	七	桶	五	蠟燭	四	下駄表	二	煙管筒	九
紙細工	三	篩	六	マツチ	三	麻裏	二	建具	五

紙漉器械	二	白玉粉	一	水砂糖	一	揚弓矢	一	糸組	一
艾	一	胡粉	一	幻燈	一	煙草機械	一	弓	六
堆朱彫	二	燻繼	七	鎗師	一	製網	一	野引	六
索麵	三	製粉製造	一	珠數	三	假面	三		

農業及び漁業の戸數人員 明治二十九年十二月三十一日調査

業名	戸數			人員		
	専業	兼業	合計	自作	自作兼小作	小作
農業	一八八	三三三	五二一	三三〇	六八五	八一六
茶製造			三九			
並に乳搾取			一七			
並に乳搾取			三三			
漁業			四二〇			
専業者			六九五〇			
兼業者			四三三〇			
合計			二一八六			
乾燥製造			一四六			

諸賃錢 (平均)

明治二十九年

職業種類	給年給月別	三 月		九 月	
		上等	下等	上等	下等
農作年雇	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
農作日雇	日給	二,〇〇〇	一,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇
養蠶	月給	七,〇〇〇	五,〇〇〇	七,〇〇〇	五,〇〇〇
蠶糸練	月給	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇
機織	月給	四,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	二,〇〇〇
陶器職師	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
漆器塗師	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
錫物職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
袋物職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
染物職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
和服仕立職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
洋服仕立職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
木挽職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
大工	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
左官	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
瓦葺	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
家根職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
煉瓦師	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
指物師	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
經師	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
墨刺職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
建具職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇

職業種類	給年給月別	三 月		九 月	
		上等	下等	上等	下等
石工	日給	七,〇〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	六,〇〇〇
植木職	日給	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇
煙草刻職	日給	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇
製茶男工	日給	六,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇
菓子製造職	月給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
下駄職	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
靴職	日給	六,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇
馬具師	日給	六,〇〇〇	四,〇〇〇	六,〇〇〇	四,〇〇〇
車製造職	日給	四,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	二,〇〇〇
紙漉工	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
鑄物職	日給	五,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇
鍛冶職	日給	五,〇〇〇	四,〇〇〇	五,〇〇〇	四,〇〇〇
綿打職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
活版植字職	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
版摺職	日給	六,〇〇〇	五,〇〇〇	六,〇〇〇	五,〇〇〇
油絞職	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
船大工	日給	七,〇〇〇	五,〇〇〇	七,〇〇〇	五,〇〇〇
桶職	日給	五,〇〇〇	三,〇〇〇	五,〇〇〇	三,〇〇〇
酒造稼人	月給	七,〇〇〇	四,〇〇〇	七,〇〇〇	四,〇〇〇
醬油造稼人	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
漁夫	日給	四,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇
日雇人夫	日給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
下男	月給	三,〇〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇
下女	日給	一,〇〇〇	八〇〇	一,〇〇〇	八〇〇

重要品相場

明治二十九年

東京風俗志上の巻 社會の組織及び其情態

品名	三月	九月	品名	三月	九月
米 上石	九八五〇	一〇六〇〇	和白糖	七三六	九〇〇八
米 中石	九六〇〇	一〇四〇〇	和赤砂糖	八九五	九一五〇
米 下石	九三〇〇	一〇一五〇	洋白糖	七〇七	八六〇八
大麥	二八五〇	三二〇〇	洋赤砂糖	四七三	四二七二
小麥	五〇〇〇	五二五六	和産繰綿	三二〇八	三三二九
裸麥	五〇〇〇	六〇〇〇	洋産繰綿	二二〇〇	二二五〇
大豆	六二〇〇	六四〇〇	紡績綿糸	三三三三	三三六七
食鹽	一九六八	二〇二〇	洋産綿糸	三九三〇	三六三〇
醬油	一〇七六	一五〇〇	晒木綿	二四五	二五
清酒	二四二五	二七八三	洋産生金巾	二八〇	二四九
茶	二六八六	三三〇〇	花	七〇〇〇	七〇〇〇
葉煙草	二五〇〇	二二〇〇	生絲	八〇〇〇	八〇〇〇
刺煙草	二二〇〇	二二〇〇	色	七〇〇〇	七〇〇〇
節一貫目	二二〇〇	二二〇〇	絹	三〇〇〇	三〇〇〇
牛肉 (十二貫目)	一四三〇〇	一六五〇〇	下中上	三〇〇〇	四〇〇〇

海氣一反	五五〇〇	七五〇〇	石油一箱	五八四	五七二
麻 百斤	三二〇〇	二九〇〇	石炭一噸	二二七	二〇四
藍 玉一貫目	一七〇	二二五	薪 十貫目	一〇二	一四一
和 鐵一貫目	三五	三六	炭 十貫目	八五〇	八五〇
洋 鐵一貫目	二四	三五	美紙一束	一八〇	一七〇
松尺 二間一本	四二〇〇	四三〇〇	半紙一束	二二七	二二五〇
杉尺 二間一本	四〇〇〇	四三〇〇	乾 十貫目	二一六	二二八〇
松六分板一坪	六〇〇	六六六	鱗 十貫目	三〇〇	三〇七
杉四分板一坪	五四〇	五七	油粕(菜種) 十貫目	一七九	一八二
水油一石	二九七五〇	二九〇〇〇			

第三章 人情道德及び教育

第一節 人情道德——江戸、兒氣質

抑、東京の如き一大都會にありては、市民音に舊來土着の民のみならずして、四方より雜集して來去常に一ならず、人心の個々別々なること素よりなり。雖も、その來たる者も久しく返るに至りては、自ら融和して竟には東京化するに至る。概するに都民はまた一種の地方的氣習を特有せるなり。その特絶なるものを江戸兒氣質とす。蓋し純然たる都人の氣性の謂なり。

江戸兒氣質 關東の士氣古へより豪宕勇烈を以て鳴る。江戸開府の後、旗下八萬騎の士此處に住まひ、國々の大名武士また霧集して、銳志を勵まし、武道を磨きしかば、その氣風や、市民一般に推移して、所謂江戸兒氣質を養成せり。その後、華奢浮靡の風漸く浸染して、幾何かその氣風を消耗し去りしが、幕末に至るまで竟に滅びず。維新の後と雖も、江戸兒氣質は猶ほ都人を去らざるなり。そも江戸兒氣質とは何ぞ。

都人の所謂江戸兒氣質として誇れるものは、剛強自ら負ひ、氣を尙びて屈せず、義を執つて爽はず、財貨を見ること塵芥の如く、事に臨むでは火に投ずるをも辭せず。斯くの如きを旨として彌、これを勵ます。而かもその弊は躁急に失して、忍耐の力に薄く、殺伐に過ぎて、嫺雅の風に乏し。京坂の人はこれに反して、優柔にして因循に失し、輕浮に馴れて詭秘多く、利を射るに力めて節を重ぜざるなり。斯くの如く氷炭同じからざるが故に、東西の人士常に相容れざる所あるを免れず。

都人氣を尙ぶが故に、また人の困厄を見ては、これを濟ふに躊躇せず。人に屈せざらんことを思へば、小耻を受くるも必ずや雪がんとを欲ふも、是れ躁急にして遠き慮なければ、争鬪端なく起り、殺傷また多し。彼れ誇つて曰へらく、喧嘩と火事は江戸の花なりと、常に大言壯語して勇を衒へども、確拔の氣に乏し。俚俗に歌はずや、

江戸兒は五月の鯉の吹流し、口さきばかりで腸はなし。然れどもその所謂口さきの粗暴なる、殊に下流者の少しく意に満たざる所あらば、則ち「何んでエへらんめエ」より始めて「へなちよこ」へちやむくれ」など悪口雑言陳ね得るだけを陳ね、罵倒するさま眞に芝居の雲助一輩の尻引まくり、強談文句を列ぶるに異ならず。これを俗に「たんかをさき」といふ。彼等はこの「たんかをさき」を以て、勇氣あるものとして自負し、この場合に斯くせざるを見れば「たんか一つきれねエ野郎」と嘲り、意氣地なしを以てこれを蔑視せり。斯くの如く、常に隱忍の氣に乏しくして、腹中に藏する所なければ、さながらに灑落さして執拗ならず、夕に血を流して争ひ、朝に雍容さして笑つて相見る。例へば百雷頓に治まりて後、一天水の如く、明月皓々、清風徐ろに動くの觀あり。

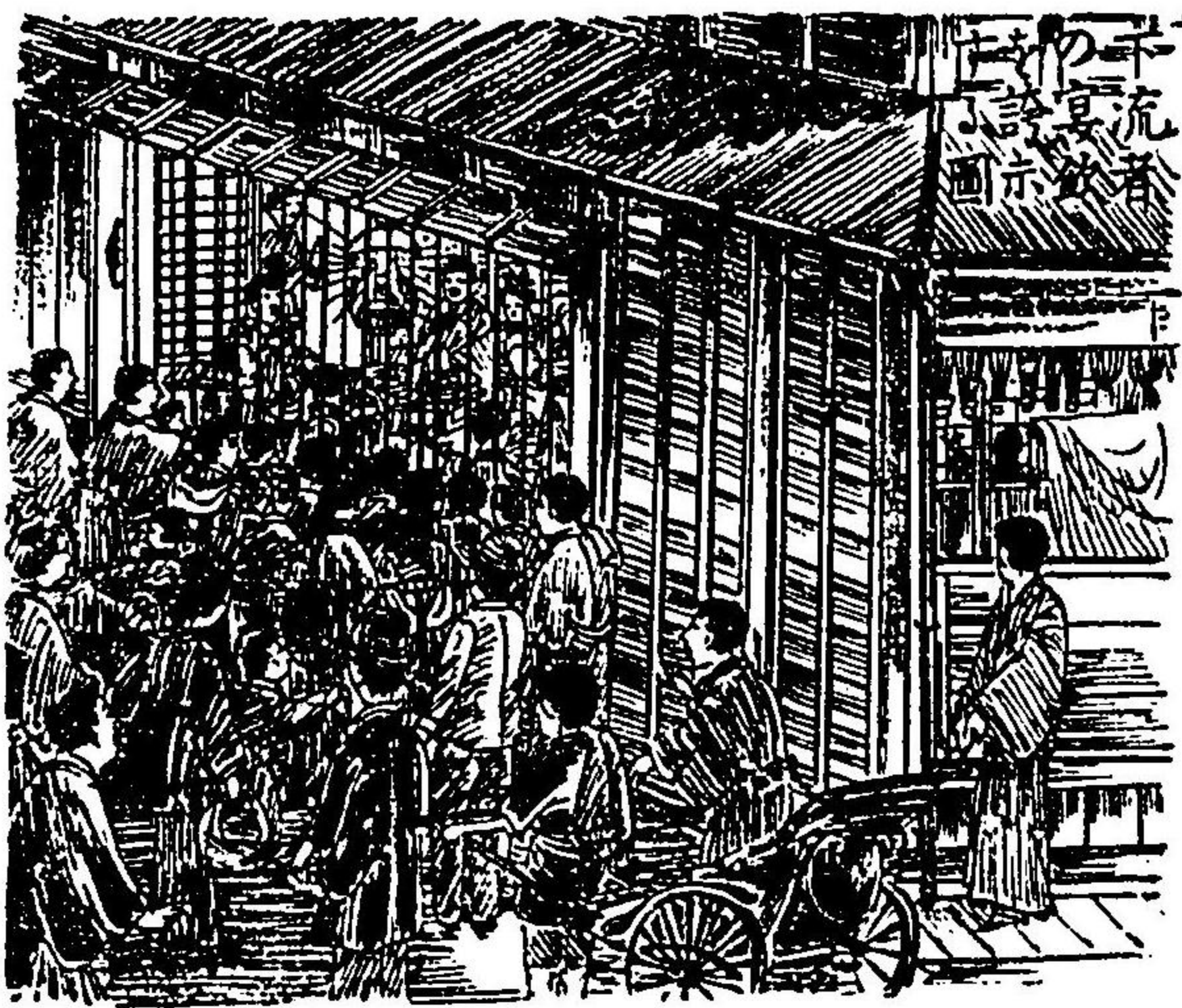
都人土地の繁榮を恃みて、地方の事情に通ぜず、他郷の人を見れば、

妄りに田舎者と呼びて輕視し、厓岸にして近くべからず。花は向島の寺は門跡、役者は團十郎、さてその他に見る所なし。故に例へば京阪の俳優の技に巧なる者の來つて演ずるも、先づ都人の耳目を買はんこと甚だ難し。都人その巧拙を知るの明あるにあらず。唯田舎者の技藝の耳目に入るべきに足らずとして、一概にこれを斥くるにあり。然れども田舎者、その田舎者たるを以て厚く依る所あらば、快く扶持して善くこれを視る。都人は或る點に於いて眞情に富めり。道を問ふ者あらば業を執る者も休むで、左に折れ右に曲りと、詳かに前途數町に説き及ぶ。瑣末の事と雖も、斯くの如きは市井の人に稀れに見る所ならずや。

都人は財貨に吝ならずして、貯積の念に乏し。川柳に云く、「江戸兒の産れぞこなひ藏をたて」と、自らも曰く、「宵越の錢は使はず」と。蓋し其日に獲る所の金錢は、其日に費ひ盡くすの謂なり。斯くの如く手に

隨うて貲財を散して、これを快とし、以て誇れり。家に儋石の儲なきも、酒を得れば客を延きて酌み、財を得れば朋と共に遊ぶ。東台花笑へば明日の米錢を抛つてこれを觀、産土神の祭禮には衣服を典してこれを盛にす。彼の初松魚の聲を聞いて「とてら」を典して啖ひ、門口に骨を棄てて誇るといふ話は、一場の話柄に止まるが如し。雖も、能くその氣風を示せるものなり。京坂の人は慧黠にして鄙吝、而かも優長にして、眼前の細利を知りて、時間の貴きことを知らず。急勝なる都人は商業上の取引をなすにも、屢これが爲めに窘めらる。故に常に上方贅六を以てこれを罵れり。都人の負けじ魂は、一轉して、外觀を修ひ虚勢を張らんとするに至る。彼等は外觀を修ふを以て世に對する本分の如くに思へり。故にこれを修ふには、せつなき程の瘦我慢を以ても力む。彼等がとてらを典して初松魚を啖ふも可なり、其骨を門口に捨つるははた何の

意ぞや、畢竟人に誇示するにあらずして何ぞ、生兒の産土神詣に、諸方より贈り來たれる産衣を、さも晴れくしく仕事師に擔ぎて從はしむるが如き、(中卷産土神詣の繪参照)また嘗て地主が葬儀に、湯灌盥を擔はしめて暗に誇示せしが如き、慶賀は素より愁傷の間に、も尙この意を漏らして休まず。下町邊には職人風情の妻も、晝は容儀を整ひ、長火鉢の側にお上さん然として澄まし込み、近邊に出づるにも必ず衣服を更めて出づるが如きさまにて、日を暮らし、夜に至れば倉皇、手褌がけとなりて洗濯もすれば夜作もする。米屋、八百屋に買物に出づるといふ有様にて、晝は細君、夜は宛然下婢たり。彼等が花見に往くも、芝居見に行くも、料理屋に登るも、半は外觀の爲めにす。劇場に到るや、出方に纏頭を投じて、個々挨拶に來らんことを望み、祭禮の日、遷物の門前を過ぐるや、祝儀を贈りて門に向きて其所作を演ぜんことを冀ひ、家に宴を催せば、戸牖を開放して往來



に表示するが如き、畢竟また是れ世に誇らんとする爲めに過ぎず。斯くの如き淺薄なる見え張を以て無上の榮譽となせり。彼等は此の榮譽を得んが爲めに心身を勞すること甚だ大いにして、この榮譽を得る能はざるを以て人に齡するのと能はざるが如くに思へり。斯くの如く叙し來たれば、更に余は疑なき能はず。嚮に余が都人の眞情に富める者といひて擧げしが如きは、果して其誠心に出づるや、否やを。都人は迷子を親元に送り届けて、親切者の名を買はんとする者さへあれば、なり。都人は親分おやぶんといはれ、親方おやかたといはれ、親切者おんせつしやうといはるゝが如き、

最も垂涎する所にして、一は其名を得んが爲めにも、人の厄介をも引受け、人の世話をも好むでなせり。

上來陳じ來たりし所は、これ絶極に謂ふものなり。雖も、苟くも都民にして自ら願れば大に、小に、この氣風を具へざるものなかるべし。而してこの氣風は山の手に薄くして下町に烈しく、上流に淡くして下流に至るに従うて熱す。殊に神田の住民は神田兒かんだがこを以て誇稱し、水道の水を産湯にせざりし者は語るに足らざる底の言を以て意氣獨り昂れり。魚河岸の住民も江戸兒氣質に満満たるを自負して、躁暴を以て寧ろ天賦の美性たるが如くに恃めり。

斯くの如き氣習は、數百年來の歴史的感化と、地理的影響が養成したるに他ならず。この氣習は人性の美を表するもの多しとせざれど、抑また其弊の憂ふる所少しとせず。余は更にこれを教化するに力めて、其美を完うせしめんことを欲うて息まず。惟ふに、江戸兒氣

質は豪宕勇烈なる武人根性を遺傳したるものなるべし。雖も幾多の輕佻なる世を経しが爲めに、其中實を失ひ、唯只皮相を留めたるに過ぎず。殊に江戸兒氣質を以て自負する者の如き、多くは下流社會の無教育者が勇壯を衒ふに出づるに多く、人性の劣情もさながらに暴露し、寧ろ帝都の民として、あまりにあどけなく子供らしきものあり。然れども上方者の詐譎智巧を専らとするに勝ること數等とす。若し教化し得べくんば、斯くの如きに對つて教化する程の良果を収め得るものはあらじ。乞ふ見よ、中流以上の人において、能く教養の法を全うせられたりしと覺しきは、其本性の能く醇化せられて、さも着實に、靜肅に、禮に厚く、義に堅く、進退動作の極めて恰惻に立振舞ふ人を見るべし。都人の如きは教化するに易く、これを教化して良果を収め得るの民たるを失はず。而かも都下教育の有様に就いては慊焉たるもの多し。

第二節 教育

教育の普及 郷曲の人皆曰へらく、子供を學問せさするには皆東京に限れりと。彼等は愛を割き資を投じて都門に學ばしむ。東京は寔に學問の地たるに相違なし。大學あり、高等學校あり、政治法律、農商工藝の學また各、これが専門の學校あり、碩學巨儒またその教に従ふ。寔にそれ學問の地たるべし。而かもこれに比して都人の品性の伴はざる、輕浮躁急、間、無教育者流に異ならざるもの多きは如何。按ふに専門の教育は、如何に隆盛を極むるにせよ、都人一般の智徳を教化する上に、直接の效果薄かり、其のこれに與つて直接の影響あるは普通教育の振不振とす。都下の普通教育は未だ全盛といふべからず。またこれを他に比して敢て盛なりとさへいひ難し。郷曲の人の呼びて教育の地となすは、専門の學こゝに盛なるを觀たるの皮相の見なるのみ。若し余が

言を疑ふものあらはこれを證するに躊躇せず。

現今の學制に於いて、一般幼者の普通教育を受くるは、主として小學校なり。小學校は尋常高等の別に拘らず、兒童身體の發育に留意して、道德教育、及び國民教育の基礎、並びにその生活に必須なる普通の智識技能を授くるを本旨とするといへば、其智徳を培養して品性の美を啓發せしむるの基礎は、これに依りて形造らるゝなり。最近(明治二十九年十二月)の統計に徴すれば、都下の學齡兒童の總數は、拾八萬八千一百九十六人を有す。これに供給する所の公立小學校、尋常、高等、併せて僅かに七十一校あるのみ。かるが故に一校に平均二千六百五十人を就學せしめざるべからず。是れ今日の小學校の手狭なる規模として、固より難し。果して入學せしむること能はざれば他に求めざるべからず。幸か、不幸か、都下には更に三百十八の私立小學校を有せり。公立は七十有餘といふに、私立は三百

有餘といふ。寔に四倍餘に達す。何れの府縣と雖も公立の私立に比して多きは數十倍、數百倍にして全く私立のこれなきもあり。何ぞ都下のみこれに反するや。

余は個々に就いて必ずしもいはず、されども私立小學の規模に於いても、學則に於いても、學科に於いても、教員に於いても、器械標本の整備等に於いても、總ての點に於いて、概ねその公立に劣れるは疑を容れず。斯くの如くして公立の小學校は學齡兒童の幾分の一をも就學せしむるに足らず、就學せんとする者も拒絶せられて止むことを得ず、私立に就いて満足せざるべからざること多かり。斯くの如きは夫れ教育普及の美觀といふべけんや。

よしんば公立、私立の小學併せて三百八十九校を以てするも、これを他に比すれば學齡兒童の數に對して甚だ少し。現に官は私立尋常小學の設立後、三箇年を経て教育上に相應の効績を呈したるも

のを以て、公立に代用して補充することを許したれども、これを公立に比すれば概ね不完全なるものにして、これ無きに比して稍、忍ぶべきのみ。惟ふに都下に公立小學の設立の甚だしく少きは、主として經費の不足なるによるのみ。東京市の如く教育費に支出するこの寡きは、他府縣に其類を見ざる所とす。これが爲めに公立小學校と雖も、授業料を以て維持費の主要なる補充となせば、これを収むるに厚し。公立既に其數に少く、授業料に厚ければ、私立の小學これに競うて起り、幾何か授業料を寡くし、可及的に多數の生徒を得んことを力む。私立は設立の精神に於いて既に純然たる營業的なり。

また一方を顧れば、拾八萬八千有餘の學齡兒童中、就學せざるもの、夥しきこと、また驚くに堪へたり。就學義務の既に生じたるものにして、猶ほ未だ就學せざるもの三分の一に多し。その因する所は

疾病の爲めといひ、貧窮の爲めといひ、或は種々なる事情によりて妨げらるるといふ、就中明らさまに貧窮を稱して就學せざるもの、其半に達す。猶ほ其の實情を探るに至りなば、貧窮に因するもの、十中八九なるべし。都下教育普及の全からざること、夫れ斯くの如し。豈歎すべきの甚しきものにあらずや。抑、都下の小學校の授業料の昂れることは、全國に比なく、多きは尋常にして七十錢、高等にして壹圓に至る。而かもこれに就かしむるには書籍を要し、筆墨を要す。細民の夜を徹して勞役に就くも、獲る所、一月に八九圓に過ぎざるが中に、少くも其幾分の一を其兒の教育費の爲めに支拂はざるを得ず。是れ豈彼等が堪ふる所ならんや。細民は一家の口を糊するにも既に已に窘めり。何すれぞ其兒に資を投じて教育を施すべき餘裕あらんや。教育するの要を知らざるにあらず、これを教育するの途なきを如何にせん。これを救済するが爲めに都下に間、貧民學校の

設立あれども、窮民も「御慈悲學校」を「貧乏學校」とか稱へて、其兒をしてこれに學ばしむるは世に其肩身を狭からしむる思ひをなして、これに投ぜしむるを耻づ。さりとしてまた就學せしむるの資もななく、可惜少年をして無教育に放任せしむる者甚だ多し。寧ろ社會下層の大半はこれ等の無教育者を以て組成せらるゝなり。余按ずらく、市民教育費の負擔は猶ほ今日に倍するも甚だしく苦まず、其の苦むは寧ろ個人として就學費の多きにあらんか、就學費の多きは感情的にも厭苦せるなり。都下の如きは止むを得ずんば、或は教育費の負擔を大ならしむるも、就學費を輕からしむるを以て寧ろ普及の一方便ならんかと思ふなり。落語家某曰ふ、

「どうもハ、一駕籠を擔いだり、腕車を轆くやうな者の子供は、世が開けて學校が出来てから、無筆になつたやうだ。ナニ、學校が出来てどういふ所由で、さうサ、昔時は田舎じや、寺子といふて、寺

の和尚さまが教へてくれるから、大根か牛蒡でも引抜いて持て行けば、それで教へて貰へるもんだから、早くから寺へやつて字覚えて、老親の代りに手紙位は直に書くやうになつたが、今の世の中ちア、貧乏人の子供は學校にやれやしねエ、月謝の高い上に石盤を買ふさか、ヤレ鉛筆が要るので、それにまた試験の度、こんな着物を着て來いの、袴を着けなく、チャ、往けねエのと云ふもんだから、遂に上られねエのだから、貧乏人の子供は學校が出来てから、皆無筆になるといつた。

是れ一場の弄語に過ぎずして、恰も多角柱の一面のみを觀て、其全體を罵倒せるが如きものなれば、敢て論ずるに足らざれども、また幾何か其肯綮に中れる所あり。今就學兒童の比例に徴するに、帝都の如き全國四十二市中、僅かに宇都宮、新潟、神戸に超ゆるのみ。誰れか都下普通教育の斯くの如く振はざるを思はんや。蓋し其不振な

る所以に至つては他なし、主として貧民の多きに他ならざるべし。嗚呼都人の如き教化し易きの民たりながら、遂にこれが教化を完うすること能はざるは、無窮の恨事ならずや。頃日道路の傳ふる所に憑れば、市參事會は明治三十二年以降の豫算に、新たに小學校建設費を補給し、大凡そ十箇年を期し、全市各區を通じて九十校を増設せんが爲めに、繼續費三百萬圓として各區費にて負擔する事を計畫せりと。斯くの如くんは眞に喜ぶべし。余は更に進みて不就學者をして益、教育の門に入らんことを獎勵せんことを希うて止まず。

然れども都下の如き繁雜なる社會に雜糅せられて、生長する者は、無教育者輩も間、また有教育者らしく養成せらるゝを見る。卑賤の婦女と雖も、猶ほ小遣帳を注記する底の文字には多く苦ます。門前の小僧經を讀み得るが如く、見やう見眞似に應對挨拶さも伶俐に立振舞へり。田野の人はこれに反へて文字を習ひ覺ゆるも、文字の必要を感じるこそ少うして、自ら忘れ勝ちに、外境何れにつけても樸實なれば、其人また樸實に長じ、敏聰の風に乏し。これを以て田野の人、常に都人に對して崇敬の念を懷けり。噫、都人の如きは土地の爲めに僥倖する所實に少からざるなり。

都人は淺草の觀音、東西本願寺等に詣てし際に、必ず子供乞食の群を成して、うるさくも附き纏ひて哀を乞ふに困みしことあるべし。然れども彼等生れながらにして乞丐のみにもあらず、彼を懷ひ此を思ひ、これも人の子樽拾ひの感胸に湧き來らば、さながらに愛憐の情を惹かざらんや。然るに何を料らん、彼等は掏摸泥坊の雛兒ならんとは、彼等の多くは親なく、兄弟なし、而かも親分あり兄弟分あり、親分といふは亦是れ無頼の兇徒にして、彼等を煽動し、使嗾して盜行をなさしめ、兄弟分は同惡相擠ふなり。彼等

漸く長じて其術に熟し「ぼたはじき」擣摸の子となり「かつばらひ」竊盗となり「ぼたはじき」は進みて「擣摸」となり「かつばらひ」は竊盗となり、強盗となり、東京市養育院の係員と窮兒某(十一歳)との問答を爰に掲げて、その一斑を知らしむべし。(○は係員、△は窮兒)

○「お前は東京へどうして来た。△「まゝお父さんと一昨年東京に来た。○「何をして、△「土方をしてゐた。○「どこで土方をして居た。△「牛込停車場のそばで、去年まで。○「お父さんはどうした。○「お父さんは逃げてしまつた。○「それからお前はどうした。△「私は乞食をして居た。○「いつまで。△「昨日まで。○「この邊で。△「新橋の邊で。○「夜はどうした。△「新橋の馬車小屋で寝てゐた。○「なぜ此處へ来た。△「つれの一人が下駄を盗むで、三人で歩いて居たら、探偵に捕まつて、二人は逃げたの、私は何もしな。○「それから。△「京橋警察署へつれて行かれた。○「それから。△「區役所へ行つて區役所から、此處に來た。○「此處はよいか。△「こゝに居るのはいやだ、逃げて乞食をしたい、貰つて歩いてゐた方がいゝから。○「お前はなぜ乞食になつたの。△「だつてお父さんが逃げてしまつて、親方の内に置いてくれないから。○「どここの親方の内に居たの。△「牛込の土方の親方の内にお父さんと居たの。○「何と云ふ内。△「知らない。○「何時から乞食をして居たの。△「モ一一年から。○「仲間があつたか。△「どつさりあるよ。○「お前の知つて居るのを皆云ふてごらん。△「知つて居るなア、百人もあらア、ほんたうのおれの仲間は六人はど、外はない。○「其名は△「皆綽號だよ。○「その名と年を聞かしておくれ、お菓子を遣るから、爰に於て菓子數個を遣す。△「大きなのがチャキといふ、二十位、其次が常公で、十三か十四、十藏が十三、土橋が十二、デコチビが十一、をけやが九ツ、それだけ。○「それで親方はないの。△「わたいたちはないの、他の者は皆親方がある、萬年町に婆やと云ふ親方がある、東京で一番の乞食の親方。○「婆やとは女か。△「女だよ。○「親方があるとどうする。△「親方へ毎日二錢づゝ出す。○「それは親方の内に宿つたり、食べたりするからだらう。△「そうじやないの、宿らないでもだす。○「どうして出す。△「歩を取る者が廻つて來るから、それへやる。○「皆乞食ばかりするか。△「大きな者は泥坊ばかりするけども、わたいらア乞食をする。

○何と云ふのが泥坊をする。△澤山あらア、一番上手なのが、ズンドとねエ、書生といふの。○其ズンドと書生はいくつ位。△ズンドが二十、書生もはたち位、新喜といふのは懲役にいつて、セイチビも懲役に行つた。○新喜とセイチビはいくつ。△新喜は二十二三、セイチビは十五六、黒チビは死んだ。○黒チビも泥坊か。△ア、皆泥坊、夫から赤嶋だの、チビだのといふのは、浅草公園に居らア、六ツ七ツ位。○夫は泥坊じやアあるまい。△そんな小さいのはお貰ひばかり、まだ大きなのはねエ、鯉口といふ着物を婆やの方から着せてくれて、籠を貸してくれる、そして歩くとお巡査さんがつかまへぬ、それで泥坊するんだよ。○なにを取る。△何でも取るけれども、マア下駄だの、雪駄だの、靴だの、盗むで歩く、おしめでも、なんでも取らア。○お前も少しは泥坊したか。△わたいたちは、まだをそわらないから取らない。○學校へ上つた事はないか。△上らな。

斯くの如く彼等は長ずるに従うて彌、悪化するなり。彼等と雖も素より乞丐を欲せず、然れども恒の心なくして、恒の産なく、父母の教導するなく、また親縁の頼るべきなければ、さながらに無頼の悪漢に使喚せられて、剽竊をその業とするに至り、神社佛閣の賽錢を盗み、店頭の貨物を掠むるを手始として、愈、その技に熟しては竊盜、強盜なさざる所なきに至る。噫、公衆の彼等の爲めに蠹毒せらるゝと幾何なるを知らず、現に本郷の大火の如き、一千七百戸の家屋は、斯等子供乞食の僅かに數錢の錢を得んが爲めに、烏有にせられたるにあらずや。松柏も其嫩芽に折らば指にてすべし、長じての後は巨斧を以てするも易からず。今にしてこれを収養し、以て教化するは、個人の慈惠に止まらず、また自己の安寧を保護するの道にあらずや。都下に養育院あれども未だ全しといふべからず、都人たるもの須らくこれが収養の法を講じ、社會の安寧を保たんことを思はざるべからず。歐州には窮兒取締の法、及び窮兒學校の設立ありて、壓制的にこれを教化して頗る

良果を收む。余は斯くの如きが一日も早く我にも行はれんことを望みて止まざるなり。

小學校 教育普及の有様は既に述べつ。更ニ個々學校に就いて觀れば、公立に關るものは稍、完きに近しと雖も、私立に至りては大いに劣れり。私立に關はる者も、代用學校にありては、間具はれるものなきにあらざれども、その他に至りては言ふに忍びず。余が知れるもの、如きは、教室は、恰も豚小屋の如く、上級、下級共にこの一室に混じて、甲の讀書の間は乙習字をなし、運動場は名のみにして、あれども無きが如く、教師は明日教ふる所を其前夜に他に學びて來り、教師の留守には妻君赤子を懷にしたる儘、教室に臨みて監督す。長松や岩松が「へのへのもへ」を戰はせども、妻君よくこれを制する。と能はず、陋態見るに堪へ難し。唯斯くの如きが兎に角に教員たるの資格を得たるかといふに、多くは他人の名を籍り來れるなり、猶

ほ代診生が、他の醫師の出張所の名の下に、公然その業を營みて診治を恣にするが如し。既に授業料の有無は世論の囂々たる所、奚ぞ知らん。斯種の學校には、益暮の進物さへあるを、これ教師が敢てこれを強ふるにもあらず、生徒喜びて贈らんとするにもあらず、殆ど一種の慣例となり、義務となり居りて、恰も寺子屋時代の遺弊をこゝに存せるなり、而かも師弟の間に至つては寺子屋時代の美德を存せず。

寺子屋時代には、教師は其子弟を率うるに少くとも公德を重んぜりき、勞力には報酬の件ふものたるをも知りながら、猶ほ知らざる面持をなしき、醫者も藥を賣りながら、猶ほ賣るこいはざりしが如く、教師も謝禮に依りて糊口しながらも、猶ほ金穀を口にすることを恥ぢたりき。今は然らず、醫者が藥價を促すが如く、月謝を持參せよと命ず。これ澆淳といはば寔に澆淳と言つべし。都下に於ては、愈、この

風の盛なるを見る、加ふるに、都下の教員は半は研學を旨とし、その資を得んが爲めに、餘義なく職を奉ずるもの少からず、これ其の研



町 魁
校 學 町 番

學を以て旨とすれば、授業は則ち内職なり、斯くの如き輩にありて懇篤ならんとを冀ふも夫れ得べけんや、師篤からざれば子弟奚ぞこれに懐くことを得んや、師弟の徳義はさながらにこゝに缺けたり、都下の如き繁雜なる社會に向つて、普く通じてこれが圓滿ならんことを期せんは、素より無理なる注文なるべけれど、これ等、教育界の一顧を買はざるべからざることをす。

上來叙し來り叙し去る所に憑れば、都下の教育界は殆ど見るに足

らざるが如しと雖も、必ずしも然らず、余が述べしは多く其消極に關れり、若し夫れ其の積極に至つては個々盛觀を呈じたるものなからざらんや、實に我國小學校の模範ともいふべきものも、また箇中に存するなり、就中日本橋の常磐學校、魁町の番町學校、富士見學校の如き最も盛なるものとす。

第四章 宗教及び迷信

第一節 宗教

神佛 都人は特に宗教を喜び、神佛を崇めて禳祀を厚うし、厲鬼を信じて厭殃を荐りにす、神佛を併せ信じて一に偏せざることを、一般國俗の如し、都下神社の數は總計四百七十六社、中に官幣社以上二、府社七、郷社十六、村社四十八、境外社一百七十、境内無格社二百三十三あり、寺院の數は總計一千二百八十七寺、中に淨土宗三百七十七、

眞宗二百五十二、日蓮宗二百〇三、曹洞宗一百五十九、天台宗一百二十七、眞言宗八十三、臨濟宗七十三、黃檗宗三あり、(明治二十九年十二月調査)

社格の貴きもの必ず参拜の人多しといふべからず、末寺の多きも宗徒に至つてはこれに件ふともいひ難し、神社には稻荷(倉稻魂命)特に夥しく、八幡、天神、金刀比羅等また多し。氷川社の二三あるは當國(武藏國)の一の宮におはせばなるべし、特に稻荷の夥しきは古へ都下の俗、その持地に防火の神として、これを勧請し、一祠を建つる習ありしかば、今に至りて廢れたるは固より少からざれども、残れるもまた多かるなり、俚諺に謂はずや、多いもの伊勢屋、稻荷に犬の糞と。蓋し昔時伊勢屋と號けたる商家と、路傍に横たはれる狗屎の多かりしに比べたるなるべし。佛神には帝釋天、藥師如來、觀世音、摩利支天、毘沙門天、辨財天、不動明王、鬼子母神、閻魔王、地藏菩薩など

篤く信仰せられ、その殿堂の宏壯なるもの少なからず。

佛法の宗派として浄土宗の寺院の多かるは、古へ徳川氏の歸依たりしに因れるか、特に目を惹くは日蓮信徒に富めることなり、是れ其の關東に據りて起りしに因るは勿論なれども、抑、都人の氣風の斯宗法と相投ずるも、また一因たらざるべからず。眞宗は東西兩本願寺あり、末刹も多く檀徒もまた夥しきと雖も、氣勢ただ熾なりといふべからず。そも予の眞宗の本場ともいはれたる尾張に長じたるによりて、これを觀るに偏する所あるか、兎に角に毎朝戸々に唱名和讃の聲の起るが如きこと稀にして、却つて夜々法華題目の節柝に和して喧しく起るを聞くこと多し。兩本願寺の報恩講も常に池上本門寺の會式の盛なるに及ばず、蓮如忌の如き、寂としてその日たるを忘るゝを見るも、特に日蓮信徒の多きを徴するに餘あるべし。

信仰心

都人の浮躁なるや、神佛の靈驗一たび稱せらるゝに至り

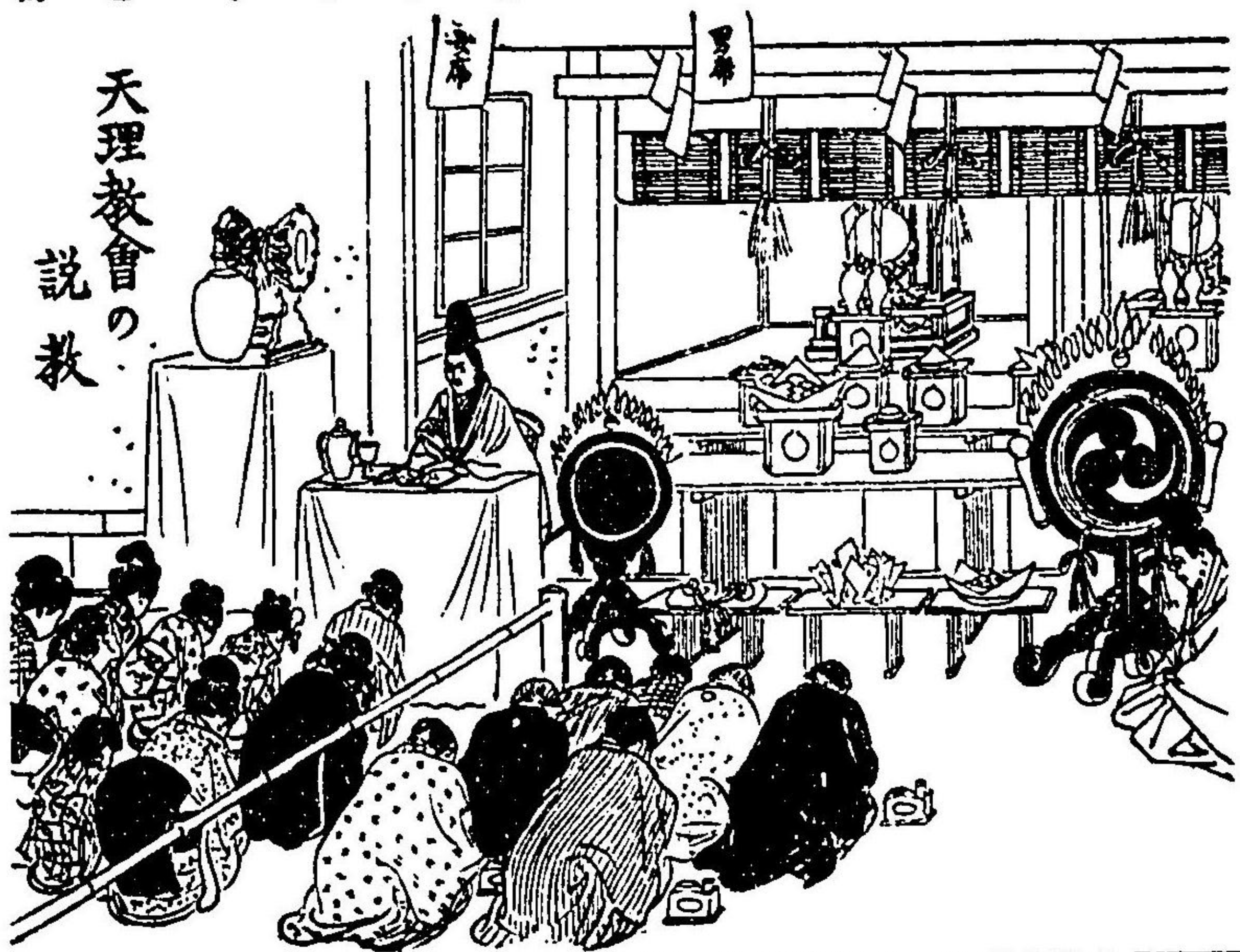
なば、頓に喧傳して、賽客踵を繼ぎ、靈前市を成し、木石をもこれが爲めに捨てず。淺草公園に六地藏尊の石燈籠一基あり、もこ是れ花川戸にありしを移ししものにて、其制頗る古朴なり。傳へ云ふ、鎌田政清の寄立せしものと、或は云ふ、近時に至るまで應安の銘歴然たりきと。紫の一本、近世奇跡考等これを叙するもの、一に尙古の餘に出づ。然るに比年人あり、これに禱りて眼病に靈効ありきと傳へしより、祈請の客日々に衆く、炷香の煙濃々として絶ゆることな



し、また小石川北野神社の境内に太田神といふあり、俚俗に貧乏神なるが故に、此處に幽閉せられたり。傳ふるに、近時頓かに此神實は貧を預りて信者を富ませたまふ靈驗ありといひ、賽客日に多く、社殿を改築し、嚮には近く露店を張るをさへ忌みし行賈の、俄に賽日をも定むるに至れり。また橋場石濱神社に力神ちからじんといふあり、石を積んで神體となし、縁結びに驗あり。傳ふ、然れども域偏陋にありて、人多くこれに賽せざりしに、頃日これを新聞に記載せしより、賽客相踵ぐといへり。斯くの如くその盛なるに急なれば、衰ふるにもまた速なり。飯塚の夕顔観音は元祿寶永の交に盛にして、淺草田圃の太郎稻荷は文化、文政の間に榮ゆ。而かも今は閑として、これを知る者さへ少し。

講社 斯くの如きが爲めに、巫覡の徒此氣風に投じて、藩祠を設け、愚民を誑惑して財利を貪れるも少からず。富士講、御嶽講、天理教會

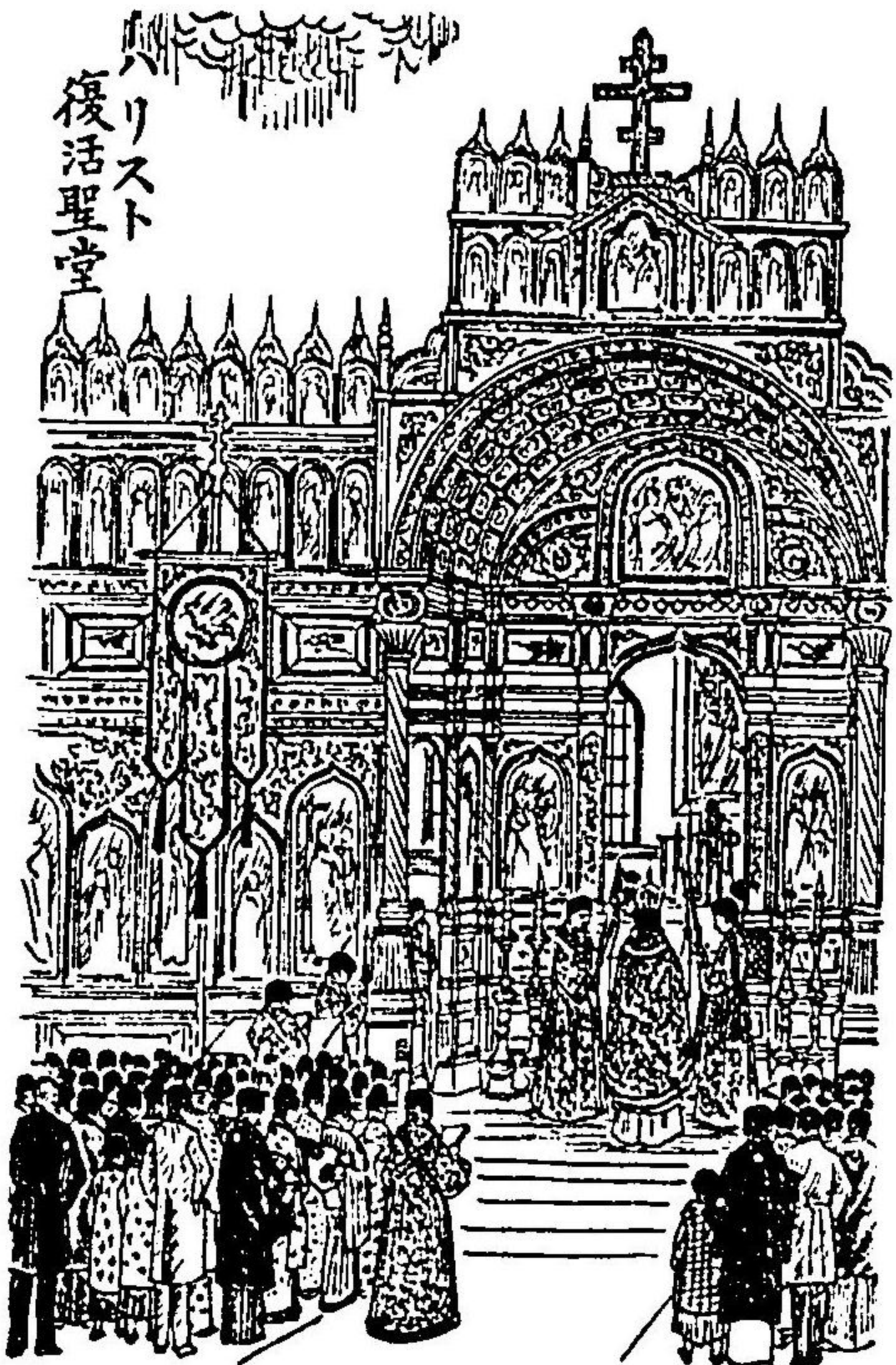
の類を始め神道佛教の流派を稱して、教會講社を結ぶもの日に多く、啻に信徒を誘掖するに止まらずして、壯に殿堂を營み、加持祈禱を行ひて病者を醫し、甚だしきは男女の間をも媒するありと聞く。近時小説家に世話女房の著あり、某新聞亦、蓮門教會の内祕を暴す、因つて此間の消息を解するに難からず。明治二十五年に都下教會講社の數四百〇二あり、中に神道に關はるもの二百八十七、佛教に關はるもの一百十五、これを前年に比するに神道に二十八を増



天理教會の説教

し、佛教に十八を減ぜり。

耶蘇教 神道佛教の外、漸く勢力を得んとするは耶蘇教なり。然れども耶蘇教に至つては舊來吉利支丹宗門の感情人心に執着して俄に動し難きが上に、その祖先教にあらざるが爲めに、信徒の只管



復活聖堂

が爲めに信徒は會堂を壯に起して信徒を誘ひ、これに相容れ難く、これ

復活聖堂は神田區駿河

臺にありて、俗にニコライ會堂と稱するも、蠻舎を設けて子弟を教化せんと
のなり、耶穌會堂中最も宏壯美麗を極む。蠻舎を設けて子弟を教化せんと
し、或は群集の場に辻談義をなすなど、誘導の法一に懈らざれども、
會堂に登る者も誠心以て信せず、蠻舎に入る子弟も單に外人に就
きて、鵠舌の語に熟せんごし、辻談義の席に立てる者に至つては暴
罵を加へて去るなど、今の形勢を以て按ずれば、五十年の後に至る
も、佛徒百が一の信徒を得るや覺束なし。

第二節 神社佛閣

神社 我國神社の制は、伊勢神宮、その他一二を除く外は、かの本地
垂迹の説行はれ、神佛融化せるに従ひて、神社も佛寺の殿堂を模し
しかば、遂に古制を失ひ、今に至りては、其造構の相髣髴として、判明
せざるもの多く、只千木、鯉木の存するあり、鳥居を樹て、狛犬を置け
るが如き點に於いて、僅かにこれを識別し得るものも少からず、都
下の神社は殊に一見佛殿に似たるもの多く、甚だしきはその何れ
に屬するかを疑はしむ、すべて専ら莊嚴ならんことを力むる餘り
に、鄙野に失し、却つて神々しからず。

都下社殿の制は、雑多にして一ならざれど、概ね正殿(本社)の前に幣
殿(拜殿)あり、正門には鳥居を樹つ。大社は樓門を設け、更に唐門をし
つらひ、瑞籬を繞らす。正殿の最も普通なるは、權現造の更じ轉變し
たるものなり、但し、天照太神を奉祀せるは多く、神明造にす。火災の
多き土地のところで、間、拜殿を華美にし、正殿は全く土藏造にするもの
もあり、(湯島神社、妻戀稻荷神社等の如き)屋蓋は幣殿、拜殿と共に茅
葺は素より檜皮葺も甚だ少く、覆瓦を用ゐ、望礮を銅葺にするを多
しとす、或は全く銅葺にするもあり、更に棟に千木、鯉木をも施せる
もあり、これを設けざるもあり、正殿と幣殿、拜殿とは極めて接近し、
石間(俗に廻廊といふ)を以て繋ぐ、これを上より望めば、恰も工字形
を成せり。正殿は奥院、また内陣といひ、神體を奉安する所にして、前

社殿の制



日比谷大神宮

神田神社

湯嶋神社

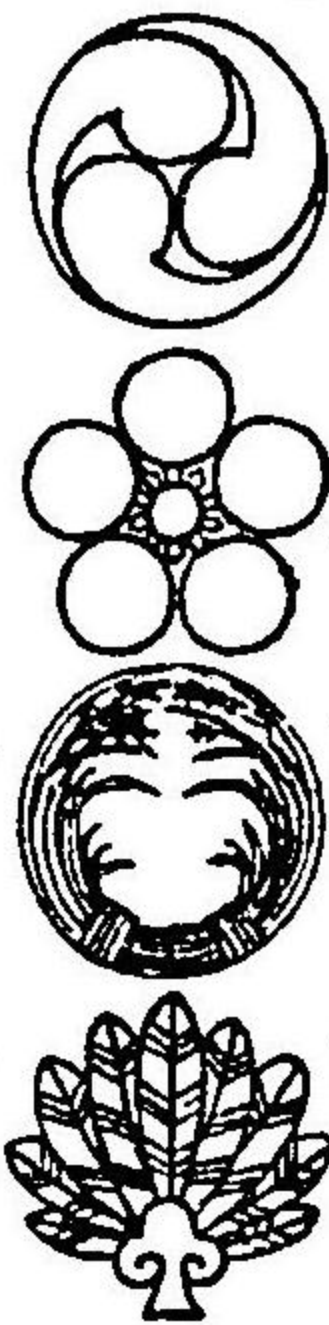
日枝神社

秀倉

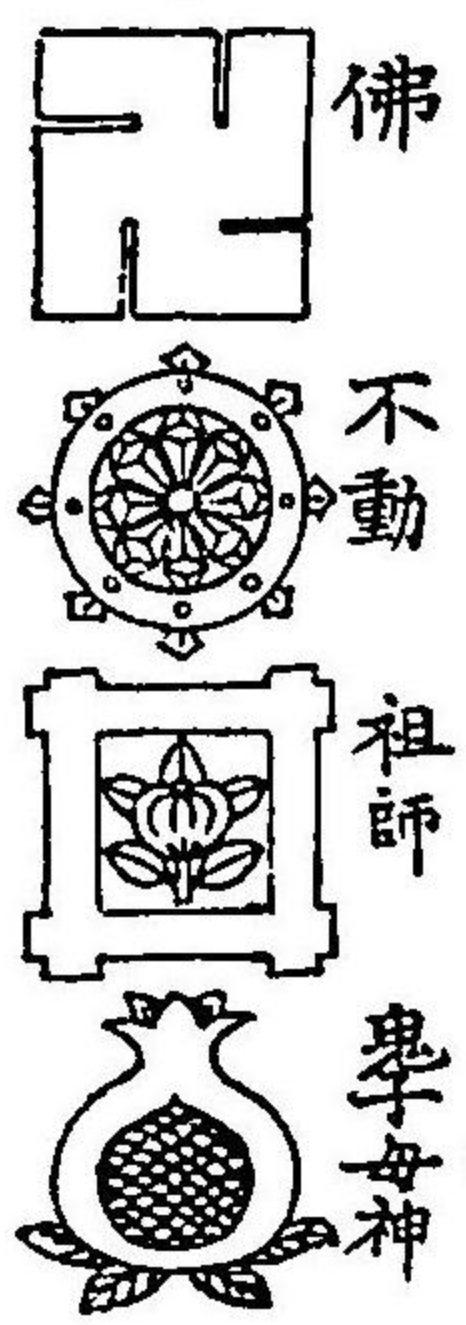
に階段、段上臺あり、段上は神饌を供ふる所とす。幣殿は正殿に直ちに或は石間を隔てて接し、多くは拜殿と棟を一にす。神幣を供する所たり。拜殿は幣殿の前につゞきて、正殿、幣殿より常に廣く、隨身の像、獅子、狛犬（俚俗にあま犬と云ふ）を置けるなど、其装置を他地方に見ると異にせず。因つてまた隨身間、獅子間の稱あり。神庫の設けなきは、神輿をもこゝに納む。拜殿の制は一ならざれど、多くは正面の扉を唐戸にし、其左右及び側面を上げ部（しほ）にす。前左右三面に椽を廻らし、勾欄を附す。正面に階段ありて、此處を向拜と稱し、上に鈴（佛殿にては懸け）を懸け、縵を垂る。参拜の人これを鳴らして跪きて拜す、また殿内に上りて拜するもあり。殿内は裝飾を盡くし、天井は格天井を用ゐ、欄間等と共に刻鏤藻繪を盡くす。すべて環紐（かむす）を始め、棟の金具等には概ね三つ、靱繪の紋章を施せり。都下には神の紋章として、稻荷の稻の輪、天神の梅鉢、東照宮の葵、金刀比羅の丸に金の字、秋葉の羽扇等、三四を除

けは概ね三、柄繪を通じて用ゐ、佛には不動の輪棒、祖師の井桁に橋、鬼

神 天神 稻荷 秋葉



神佛の紋章



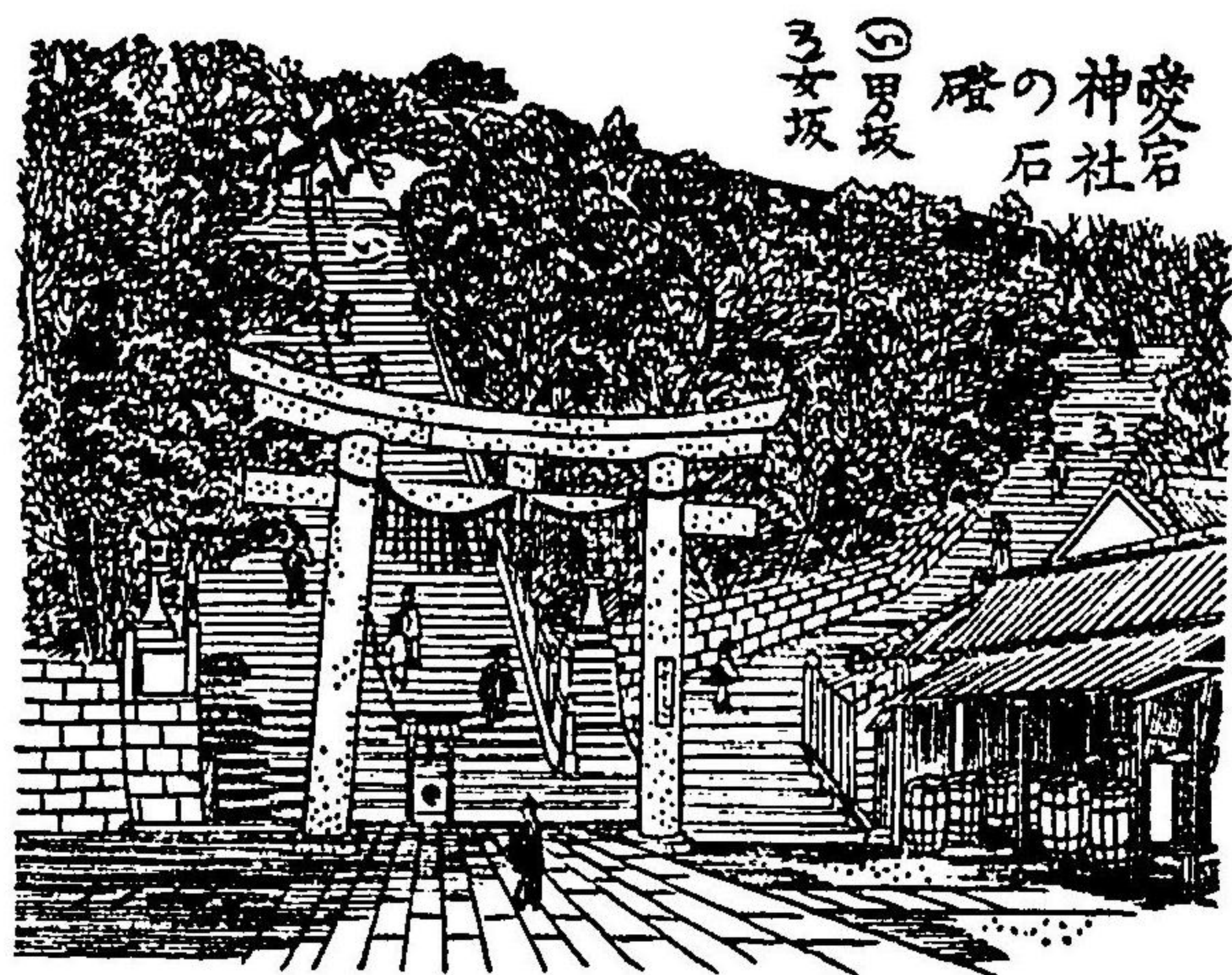
子母神の柘榴、聖天の迎ひ蘿蔔等を除
けは概ね卍字を通用するが如し、拜殿
の階下、雨落の外に左右に大なる鐵槽
を置き、霽水を承け、常にこれを溜めて
火災に備ふ。故にまた槽上に數多の用
心桶を三角形に積む。これ等皆信徒の

報賽若くは氏子の奉納に出づ、縦令ひ獅子狛犬燈明を具へざるも、
先づこれを具ふ。また以て都人の常に火災を忘るゝことなきを證
すべし。斯くの如き社殿の制の佛殿と相似たるは、畢竟兩部神道の
行はれし後、佛殿に模倣する所多かりしによるなり。後に掲ぐる不
忍辨財天堂の圖を参照せよ。

社境にはまた多くの秀倉(叢祠)あり、樓門には、左右に隨身の像を置

く、日枝、神田、根津、皆然り、斯くの如きは多く社殿の柱楹を始め、樓門
をも丹朱を以て塗る。但し京都の社寺に見るが如く、火色ならず、稍
淡黒を帯びて、さながらに目覺ましからず。鳥居に至りては却つて
丹朱を施さず。これ多く石材を用うればなり。また別に丸木の鳥居
を樹つ、これに銅板を被せたるあり(即ち銅鳥居)但し稻荷神社のみ
は赤鳥居を用ゐ、これを五十重、百重にも樹て列ねたるは何地にも
同じ。是れこれに信者の報賽として鳥居を樹つる風の盛に行はる
ればなり。曩に述べたるが如く、都人が見えを張らんとするは、斯く
の如き報賽の物に就いて見るも明かにして、鳥居、石垣、手水鉢等の
如きは、其表面に奉納の年月姓名等を刻するのみならず、商標をも
彫り、刻字に金粉朱泥を注ぎて衆目を引くに易からしめんことを、却
つて誠心報賽の意に出でたるかを疑はしむるもの多し。
社殿の傍に多くは舞殿(神樂堂)の設けありて、祭の日神樂を演奏す。

間、其制の能舞臺に似たるがあり、これ都下の神樂と稱するは、神子の
 舞、幣などをもち鈴を振りて舞ふもの、俗にお鈴の舞、または神の
 舞といふの外、特に神樂師と稱するものありて、一種の散樂を演奏
 するに由るなり。繪馬堂は俗に額堂と稱へ、大社には概ねこれあり、
 然れども火災の多き地のこゝて、京都の祇園北野などにて見る
 が如き古き扁額の掲げられたるは殆どこれなし、繪馬堂なきは、多但し
 寺院には淺草觀音の額に古きもの少からずして、名匠の筆になれ
 るも多かり、彼の夜なくぬけ出で、田島を荒し、といふ古繪馬
 を始め高嵩谷の頼政鶴退治、同嵩溪の猩々舞、菊池容齋の堀川夜討、
 岸良の楊香、長谷川雪堤の韓信股潜り等最も著し。
 社祠の丘陵の起る處に倚るもの少なからず、日枝、神田、愛宕、湯島等
 の如し、かるが故にこれに詣づるには石磴數十級を登らざる可ら
 ず、斯くの如きは多く男坂、女坂の二道を設く。男坂は正面にありて



峻直なり、女坂は迂曲して設けたれば、路長けれども急ならず、殊に
 その甚だしきは愛宕にして、男坂の石磴
 八十六級あり、これに登るもの皆鐵鎖に
 援けられて攀づ、女坂は一百七級ありて、
 級數多かれども、一級毎に廣狹を交々に
 し、且つ迂曲したれば登るに艱まじから
 ず、斯くの如く社境の高きにあるは、眺望
 自ら絶佳にして、市井を脚下に瞰、加ふる
 に花木に富めるもありて、四時の觀また
 賞すべく、遊人の杖を曳くもの少からず、
 されば社境を以て公園に充てたるもあ
 り、日枝、愛宕、湯島、白山等の諸社皆然り。
 佛閣 寺院佛閣の數は夥しきと雖も、宏壯なるは稀れなり、概して

規模大いならず、俚諺に曰ふ、京都の人に寺を誇るべからずと、實に本願寺の如きものなく、知恩院の如きものなま、淺草東本願寺は大は大なれども規模本山の半にも及ばず、淺草の觀世音堂は十八間四方といひ、芝増上寺の本堂は十五間四方といふ、而かも建築、京都の寺院に比すれば精巧ならず、用材また粗なり、その他に至りては規模何れも狭小なり。

元來寺院の本堂と單に佛神を奉祀せる殿堂とは、其制に於いて異なり、例へば増上寺の本堂は甲に屬し、淺草觀世音堂は乙に屬す、寺院の本堂は本尊佛及び宗祖等を奉じ、こゝに檀家の葬儀、法會を營むなごを旨として頗る廣く、間、古への寢殿造の面影を残したる所あれども、多くは箱棟造にして上げ部を用ゐず、唐戸を用ゐて、晝はこれをたゞみ、唯明障子を閉づるのみ、單に佛神を奉祀せる殿堂は、其制甚だ雜多なれども、主として賽客の拜禮に便りなるを旨とし、



其の壯大なるは間、寺院の本堂に似たるもあり、(淺草觀世音堂の如き)曩に述べたる神社の制に類するもあり、(不忍辨財天堂、待乳山聖天堂の如き)小なるは單に土藏造にするもあり、(淺草駒形堂の如き)或は石を以て疊めるもあり、寺院の本堂もまた多くの部分を塗籠にす、また是れ防火の爲めに他ならず。

寺院の本堂内の装置は宗派、格式、本尊佛、規模等の大小異同に従うて其規を異にす。今眞宗の殿内の装置を掲げて、その一例となさんに、殿内を内陣、外陣、參拜の席とし、内陣には中央に須彌壇ありて本尊阿彌陀佛の立像を安置し、前に案ありて、佛供、香爐、花瓶を据ゑ、左右に輪燈を懸く。壇の前に大案ありて、香爐、花瓶、鶴の蠟燭立を据う、左右に亦、大輪燈を懸く。また前に柄香爐を載せたる小案あり、東向座あり、側に磬あり、また左右に茵席を敷き、右を首座とし、左を次席とす、各前に經机あり、また本尊の左方には、宗祖(見眞大師)の影像を

掲げ、右方に歷世上人の影像を掲ぐ、前に案を据えて香花を供す、外陣は狭く、内陣の前にありて唐障子を以て界し、前は木柵を以て參拜場と劃す。本尊に向つて經机を列ね、瓶磬を置く、衆僧讀誦の場たり、これを以て普通の式とす。凡べて天井欄間の彫鏤頗る精緻を極む、殊に法華宗の寺院にありては殿内の裝飾莊嚴を盡くし、柱楹金碧を施したれば、燦然として信徒を眩せしむるものあり。

本尊佛も名匠の作少く、淺草觀世音の一寸八分の尊像もその存否に就いて疑なきにあらず、佛像の大いなるは上野の大佛(釋迦如來の坐像)にして、萬治年中釋淨雲の再建にかゝる二丈餘の銅像なり。千駄木林町光源寺に十一面觀世音の立像あり、長一丈六尺、新宿大宗寺に閻魔の大像あり、長一丈八尺、眼球の直径一尺二寸、本所羅漢寺の五百羅漢はもと有名なりしが、今堂宇廢頽し、羅漢と共に他に移りぬ、諸寺に間銅佛ありて堂宇を設けずして雨に晒せり、人呼ん

で濡佛ぬれぶつと稱す、淺草にある觀音、勢至の二軀最も著し。寺院の門には山門あり、二王門あり、二天門あり、唐門かどもありてさまざまなれど、普通は棟門むねかどとす。その他寺境の建物に浮圖、輪藏、經藏、鐘樓等を具ふるあり。浮圖は上野公園、淺草觀世音、芝増上寺、谷中にあるのみ。何れも五層にして谷中を除きて、皆丹碧を施せり。谷中のものに至つては特に規矩整然として、一見その構造の巧妙なるを覺えしむ。方三間、高さ八丈五尺餘、露盤より相輪あいらんの頂に至るまで二丈七尺、總じて拾一丈二尺餘あり。是れ寛政五年神田の名匠清兵衛の意を凝らして、建築せしものなりと。昔寛永寺の樓閣、増上寺の本堂、湯島の大成就殿及びこの塔とを併せて江戸建築の模範と稱せらる。今や其半は烏有に歸して、只大成就殿とこれを存するのみ。鐘は増上寺のもの最も巨大なりとす。凡そ長一丈、口の直徑五尺八寸、重さ四千貫目ありと、一吼すれば數里に聞こゆといへり。上野、淺草、目白不動の鐘、晝夜を徹して時刻を報ず。人耳を警しむる爲めに捨鐘すてかねとて初め先づ三點を撞き、後時刻に従うて撞く、八時は八點、九時は九點、歳の移るや、百八點を撞く、俗に大晦日おほひの百八ひゃちといふ。神社は産土神としても、諸所に散在すれども、佛寺は多く偏阪の地に僻在す。神田區の如きは四十社あれども、一寺をも有せず。日本橋區の如きは四十三社ありて、四寺あるのみ。淺草區最も多くして、三百零七寺、次いで芝區一百九十六寺、下谷區一百五十一寺とす。餘は多きも一百を超えず。また宗派に關して天台、眞言の寺院は淺草、下谷に多く、淨土、臨濟、曹洞、日蓮は淺草、芝に多し。眞宗は淺草、京橋に多く。黄蘗は深川、本所に多し。天台の淺草、下谷に多きは、下谷に寛永寺あり、淺草に淺草寺ありて、共に末刹を多く附近に有するに由れるか。眞宗の淺草、京橋に多きは、兩本願寺あるに關するに他ならざるべし。

神社										
明治二十九年十二月三十一日現在										
麴町區	神田區	日本橋區	京橋區	芝區	麻布區	赤坂區	四谷區	牛込區	小石川區	本郷區
總數	14	10	13	14	17	14	19	13	15	16
以官幣上社	2									
以國幣上社										
府社	1			2		1				
郷社									2	1
村社	2	2	2	3	1	1	1	2	1	1
境外社	2	2		2	1	1	1	1	1	1
無格社	9	5	3	2	3	6	3	5	2	6

寺院									
明治二十九年十二月三十一日現在									
下谷區	淺草區	本所區	深川區	合計	麴町區	神田區	日本橋區	京橋區	芝區
總數	8	5	3	16	3	1	4	3	2
天台									
真言									
淨土									
臨濟	1			7					
曹洞	1	3		4					
黃蘗	5	3	3	11					
真	5	2	3	10					
日蓮	5	2	3	10					
時	9	6	4	19					

合計	深川區	本所區	淺草區	下谷區	本郷區	小石川區	牛込區	四谷區	赤坂區	麻布區
一、二七	八五	五七	三〇七	一五二	九	九五	九〇	四九	三三	六
二七	一	三	四	四	五	三	五	一	一	一
八三	五	六	一五	一九	三	五	六	五	一	四
三七	五	二	一〇	〇	二	三	七	一〇	七	八
七	四	五	七	二	一	五	六	二	三	六
一五九	五	四	二	二	二	五	三	三	五	三
二〇	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一
二五三	二	一	四	三	〇	九	三	七	二	六
二〇三	〇	五	七	四	五	〇	三	三	三	九
三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一

祭禮 第三節 祭禮賽日及び開帳
 諸社概ね大祭、中祭、小祭を執行す。大祭は年に一度若くは二

度とし、中祭は多く所謂正、五、九の三月に行ひ、小祭は時々執行す。大祭は概ね三月より十月に至る間に執行すれども、就中六月、九月に最も多し。故にこの兩月を俗に祭月まつづきと稱ふ。大祭の前日は夜宮よみやにて燎火をたき、神樂を演奏し、當日には神輿出でて氏子中を巡る。氏子の多きは一日にして巡ること能はざれば、途に駐まり、日を次ぎて巡る。日枝、神田の如きはこれに三四日を費せり、爲めに巡路中に豫ねて假屋かりや(旅所たびどころ)を設けて、神輿の駐まる處に充つ。さて社には殿内を淨め、神輿を飾り据ゑ、酒果菜穀を供へ、幟を樹て、挑燈を掲ぐるなど他地方に見ると異ならず。氏子の町々には、軒のき並ならに七五三繩を繞らし、獻燈を掲げ、剪か綵さい花はな(軒花のきばな)をもて飾る。また各町毎に神酒所かみしよとして一家の店頭を帯ひ、軒に帷幕を張り、屏風を列ね、正面に神號を志るせる懸物を懸け、傍に獅子頭などを置き、高壇を設けて神酒鏡餅を始め、供物を盛にし、町中の若衆集ひて華靡を競ふ。また町中に囃子はやし

臺を設け、棧敷を架けて神樂、手踊などを催し、武者繪、景色繪、見立繪、

神樂
馬鹿踊



地口繪などの懸行燈をかけ、作り物をなし、生花會、盆栽會などをも開きて、頻りに町中を殷合

さんど力む。さて神輿渡御の道筋にあたる家々は、軒に欄を施し、簾を張り、銀屏を繞らし、紅氈を連ね、盛に客を延き、宴を開きてこれを觀しむ。然れどもこれを江戸の昔に比すれば、祭儀を始め、すべて甚だ衰へたり。神樂は神子の舞あれども、多くは神樂師を聘して演奏せしむ。概ね二十五座より七十五座の多き

に至る。曲に素戔鳴尊、猿田彦命、天鈿女命、日本武尊、武内宿禰、蛭子等あり。優人假面を附け、各扮装して演ず。中に馬鹿といふものあり、諠浪、力めて痴態を演じて、觀者の嘲笑を買ふ。因つて俗に馬鹿踊といひ、その囃子を馬鹿囃子といへり。醜陋に失して見るに堪へず。神輿渡御の儀衛は、概ね先づ催太鼓前み、猿田彦導き、櫛これにつゞき、四神劔を始め、旌旗、鋒盾相列り、伶人音楽を吹奏して行く。かくて神輿あり、神官騎乗して前後に供奉す。白丁神馬を牽き、神具櫃、雨具等を擔ひ、仕事師亦警衛す。次に山車、踊屋臺、遼物等これに従ふ。神輿昇ぎは、日枝、神田を除くのほか、氏子町内の若衆の昇ぐことにして、大方半纏または單衣などを一様に整へ、三四十人も群がりて神輿を肩にかけ、わじよいくのかげ聲を放ち、揉み上げ、揺り上げ、昇き廻ることなるが、多勢の壯漢思ひくの方に遣らんとして、容易に進むことならず。神輿これが爲めに屢、顛倒して、地に抛たる。ここ

神輿渡御



浅井 繪

もあり、さればまたかゝる機に乗じて、日頃間悪しき家に昇ぎ込みて、ごさくさまぎれに戸墮子をたゞき破りて、辭憤を散せんとするごともあり、かくて神輿他町に到れば、ごまに其町の若衆に引渡さるべからず。その受取渡しに作法あり、皆これを永らく弄ばんことを欲して、作法に聊の間違あるもこれをやらじごし、彼方は瞬時も早く受取らんごして争鬪端なく起り、爲めに傷を蒙る者あるに至る。されば官に於いても其弊を思ひて、嚴に督制する所あり。かくて神輿本社に還ればまた社の仕事師と、昇き來れる若衆との間に、またこの受取渡しあり。他地方の祭典には、若衆は専ら獅子頭を昇ぎて市中を驅馳して狼籍を極め、神輿はいと靜肅に、白丁に昇がれて渡御するものたるに、都下にはこれに反へて、獅子頭は仕事師のこれを被り、只木遣音頭など打はやして、氏子町中を巡り、神輿は到る所に亂行を盡くしありくさまなり。町中子供の一群、またこれ

に倣ひて薦包みの酒樽に飯籬をかぶせ、そが頂に草鞋を胴に、總楊枝を嘴に、遊團扇を翼に作りて、鳳凰に像りたるを附けて神輿に擬し、これを昇きて「わっしょい」と叫びて駆け廻れり、これを樽天王また樽神輿と稱ふ、其のこれを昇がざるは万度を捧げて従ふ、大方の子供、金染の芋手禱をかけ、これに起上

御神酒所樽みこ



小法師、鈴、豆太鼓などの玩具を附く、また頭に花笠を被り、單衣を揃へ、足袋裸足となりていと勢よく駆けありくあり。

山車には銚山車、花山車の二あり、銚山車は造構頗る精美を極め、牛車に樓閣を設け、上に神武天皇、日本武尊、神功皇后、鐘馗等の木偶を奉ず、下層にては、笛、太鼓、鉦にて、ナヤンナキ、ナヤンチキ、テンテン、ドンドンなごうちはやし、ひよつこ狐などの假面を被りたる男の采配、扇子を持ちて踊る、但し日枝祭の猿、諫鼓鶏の山車のみは、只鼓樂を奏するのみにて、このことなし、すべて外周は包むに錦繡を以てすれば、瑩煌として人の目を奪ふ、古へは牛をしてこれを曳かしむるは、日枝、神田の兩祭のみに止まりしが、今はこの制限なし、花山車は一、夜作に構へ、剪綵花などを飾り、木偶を据ゑ、同じく打囃子をなすもありて、また牛を以て輓かしむ、すべて山車には町中の若者、仕事師等付き添ひて、木遣節を謡うて輓くなり、されども近來町々

これは
電信
電話
電氣
燈等
の線
蜘蛛
の巣を張るが如くに架設せられたれば、高大なる山車は通じ難く、爲めに其木偶を神酒所に飾りなごして輓き出さざること多かり、また近時に至るまで手古舞と稱へ、町中の娘、または氏子中の藝妓

の、鬘を大若衆に結び、緋縮緬の片肌脱ぎに裁着袴を穿ちて、獅子を催し、或は鐵杖を曳きて山車を警固せしことありしが、今はほとほと



こ行はれず、俗曲にさきを拂はせ、鐵棒の真間の手古奈のてこまひは、女ども見え、また男ども見えて、やさしき仇名草〔淺草三社祭〕とは、これを謠へるなり、その他、若衆の遊女姿、あるは武士の扮装などをなし、奇を競ひ滑稽を盡して儀衛に従ひ、遼りありくものあり、これ等を總稱して遼物といふ、踊屋臺は車の上、破風造の屋臺をしつらひ、娘子供の手踊を催すものにして、これが雛子方は、その後、別に別に底ぬけ屋臺を具へ、中に入りて歩みながら



うちはやすなり。また地走ちせうと稱して涼臺りやうたいの如きものを輓かき來りて手踊ておど茶番ちばん狂言きやうげんを催すものありしが今は行はれず。總へて産土神うぶつちのかみの祭典まつりには、氏子うぢこの町々競うて華靡けいびを盡せば、浮費うきづかい太だ夥おほし。故に氏子うぢこに年番ねんばんを設けて交替かぎして山車やまぐるま遠物とんぶつなどを出だすも多し。昔は一町の居附地主いけつけぢしゅの其費用そのぎやうぎんをたて換へ置く風ありしが、今はこの事なし。かくて戸々の負擔おんぶ大いなるより、多くは祭禮まつりを本祭ほんまつり、蔭祭かげまつりに別ち、代る代るに執行す。本祭は正式の祭禮まつりを盛もにすれども、蔭祭かげまつりは神輿かみこの渡御わたりごもなければ、氏子町内うぢこまちうちより山車やまぐるま踊屋臺おどやたいをも出さず、いはば休みのさまなり。只氏子うぢこの家々に檐えんに神燈かみこを點ともずるのみなれば、一に挑燈祭てうてんまつりごもいふあり。

諸社大祭執行の期日は、其祭神まつりかみに従うても異同あり。所謂天王祭てんわうまつりは六月十五、十六の兩日、八幡祭やわたまつりは八月十五日、東照宮とうしょうみやは四月十七日に多く執行するは都鄙みやこ共に異ならず。總じて多く六月、九月に執行する

ること前に述ぶるが如し。五月は古へより午の月とて稻荷祭いなりまつりを行ふ。十月は神無月かみなづきといふに、天神あまのかみと金刀比羅かたなひらの大祭まつりは、多くはこの月に至りて執行すれば、都俗みやこに天神あまのかみと金刀比羅かたなひらを神無月の御留守番かみなづきのかみといへり。また諸社の祭日を江戸の昔に照らさば、そのまゝに陽曆やうりきに遷すもあれば、また新たに更定あらためしたるも少からず。また時候の酷暑かしょに向ひたる、或は悪疫流行等の爲めに間、遲速おそすることあり。今左表を掲げて著名なる神社の大祭日まつりひを示さん。

神社大祭日表

社名 <small>社註ハ俗稱</small>	社格	祭	所在地	大祭日
日枝神社 <small>ひえ</small> 山王 <small>さんわう</small>	官幣中社	大山咋神、國常立神、仲哀天皇、伊弉冉神	麴町區麴町公園	六月十五日
靖國神社 <small>しょうこく</small> 招魂 <small>しょうこん</small>	別官幣社	維新前後國事に斃れたる士	麴町區九段坂上	五月五、六、七日 十一月五、六、七日

湯島神社 <small>湯島天神</small>	根津神社 <small>根津現</small>	東照宮	氷川神社	金刀比羅神社 <small>(虎の門金比羅)</small>	芝大神宮 <small>芝明神</small>	東照宮 <small>上野の権現</small>	富岡八幡神社 <small>深川八幡</small>	龜戸神社 <small>龜戸天神</small>	神田神社 <small>神田明神</small>
郷社	郷社	郷社	府社	府社	府社	府社	府社	府社	府社
天手力雄命、菅原道真	素戔鳴命、大山咋命、應神天皇、大國主神、菅原道真	徳川家康	素戔鳴命、大己貴命、奇稻田姫命、天忍日命	大物主神、崇徳天皇	天照大神、豊受比賣大神、東照宮、源賴朝神靈	徳川家康	應神天皇、天照大神、天兒屋根命、仁徳天皇、宇賀魂命	天満天神、天菩日神	大己貴命、少彦名命
本郷區湯島公園	本郷區根津公園	芝區芝公園	赤坂區氷川町	芝區琴平町	芝區宮本町	下谷區上野公園	深川區深川公園	本所區龜戸町	神田區宮本町
十月十日	九月廿一日	四月十七日	六月十五日	十月九、十日	九月十六日	四月十七日	八月十五日	九月廿五日	九月十五日

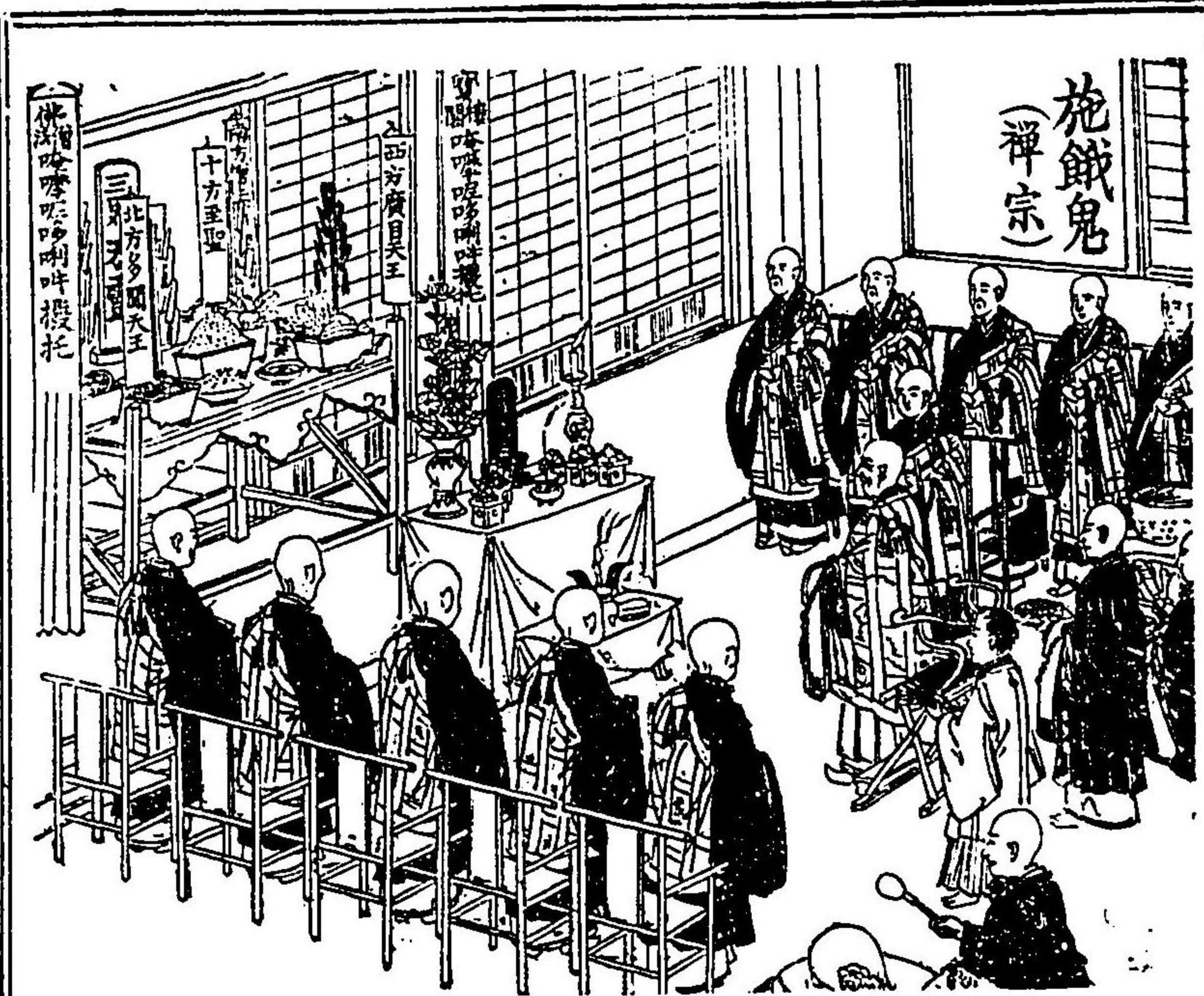
白山神社 <small>白山権現</small>	須賀神社 <small>四谷天王</small>	八幡神社 <small>市ヶ谷八幡</small>	赤城神社 <small>赤城明神</small>	三田八幡神社	下谷神社 <small>下谷稻荷</small>	淺草神社 <small>三社</small>	稻荷神社 <small>稲荷洲</small>	住吉神社	八幡神社 <small>西久保八幡</small>
郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社	郷社
伊弉冉神、菊理姫命、泉道守者	素戔鳴命、倉稻魂命	應神天皇、神功皇后、與登比賣命	石筒男尊、赤城姫命	應神天皇、武内宿禰、斐津彦命、倉稻魂命	大年神、日本武尊	東照宮、土師真中知命、檜前濱成命、檜前武成命、倉稻魂命	豊受比賣命、稚産靈命、宇迦之御魂命	底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、神功皇后、徳川家康	應神天皇、神功皇后
小石川區白山公園	四谷區須賀町	牛込區市ヶ谷八幡町	牛込區赤城元町	芝區田町七丁目	下谷區南稻荷町	淺草區淺草公園	京橋區本湊町	京橋區佃島	芝區西久保八幡町
九月廿一日	六月十八日	八月十五日	九月十九日	八月十五日	五月十、十一日	五月十七、十八日	五月十九、廿、廿一日	八月七、八、九日	八月十五日

水川神社	郷社	素戔嗚命、日本武尊、天照大神、豐受大神、大國主大神、天孫宮、金刀比羅大神、稻荷大神、日枝大神、稻荷大神、三峰大神、秋葉大神、嚴島大神、稻荷大神、	麻布區本村町	九月十七日
鳥越神社	郷社	日本武尊、天兒屋根尊	淺草區元鳥越町	六月九日
愛宕神社	村社	火産靈神、罔象女命、日本武尊、大山咋神	芝區愛宕公園	九月廿四日
稻荷神社	村社	倉稻魂命、日本武尊、橘媛命、磐裂命、磐筒男命、根裂神、磐筒女神、經津主神、東照宮	下谷區妻戀町	三月午ノ日
杉森神社	村社	倉稻魂命、素戔嗚命、大市姫命、大已貴命、五十猛命、大屋姫命、狐津姫命、事八十神	日本橋區新材木町	四月十六日
須賀神社	村社	素戔嗚命、	淺草區須賀町	六月八、九日
稻荷神社	村社	倉稻魂命	淺草區山谷町	六月十九、廿日
三園神社	村社	倉稻魂命	本所區向嶋小梅町	四月九日
平河天神社	村社	菅原道真、應神天皇、德川家康	麴町區元平河町	四月廿五日
櫻田神社	村社	豐宇迦能賣神、大宮女神、天照大神、天御柱神、國御柱神、賀茂大神	麻布區櫻田町	九月廿二日

鳥森神社	村社	倉稻魂神社、瓊々杵尊、天鈿女命、埴山姫命、大山祇命	芝區鳥森町	五月五、六日
八幡神社	村社	廣幡八幡神社、比賣神、神功皇后、大國主命、猿田比古命、狹依毘賣命、	牛込區築土八幡町	九月十五日
八幡神社	村社	應神天皇、仲哀天皇、神功皇后	牛込區高田八幡町	八月十五日
北野神社	村社	菅原道真	小石川區大和町	五月廿五日
五條天神社	村社	大已貴命、少彥名命、菅原大神	下谷區五條町	六月廿五日
八幡神社	村社	應神天皇	淺草區今戶町	八月十五日
洲崎神社	村社	市杵島姫命	深川區洲崎町	九月中の己ノ日 (三日あれば未の日)
鹿嶋神社	村社	武甕槌命	芝區本芝四丁目	六月十日
稻荷神社	村社	倉稻魂命	日本橋區小網町	五月五日
三崎稻荷神社	村社	宇迦迺御魂大神、素戔嗚大神、大市姫大神	神田區三崎町	五月九日

神宮教教祠 大比谷大神宮	水天宮	小野照綺神社	氷川神社	熊野神社	鷲神社
	無格社	村社	村社	村社	村社
天照皇大神、豊受大神	安徳天皇、平徳子、平時子	小野篁之靈、猿田彦命	素戔鳴尊	伊弉諾尊、伊弉冉尊、素戔鳴尊	天日鷲命、日本武尊
麴町区内幸町	日本橋區蠣殼町	下谷區坂本町	小石川區林町	麻布區飯倉町	下谷區龍泉寺町
十月十六、十七日	大祭四月十日 大祭神樂四月十五日	九月十九日	九月九、十日	六月一日	十一月酉ノ日

佛會 佛會は概していはば神社の祭禮の如く盛ならず。神社には一定の氏子ありて舉つて業を休み、競うてこれを盛にせんことを力むれば、氏子町中は兎に角に殷々しけれども、佛會の多くは檀家にさへ依らずして、信徒講中等を率ゐてこれを執行するものなればなり。されば佛會には音楽稚兒の練供養あるを以て猶ほ壯なり



こいへり、但し氏子の氏神の祭禮に對するは、これが名の下に遊樂を買はんとするに出づるもの多しと雖も、講中信徒の佛會に對するは、これによりて冥福を得んとするものにして、爲めに業を忘れてこれに幹旋し、夜を徹してこれに參詣すれば、其誠意熱心のある所は大いに異なりとす。
佛會は釋尊の誕生會(灌佛會)、涅槃會を始め、諸宗諸寺の開祖開山忌あるは、時々修行する懺

法、題目講、大念佛、大般若轉讀、阿彌陀經、法華經の千部修行、千卷萬卷の陀羅尼修行、大施餓鬼供養等に過ぎず、これを行ふ期日は其宗により、また其寺によりて異なれり。誕生會は四月八日、涅槃會は二月十五日なること古へも今も諸寺一樣なり。達磨忌は専ら禪宗の寺々にて執行する所にして、十月五日を以てし、弘法忌(御影供)は眞言宗の寺々にて三月二十一日に行ひ、親鸞忌に行ふ報恩講も淺草東本願寺にては十一月二十二日より始め、築地西本願寺にては同月二十四日より始めて、共に二十八日に至るまで行ふ。今都下諸寺にて執行する佛會の著名なるものを掲ぐれば、左表の如し。

佛會	修行時日	修行寺院
釋迦誕生會(灌佛會)	四月八日	兩國回向院を始 め諸寺院(眞宗を除く)
釋迦涅槃會	二月十五日	諸寺院(眞宗を除く)

達磨大師忌	十月五日	禪宗の寺院
弘法大師忌	三月二十一日	眞言宗の寺院
十日十夜法要(俗にお十夜と云ふ)	十月六日より 十五日まで	淨土宗の寺院
法然上人忌(御忌法會)	一月二十五日	芝増上寺、深川靈巖寺等を始め 淨土宗の寺院
親鸞上人忌(報恩講)	十一月二十八日 (數日前より執行)	東西兩本願寺を始め眞宗の寺院
日蓮上人忌(御影供又會式)	十月十二、十三日	日蓮宗の寺院
日蓮上人御難會	八月十二日	日蓮宗の寺院
慈眼大師忌	十月二日	上野公園慈眼堂
増上寺開山酉譽忌	七月十一日	芝公園増上寺
傳通院開山上人譽忌	九月二十六日	小石川區表町傳通院

大 施 餓 鬼	浅 草 觀 音 修 正 會	十二月三十一日より 明年一月六日に至る まで一七日間	浅 草 公 園 觀 世 音 堂
多くは七月中旬	諸 寺 院 (眞宗の寺院を除く)		

賽日 都下の神佛概ね月に一二日の賽日あり、多きは六日に至る。俗に縁日といふ。なべて世には薬師は八日、金刀比羅は十日、観音は十七日、地藏及び清正公は廿四日、天神は廿五日、不動は廿八日、毘沙門は寅の日、辨財天は己の日、摩利支天は亥の日と定むれども、都下には必ずしもこれに據らず、何の由縁もなき日を賽日と定めて、暗かに賽錢を貪るが多かり、而かも近時諸神諸佛に新に賽日を定むるもの日に多きを加へ、賽日の多きこと都下一日に十數箇處をも重ね、全市に賽日なきは一日もこれなし、殊に夜最も熱鬧を極む。觀世物、輕業師など境内に席小屋を設けて興行すれば、買人争うて露店を開き、參詣の士女押合ひ、へし合ひ、袂雲汗雨音ならず、就中最も



盛なるは茅場町の薬師、蠣殻町の水天宮、虎ノ門の金刀比羅神、田小川町の五十稻荷、牛込神樂坂の毘沙門天、日本橋西河岸及び京橋銀座の地藏、本郷四丁目の薬師、下谷上野の麻利支天、小石川福聚院の大黒、芝口の日比谷稻荷、赤坂の豊川稻荷、本所三ツ目の立德稻荷、芝金杉の毘沙門天、薬研堀の不動、麻布のなだれ帝釋等とす。斯くの如くして、一祠一寺の賽日、月六日の多きに及ぶも、常に賽客を減せず、甚

だしきは賽日の日並を以て稱呼のやうに呼ばれたる神佛あり、麴町の一一稻荷(世繼稻荷)、二七不動、三七稻荷、三八大黒、四九地藏、及び神田の五十稻荷の如し、されどもこれを裏面より窺へば、大方一處に月幾回かの市を立つるが如く、雜選の士女も只管拜賽のみにあらず、大半は遊觀の爲めに來るが多かるべし。

神佛賽日表

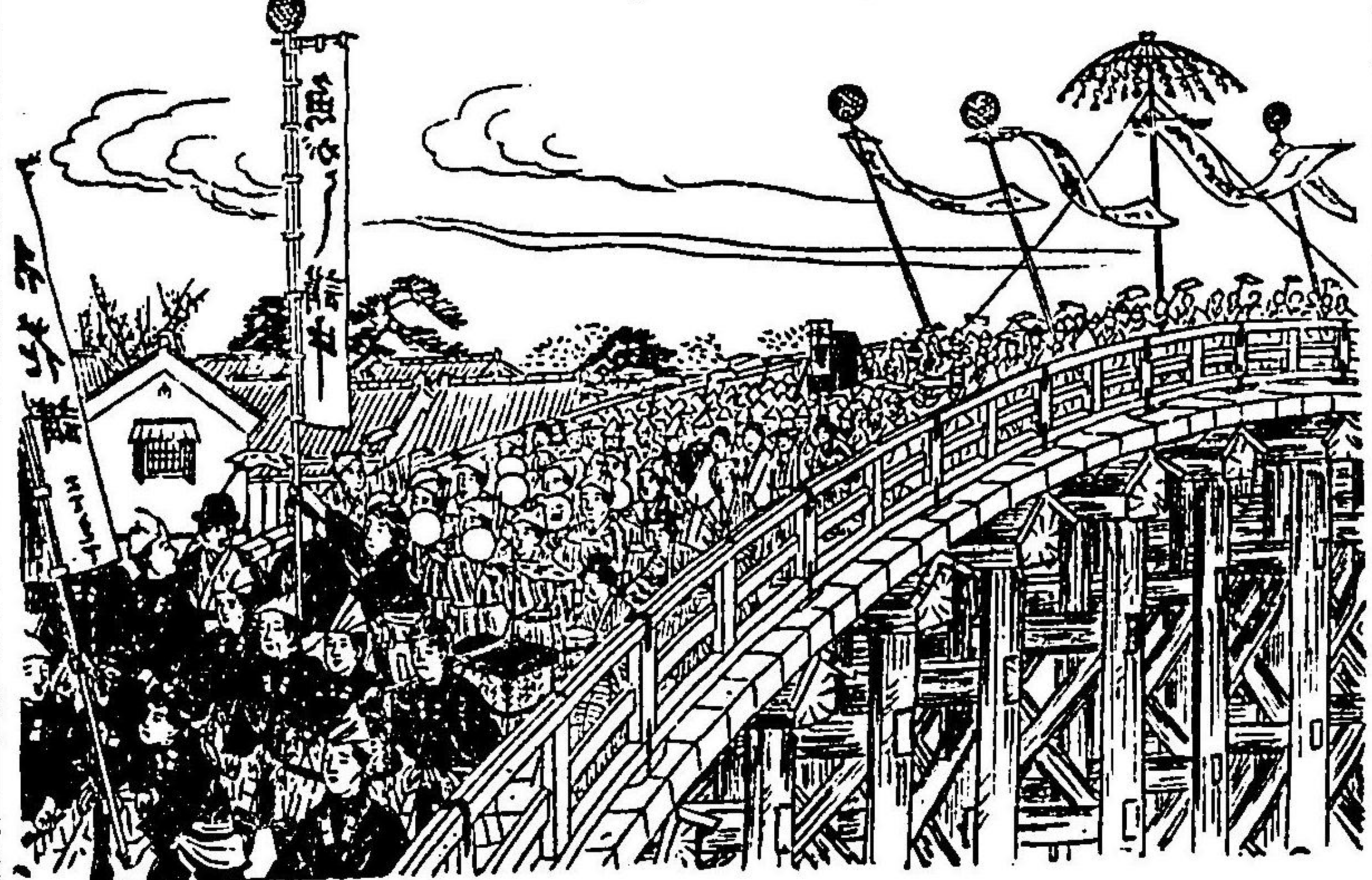
神佛	地所在	賽日
麴町區		
靖國神社	社上九段坂	六日
平河神社	社元平河	廿五日
出雲大社分祠	同上六番	一、十、十五日
鹽竈神社	社平河神	廿日
世繼稻荷	荷飯田町中坂	一ノ日
三光稻荷	荷下六番	三ノ日
稻荷	荷三番町	廿一日
二七不動	荷三番町	二、七ノ日
神田區		
三八大黒	黒丁目七	三、八ノ日
四九地藏	蔵丁目八	四、九ノ日
觀音	音丁目八	十八日

日本橋區	神佛	地所在	賽日
五十稻荷	荷表神保	社三時町	五、十ノ日
三時神社	荷松富町	社三時町	九日
三社稻荷	社淡路町	社三時町	二、五、八、十一、十四、十七、二十、廿三、廿六、廿九
賀來神社	荷豊島町	社淡路町	三、廿
稻荷	荷豊島町	社淡路町	三、廿
御嶽神社	社今川小	社今川小	九、廿
金刀比羅	社龍岡町	社龍岡町	九、廿
毘沙門	門富山町	門富山町	六、九
毘沙門	門小柳町	門小柳町	六、廿
毘沙門	門東松下	門東松下	六、廿
毘沙門	門秋元邸	門秋元邸	六、廿
不來動	動東松下	動東松下	廿七、廿八
不來動	動松富町	動松富町	十七日
杉森神社	社新材木	社新材木	十六日
水天宮	宮堀敷町	宮堀敷町	二、五、廿八日
金刀比羅	社羅箱崎町	社羅箱崎町	十日
金刀比羅	社羅箱崎町	社羅箱崎町	九、廿
紋三郎稻荷	荷久松町	荷久松町	廿日
弘法大師	社越前堀	社越前堀	七、十一
弘法大師	社越前堀	社越前堀	七、十一
弘法大師	社小傳馬	社小傳馬	五、廿
清正公	公濱町二	公濱町二	廿四日
清正公	公濱町二	公濱町二	廿四日
清正公	公濱町二	公濱町二	廿四日
祖師堂	堂小傳馬	堂小傳馬	三ノ日
圓光雨大	師小傳馬	師小傳馬	七、十六
見真大	師小傳馬	師小傳馬	廿五日
不來動	動藥研堀	動藥研堀	廿八日
藥師	師藥研堀	師藥研堀	廿八日
地藏	藏四河岸	藏四河岸	四ノ日
天祖神社	社松屋町	社松屋町	廿六日
妙子母	見本銀町	見本銀町	十九日
荒子母	神小傳馬	神小傳馬	八ノ日
荒子母	神箱崎町	神箱崎町	三十日
京橋區			
天祖神社	社松屋町	社松屋町	廿六日
釣船神社	社新富町	社新富町	六、廿
田宮稻荷	荷越前堀	荷越前堀	四日
鐵砲洲稻荷	荷木湊町	荷木湊町	十二日
稻荷	荷八官町	荷八官町	一、廿
出世稻荷	荷南殿治	荷南殿治	廿七日
稻荷	荷今春	荷今春	廿六日
金刀比羅	社越前堀	社越前堀	四日
清正公	公具足町	公具足町	廿九日

稲荷神社 南稻荷 十一日	浅草觀音 淺草公園 一、五、十、廿七日	早川稻荷 龜澤町 四、廿五日
小野照崎神社 坂本町 十九日	駒形堂觀音 並木町 二日	妙見 柳島元町 一、五、廿八日
不忍池辨天 不忍池 巳、七日	待乳山聖天 聖天町 廿日	觀音 音一ツ目 十八日
金刀比羅 生駒邸 十日	不動山之宿 動町 廿八日	觀音 音四ツ目 十八日
摩利支天 大野寺 亥、日	金龍明王 須賀町 四日	一言觀音 音兩儀 廿三日
毘沙門 黒門町 廿六、廿六、廿六日	宗吾靈社 音町 三日、十日	白衣觀音 音二ツ目 八、十日
藥師 坂本町 二、廿日	大神宮 元島越 十七日	藥師 音二ツ目 九、十日
地蔵 上野片 四、廿日	吉原神社 新吉原 午、廿日	藥師 音二ツ目 八、十日
弘法大師 上野廣小路 八、三日、十日	龜戸神社 龜戸町 廿五日	藥師 音二ツ目 八、十日
袖摺稻荷 田町一丁目 二、日	宿禰神社 社務町 廿五日	藥師 音二ツ目 八、十日
豊川稻荷 堀堀 五、廿日	徳ノ山稻荷 石原町 二、十日	藥師 音二ツ目 八、十日
毘沙門 吉野町 六、廿六日	日珠稻荷 小泉町 三、十日	藥師 音二ツ目 八、十日
圓福辨天 新福井 六、十三、廿六日	玄徳稻荷 三ツ目 六、五、廿六日	藥師 音二ツ目 八、十日
深川區	稻荷 木場 廿七日	藥師 音二ツ目 八、十日
富岡八幡神社 深川公園 一、五、十日	天木場 廿日	藥師 音二ツ目 八、十日
	不動木場 廿八日	藥師 音二ツ目 八、十日
	弘法大師 内 廿一日	藥師 音二ツ目 八、十日

開帳 都下の佛寺、概ね江戸開市の後の創立にして、三百年に多からず。されば曩に説きしが如くその本尊佛にも、尊き縁起を有するものも少く、眞に名匠の作といふは稀なり、加ふるに火災市井の大半を烏有にせしこと幾回なるかを知らざれば、寶器の傳ふべきものもまた少し。故に都下の開帳といへば、寧ろ諸國の古刹より輪して、これを行ふを多しとす。殊に著るきは甲州身延山の祖師(日蓮)下總成田山の不動等にして、祖師は深川淨心寺にて開き、不動は深川不動堂にて開くを例とす。その到るや、信徒講中御迎と稱し、衣服手拭を揃へ、靚粧して之を出迎ふ。かくて開帳となれば、賽客群をなして詣る。その他、本所回向院の如きは、年々信州の善光寺如來、嵯峨の

開帳の佛のりみ



釋迦如來等を始めとして、諸國の靈佛交るくこゝに來りて開扉あり。さりながら都下にも淺草觀世音、増上寺の黒本尊の如きは時々開帳して禮拜を許す。開帳の日は概ね三十日とし、その初日は開白、正中にあたる日は中回向、終の日を結願とす。この三日信徒最も齋至するなり。他所に動座して開扉するを出開帳といひ、自らの寺に於いてするを居開帳といひ、ふなり。すべてその門前に翠塔婆を樹て、善の綱を結びて内陣に引

渡せること、古へのさまに同じ。

第四節 迷信

何れの開明の國民と雖も迷信の多きを免れずといひながら、都人は宗教心に篤く、神佛に祈りて幸福を求め、靈護を請ひ、或は卜筮の道を信じて判決を仰ぎ、或は禁厭の法に憑りて病苦を治し、願望を遂げんとするなど、甚だ多かり。斯くの如きは社會の下級に至るに従うて彌、深く、これを諭すも竟に教ふべからず。

祈禱 毎朝神佛を拜して、一家の安寧を祈り幸福を求むるは、國民一般の習なれば、こゝに述べず。都人は彼處の神は福德を授けたまふ、此處の佛は痼疾を癒やしたまふなど、稱へて、篤く信仰するもの少からず。すべて神佛の繁盛は社格寺格の貴きよりも、神體本尊の尊きよりも、寧ろその靈驗の鳴るに力あるなり。日枝神社は官幣大社の貴きも、晝さへ神寂びて參詣の客の少きに、蠣殻町の水天宮

は無格社ながら、曉天既に信徒の門前に群參して、拜禮するを見るなり。

斯く靈驗の灼然たるを以て喧傳せらるもの一二をいはば、かの水天宮は水難を防ぎ、赤阪の豊川稻荷及び遠く柴又村の帝釋天、芝山の仁王尊は盜難を除き、芝の愛宕神社、向島の秋葉神社は防火を以て著るく、新井村の薬師は眼病を癒やし、淺草公園の淡島明神は、婦女に良縁を配し給ふなど、稱へて、何れも都人の祈請する所たり。幸福を求め、榮達を祈るは、日常神佛を拜するにつけても、必ず祈請する所なるが、京橋鍛冶町の稻荷、芝櫻川町の不動、本所番場町の辨財天の如きは特にこれが靈驗ある爲め、「や、出世」の二字を冠して呼ぶ。然るに金刀比羅、聖天(歡喜天)の二は特に靈驗灼然たるに過ぎて、若し其意に逆ふことあれば、冥罰忽ちに至ること、怖れ慎み、濫りにこれに祈請するを憚るもあり。

都人の祈請する所當に神佛にのみ止まらず、木石をも之が爲めに捨てず、嘗て本所番場町の石工某の家の門口に、翁媪の石像ありしが、これに祈れば良縁を結ばしめ、また夫婦の間を睦しうせしむこと祈請するものありき、(近年前石工他に移轉し、石像また他に移されぬ)また大川端に駒止石といふ石あり、齒痛を患ふる者鹽を供へてこれに祈る、板橋に縁切榎と稱する老樹ありて人の知る所なり、これに祈れば能く男女の情交を割くべしといひて、都人の遠きをも厭はず、これに祈請するもあり、百日咳を患ふる者は、橋に祈願を籠め、治すれば其欄干を紙にて包み、水引を以て結ひて厚く謝する風もあり、その他、淺草山谷常圓寺にある鬼坊主清吉の墓に祈れば、眼病に靈驗ありとて、盛に香花を供ふるもあり、本所回向院にある鼠小僧次郎吉の墓に祈れば、取退無盡に會ふを得ると稱へて詣づる者あれば、墓前は常に香花を絶たず、甚だしきは其墓碑を削り



取難兆と詣度百 (堂天聖山乳待)

て、石片を懐にする者あり。元來都俗に名人の墓碑を削りて其破片を懐にする風あり。或は其人を仰慕する意に出づるもあれども、多くはこれを懐にすれば賭戯に勝つといふに因れり。高輪泉岳寺の大石父子の墓、小石川圓乗寺の八百屋お七の墓、近くは谷中墓地の西野文太郎の墓の如き、爲めに墓碑削り去られて殆ど原形を失ふに至れり。斯くの如く願意を訴へて厚く祈請するを願懸といふ。或は自己の熱誠を表し、或は神佛の歡心を迎ふるが爲めに、或は寒天、水をあびて垢離を取り、或は素洗にて百度を踏み、或は誓つて自己の嗜慾を制し、或は諸の

報賽を致す。嗜慾を制するは酒色を絶ち、葷肉を絶ち、あるは茶鹽の類をも絶ち、又は自己の特に嗜好する所を絶つもあり。何れも數年を限り、或は一生を期す。報賽を致すには厚薄一ならず、堂宇を造營するもあれば、鳥居、燈籠、挑燈、手水鉢、雷槽、繪馬等を始め、神器佛具を寄進するもありて、一樣ならず。繪馬は扁額ともふべき程の大いなるには、武者繪、景色繪など思ひくなく、庵形なる小さきものには、神馬、神酒、或は神幣の雲に駕せるさま、或は靈前に祈願を籠むるさまなどを畫けるを普通と

繪馬の種類



し、眼病を祈るには「め」の字を兩眼のさまに畫きたるを納め、酒色を絶つには酒樽、杯、婦女の姿等に錠を下したるを納む。神佛によりても八幡には多く神馬、秋葉、金刀比羅には天狗の面、稻荷には白狐に寶珠、荒神には鶏、庚申には三疋猿を畫けるを納め、淺草公園久米平内には其石像を畫けるを納め、牛込寺町の草薙藥師には草籠と鎌を畫きたるを納むるなどさまじくなり。

その他、報賽として供物を進むるに、稻荷に油揚、大黒天に二股大根、聖天に油煎の饅頭を以てするは、都鄙に通じて見る所なれども、都下には神佛に關りてまた奇異なる風あるを見るなり。淺草須賀神社には、大祭の日、團子を笹の枝に附けて納め、芝の日比谷稻荷には鯖を供ふ。小石川源覺寺の閻魔には、薺、蕪を供へ、同寺の地藏には齒痛

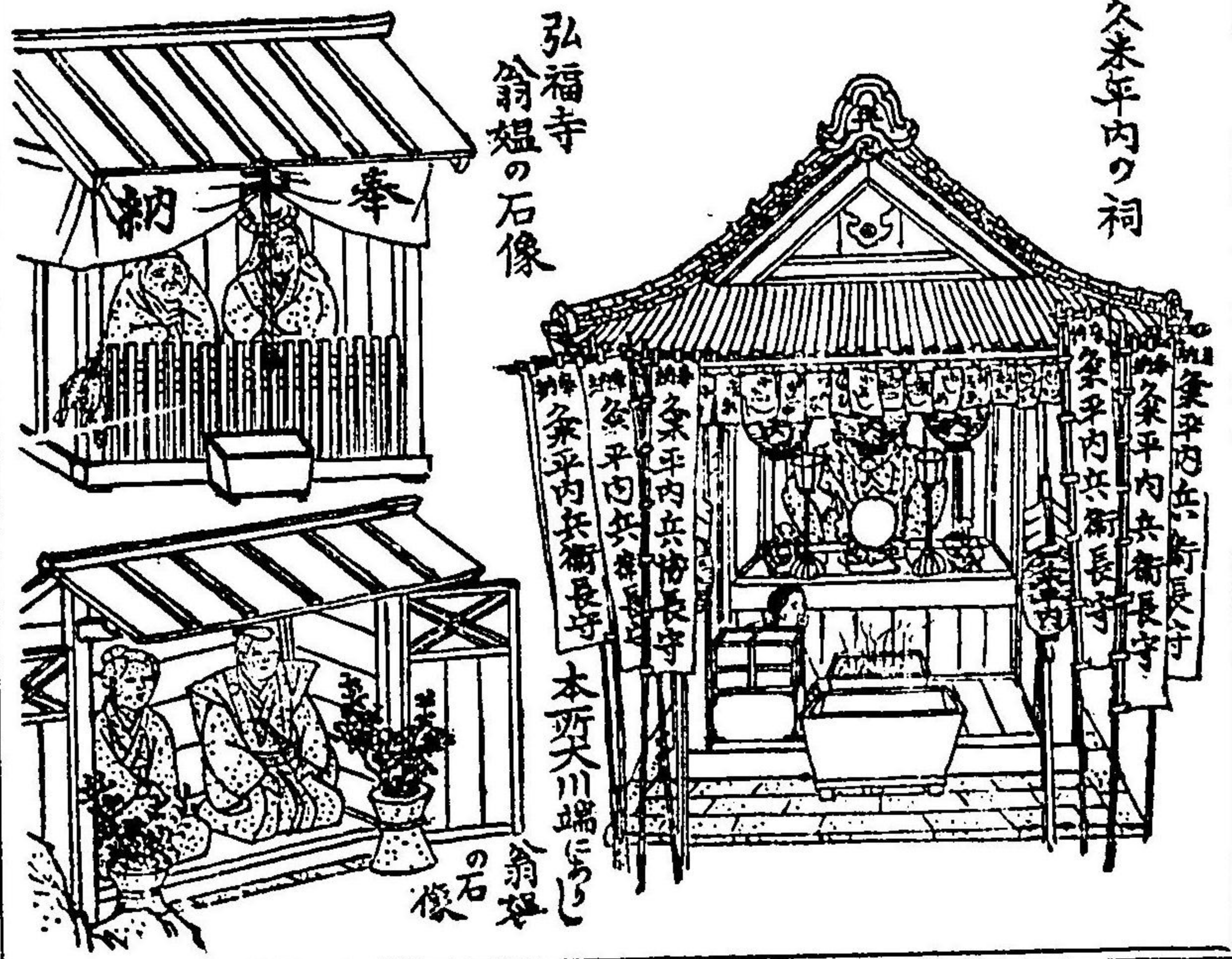


を祈りて驗あれば鹽と總楊子を供へ、駒込大圓寺の地藏には頭痛を祈りて癒ゆれば、炮烙を地藏の頭に被せて謝す。また淺草榎寺の地藏には齒痛を祈りて、効あれば飴を供ふるなり。因つてまた團子、天王、鯖、稻荷、薺、蕪、閻魔、鹽、地藏、炮烙、地藏、飴、なめ、地藏等の稱あり。谷中の瘡守稻荷は瘡毒に靈驗ありと傳へ、祈請するもの、初めに土團子を供へ、効あれば更に米團子を供へて謝す。大久保百人町に鬼王の祠あり、都人の濕瘡を患ふる者これに詣りて祈り、治すれば豆腐を供ふ。麻布笄町長國寺に夜叉神あり、濕瘡を患ふる者これに詣りて、鬼の面及び神水を受けて歸り、面を祀り水を瘡面に塗る、癒ゆれば新たに同じ面を調じ、さきのごとも齎らして返し謝するなり。また牛島弘福寺に翁媪の像あり、もご石の媪様と稱へ、築地の稻葉氏の邸にありしが、今こゝに移されぬ。老人の痰咳、小兒の百日咳に悩める者、これに祈れば治するといへり。さて平癒の後、熬豆を供へて

報賽とす。淺草公園の久米平内は、婦女に良縁を配すと稱せられ、これに祈請して靈驗あれば、その石像、又はその像を畫ける繪馬を納む。また本所業平橋の畔に、俗に縛られ地藏といふあり、盜難に罹りし者、繩を以てこの像を縛りて祈請すれば、更に其贓品を取戻し得るといひ、若し取戻し得たれば、その繩を解きて謝す。また品川妙國寺に仁王尊の古像あり、妊婦詣りてその腹帯を受けて、これを纏へば

久米平内祠

弘福寺
翁想の石像



産安らかなりとして、都人の祈請するもの多く、産後また新に調じて返禮するなり。また偷針眼を患へば井に望みて篩、又は味噌澆を半ば露して水にうつして治を祈る。斯くすれば井の神その全き形を見んが爲めに、切に癒えしむるなり。癒ゆれば更にこれを全く水にうつして謝するを習とす。斯くの如きもの搜め來れば猶ほ幾何あるかを知らず。

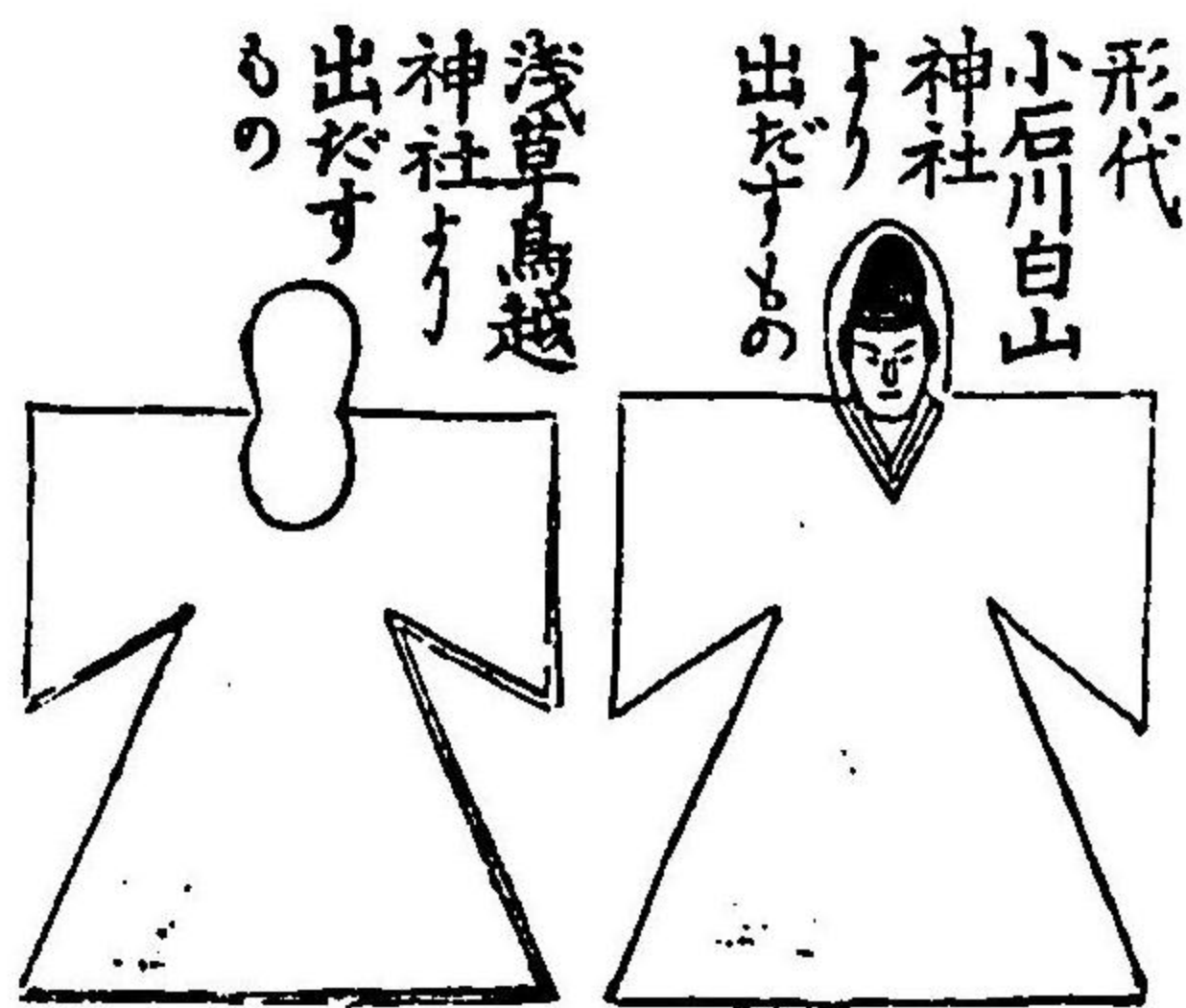


千社詣の
はり札

都人の日参、月詣のこころあり。日参は日々に詣づるをいひ、月詣は月毎に一回、その日を定めて詣づるをいふ。一日、十五日、二十八日は殊に賽日として参詣の客多かり。また幾日の間を期として詣づることもあり。その他、千社詣といふありて、多くは商工の輩に行はれ、神佛千社を定めて、これを巡拜するなり。また

西國三十三所の巡禮、八十八箇所の巡拜に擬して、市内及び附近の観音、弘法を巡拜するもあり、また六地藏詣あり。斯くの如く巡拜する者己れの姓名を小き札に摺りて、貼り行く風あれば、盛なる神社

佛閣には戸壁窓櫺の別なく、この札を以て貼りつめらるゝを見るなり。因つてまた千箇寺詣と稱して市中を乞食しありくものあるに至りては更に驚かるゝなり。



祓禊及び厭袂 祓禊は汚穢を除きて吉祥を求むる意に、出で、諸社の神事にも少からず、六月、十二月の三十日には大祓を執行し、所謂二季の大祓、形代(また人形、撫物の稱あり)を氏子に配りて、姓名、年齢などを記さしめ、これを集めて祓禊の式を行ふ。神社に詣で、神官に請うて、祓串を以て身の祓を受け、神酒を賜はりて歸るも、また身體



神社に参詣する者の袂を授く

の汚穢を去らんとする意なるべく、垢離を取るごと、寒天、裸體となりて水を浴るも、また祓禊の意に他ならざるべし。

厲鬼を信じてこれを驅り、殃を禱ふは、諸社に間、追儼の神事を行ひ、家々にても節分の夜には熬豆を撒きて悪鬼を追ひ、門口に狗骨、豆がら、鯛、大蒜を掲げて、その襲ひ來るを防ぐ。元三大師の除魔影(所謂角大師)もまた悪魔を攘ふが爲めに門口に貼せらる。悪疫を防ぐには、狛狗大神の神符を貼り、または大蒜、橙、蕃椒、蟹の甲、石

決明、榮螺の貝殻などを繫ぐ、これ其形状の醜き、香臭の苛烈なる、味

狛狗大神の神符



武蔵國 御嶽山 芝山仁王尊の靈符



武蔵國 御嶽山 芝山仁王尊の靈符

釣船神社の神符



元三大師除魔影



鎮西郎為朝御宿



くづめきの杓子



の辛辣なる、或は針薊の多きは、厲鬼もこれに怖るべしとてなるべし。赤き紙に馬といふ字を三字、三星の形にしるして門口に貼するは馬痘瘡を豫防し得るためなり。か。痘瘡の流行る際には「鎮西八郎為朝御宿」または「佐々良三八御宿」などしるして門口に貼するは、痘鬼のこれ等の人を怖れて襲ふことなしと信じてなるべし。感冒熱の流行りし折に「久松るす」としるして、門口に貼りしも、俗にお染風

の名あればなるべく、恰も主人の不在を稱へて、動化などを追ふに似たり、殆ど滑稽に属す。小兒の手印を捺し、年齢をしるして門口に貼するは百日咳を追ふ爲めなり。か。防奠神幣などを掲ぐるは疫病除のためにして、神威を以て疫鬼を警服せしむる意にや。杓子に「くづめき御免」または「くづめき大明神」などかきしるして掲ぐるは、婦嬰の病を治する爲めとか。茄子を繋ぐるは痰を治するに効ありといへり。斯くの如く門口に貼して殃を祓ふは啻に疫病に對するのみならず、火災、盗難等に對してもあり。火災には神社佛閣の祈禱札、火除の靈符を貼し、盗難には京橋釣船神社、芝山仁王尊の神符、或は御嶽神社、三峰神社の狼の靈符を貼するなり。その他、斯くの如き種類舉げて數ふべからず。而してまた斯くの如きは通筋の人家に少うして、小路、裏長屋に入るに従うて、彌多きを以て考ふるも、迷信の下級に

降るに從うて益深きを徴するに足るべし。
 禁厭 世には上下を通じて、長坐の客を逐ふに、箒を立て、煙管を懸くるが如きことの、眞面目にその効ありとして行はるれば、まして愚俗の間にはさまざまの禁厭の信ぜらるゝは、驚くに足らず。されども甚だしきは重く悩める病者をも、醫藥に委ねずして、救ふに禁厭の法に依るは、其愚歎するに餘あるなり。今俗間に行はるゝもの一二をいはんに、妊婦は夫の犢鼻褌を腰に纏へば、産安らかなりと稱へ、小兒の百日咳には、墨斗の繩を頸にかけ、或は犬張子に味噌漉を被らせて、荒神棚に供ふれば癒ゆ。またその鼻竅の塞るときには、犬張子の鼻に楊枝を刺し通して、荒神棚に供ふれば、治するなり。さて、これを行ふもあり、加旃その淺薄なる意に出でたる、殆ど滑稽に類するものさへ盛に行はるゝなり。小兒の顔に天疱瘡を生ぜしには、火燧箱の蓋を以て、とび火を消す。と唱へながら、その瘡面を

軽く捺すこと三度すれば癒ゆべし。是れ天疱瘡を俗に「とび火」と稱ふれば、彼の燧を鑽る際、飛火を消すに思ひ合せて附會したるなり。或はまたその瘡面に「水」の字を三行列ね書けば効ありと、是れ水を以て火を滅するといふ意に出たるに他ならず。赤遊丹には餅を



日光
山走
り大
黒天
の靈
符
以てその瘡面を撫で、これを馬に喰はしむれば治するといへり。是れ赤遊丹と草と國音を同じうすれば、これを餅に移して馬に喰はしむる意なるべし。ま

た逃走人あれば、下野日光山の走り大黒天の靈符を倒に貼して、其足に針を刺すを以て、逃走人を止むべしといへり。その他枚擧するに違あらず。猶ほ後章條に從うて記する所あるべし。
 五性、九星、及び方位 中古以來干支五行を時日の上に配當して、吉

凶を談じ、九星を以て運命をトひ、方位を以て禍福を説くこと、盛に行はれてより、今に至りて廢せず、愚俗の間には、婚姻、遠行、移住等を始め、事を行ふの是非につきては、常にこれに憑りて判決せられざるはなく、一丁字を讀むこと能はざる無識の輩も、能くこれを暗誦して事を定む。故に佳人才子、九星相適はざるが爲めに良縁整はずして破れ、病者の醫を聘するにも、その方位の悪しきが爲めに罷むが如きを以て、一般を知るべし。

五性及び九星は、その生年の干支を以て推定するものにして、其本命をも預知し得るとするなり。五性とは木、火、土、金、水の五性にして、九星は一白、二黒、三碧、四綠、五黃、六白、七赤、八白、九紫をいふ。これによりて畧ぼその人の稟性運命をも推知するとし、また相生相尅としてこれに由りて彼我の相適ふや適はざるやを、運命の上に訴へて預知することをも得るとなせり。故に嫁娶の如き、豫ねて以て吉凶を

男女相性生尅表

男	木性	火性	土性	金性	水性
	後凶	吉	凶	大凶	大吉
女	木性	火性	土性	金性	水性
	初吉	凶	吉	半吉	大凶
火性	大吉	凶	吉	半吉	大凶
土性	半吉	大吉	半吉	吉	大凶
金性	凶	大凶	大吉	半吉	吉
水性	吉	凶	凶	大吉	凶

推知するなり。相生は相適ひて吉、相尅は相尅たんとするが故に凶なり。上に掲ぐる男女相性表を見て知るべし。方位は歳の十干に因りて異なり、就中最も吉とするは吉方とす。吉方、一に明の方といふ、歳徳神の遊方に當れるなり。俗説に歳徳神は干徳玻璃才女にして、稲田姫素、夷鳴尊の妃なり。容貌端麗にして仁慈温和の女神なり。といへり。かるが故に歳の始めには吉方詣りて、この神の遊方に當れる神社に詣りて、萬福を祈り災禍を禳ふを習ふ。これに反して甚だしく忌めるを金神の遊方及び鬼門とす。金神は一に巨旦大王といひ、金鬼毒殺の神なり。その遊方を犯せば神怒りて七人を捉殺すといへり。若しその家にて人數満たざれば隣家に補ふと。故にこれ

に當れる方には造作、移住、嫁娶等悉くこれを忌む。鬼門は常に丑寅の方(東北)に當り、歳に従うて變ずることなし。方位家は説をなして曰く「丑は極陰にして十二月に配し、一歳の終なり、物の盡くる所なり、死の究まる所なり、寅は少陽にして正月に配し、一歳の始めなり、物の開くる所なり、生の定まる所なり、故に斯方を犯せば一切に生死の障あるべし」と、或は曰く、この事も支那より傳はりしものにて、交趾の鬼門關に行きしもの、土地の瘴癘に斃れて歸らざること多きより、専らこの方位を忌めるに至れり、而かも我國よりこれを見れば東北に當らず、これに憑れば正に方角違ひに斯妄信を懐けるものにして、既に早く先輩のこれが謬妄たることを辨じたるもの少からざれど、俚耳に入らず、愚俗の間には深くこれを信じ、居を移し妻を迎ふるが如きを始め、この方に厠を建つるが如きをも、慎みて避け、奴婢の主を選ぶにも常にこの方位にするを忌む。俗に

萬年青の葉を懷にすれば鬼門の崇厲を免れ得べしといふものあり、甚だしきは鬼門の正反對の方位(西南)を裏鬼門と稱へ、これをも恐れ避くるあり。

	甲、巳	乙、庚	丙、辛	丁、壬	戊、癸
歳徳神	寅卯の間 (東北)	申酉の間 (西南)	己午の間 (南東)	亥子の間 (北西)	己午の間 (南東)
金神	丑未申酉 の方	辰巳の方	子丑寅卯 の方	寅卯戌亥 の方	子丑申酉

金神、鬼門に比して更に甚だしく忌み怖るゝは本命的殺の方とす。假令ひ金神、鬼門は用ゐるも、的殺の方は決して犯すべからずとせり。この方は年齢に従うて歳々に轉ずるものにして、例へば五歳は北方、二十歳は巽(東南)の方とするが如く、一歳、十歳など、圖の中央に記したる齡に當れるは八方悉くこれなれば、萬般の事慎まざるべ



本命的教早線

日毎に配當して、當日事を行ふの是非を推判するなり。例へば先勝の日には事を行ふに吉とし、友引の日には家屋を築き、衣服を調ふるには吉とし、婚姻送葬には避け、佛滅の日には凶事を營むに吉とし、慶事は忌み、太安は遠行するに吉とするが如し。その他、日蓮

からざるが如し。

月日に關して、吉凶を談ずるが中に、成就日、不成就日とて、事を計りて成功する日とせざる日ありと信ぜらる。不成就日は概ね毎月四日の多きあり。殊に最も信ぜらるゝは所謂諸葛孔明の六曜とす。そは先勝、友引、先負、佛滅、太安、赤口に於て、これを

陰曆	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
成就日	寅、日	己、日	申、日	亥、日	卯、日	午、日	酉、日	子、日	辰、日	未、日	酉、日	丑、日
不成就日	三月十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	四月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	五月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	六月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	七月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	八月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	九月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	十月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	十一月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	十二月一日、二日、三日、四日、五日、六日、七日、八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、廿一日、廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日、廿八日、廿九日、三十日	同	同

諸葛孔明六曜星くりやり

先勝	友引	先負	佛滅	太安	赤口
正月七日	二月八日	三月九日	四月十日	五月十一日	六月十二日
先勝	友引	先負	佛滅	太安	赤口
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月

の日線鑑といふものあり、日蓮宗の信徒専らこれを奉ぜり。ト筮 これ等の説と共に今に至るも、遂に衰へざるは、ト筮なりとす。愚民の間には五行干支に依りて、預め事の吉凶禍福を辨ずるに足ることするも、事愈迫りて心愈惑ふときは、遂にト筮に問ふに至るなり。されば街頭に案を据ゑ、筮を弄してトを賣るもの日々に増す。

梅花心易の一冊さへ讀み得ざる輩の舌に委せて運命を説き吉凶を判す、是れこれに信ずるに罪ありて、これを賣るに罪なしとするも、信ずる者これに憑つて決行するとせば、豈責なしとせんや、當るも八卦、當らざるも八卦なりと、冷かに見るものさへ、心に幾何か惑ふ所あり、卜筮の如きは世に損失する所ありて更に益なし、須らく



菓子にて造れる寶船



有氣入の繪

警察の權を以てこれを停めん、ここを願はしけれ、猶ほ俗間には錢占、疊算を始め、佛堂の御闈などを以て、吉凶を判すること盛に行はれぬ。

有氣、無氣、厄年 人生には有氣七年、無氣五年、迭みうち續き有氣に入る間は最も幸福多く、萬事吉

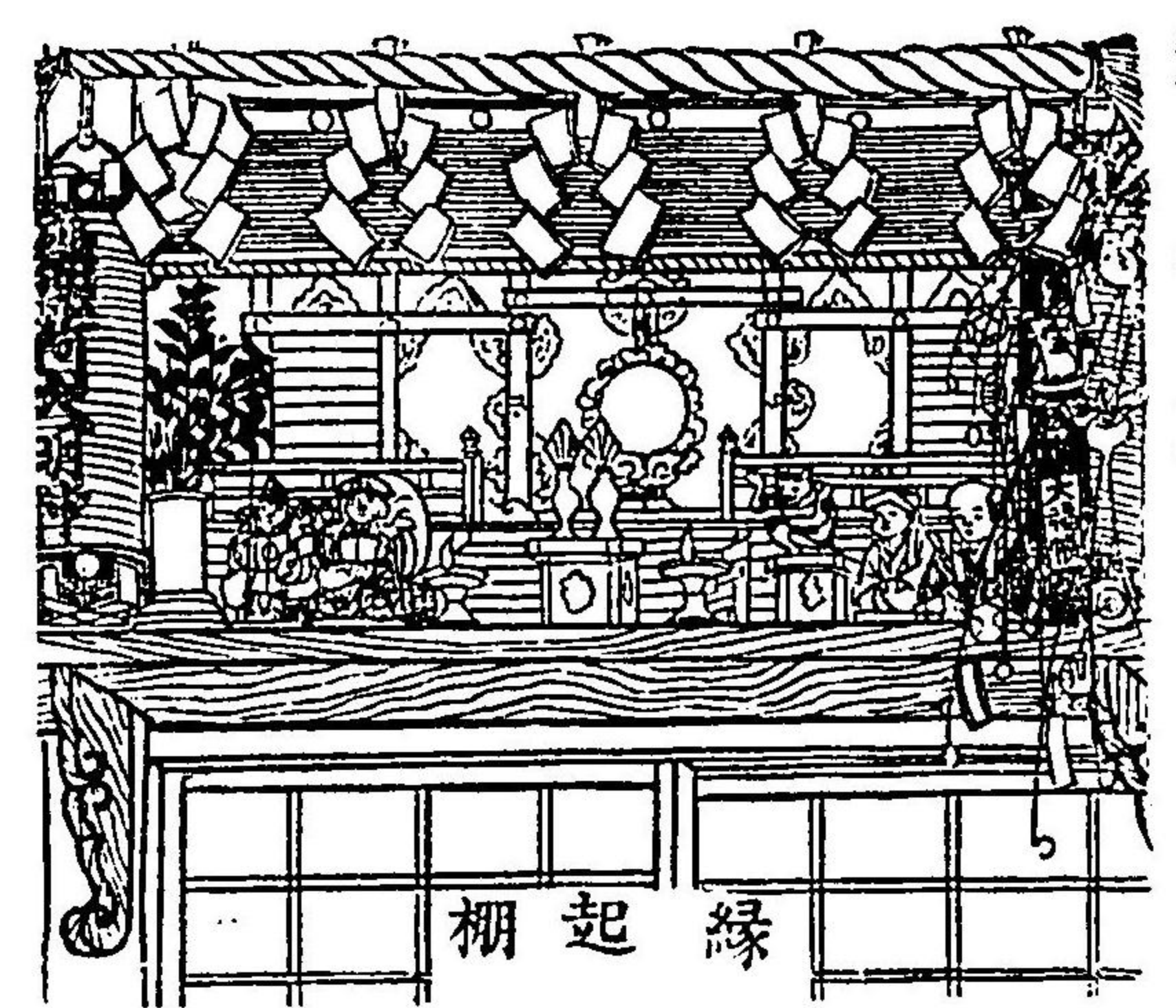
なりと稱ふることも、古へより汎く行はる。都俗には殊にこの有氣入りを慶び、爲めに有氣振舞として親戚知己を招きて祝宴を催すもあり、親戚知己よりもこれを賀びて、さまざまの祝物を贈る、殊に「福」といふに因みて、「ふ」の音を冠する品物、七種を撰びて贈る習あり、例へば筆、風呂敷、襖紗、懐鼻禪などの如し。その歳廻りの頃に至れば、菓子店にては船(寶船)に福助夫婦、二股大根、ふくら雀袋、文箱、分銅などを載せたるを菓子にて製りて賣り、繪草紙屋にては福助お龜を畫

性	有氣	無氣
木性	酉年八月酉日酉刻に 入り卯年まで七年	辰年三月辰日辰刻に 入り申年まで五年
火性	子年十一月子日子時 に入り午年まで七年	未年六月未日未刻に 入り亥年まで五年
土性	午年五月午日午刻に 入り子年まで七年	丑年十二月丑日丑刻に 入り巳年まで五年
金性	卯年卯月卯日卯刻に 入り酉年まで七年	戌年九月戌日戌刻に 入り寅年まで五年
水性	午年五月午日午刻に 入り子年まで七年	丑年十二月丑日丑刻に 入り巳年まで七年

き、有氣入の年齢期日などをしるせる一枚繪を鬻ぐ、共に贈物に充るなり。
厄年は男は二十五、四十二、女は十九、三十三、三十七歳を以て然りとし、その歳に至れば災厄に遭ひ易しとて

これを怖る。殊に男の四十二歳女の三十三歳を大厄と稱す。厄年の前後の年も前厄後厄と稱へて、これを警しむ。さればこれに當れるは神佛に祈り、殊に西新井及び川崎の弘法大師に詣りて、厄除の祈願をなす。大晦日の夜、街頭を呼びありく厄拂を招きて、頻にこれをなさしむるさへ、おかしきに、男のわざと犢鼻褌を取りはづして途に棄て、日次記事に京都にて「ふぐり落し」といふとあり。女の櫛を棄て、厄除と稱ふるも愚げなり。

縁起 都下の俗また殊に縁起を喜ぶ。縁起は物忌ひの多きに起りて吉兆を求め幸福を收めんとするにあり。殊に慶事には事々物々、さては詞の端に至るまでも不吉に通ふを忌む。婚姻の結納目録の如きは、昆布を子生婦、鰯を壽留女、柳樽を家内喜多留と字字吉なるを選びてしるす。また可被下を下被可と書きて、返訓を避くるは、その生家に歸るを忌みてなり。商家殊に娼家待合、割烹店のごとき縁



起商賣にありては、縁起棚を設けて天照太神、稻荷等を祭り、朝夕神燈を點し、神酒を供へ、禮拜怠らず、毎朝燧を鑽つて家を淨め、門口の闕に鹽を盛つて客を待つ。言語の上にも忌避する所甚だ多くして、梨は「無し」に通ずとて「ありの實」といひ、「する」といふを忌みて、硯箱を「あたり箱」、櫛盆を「あたり鉢」、櫛木を「あたり棒」といふ。甚だしきは駿河臺をも「あたり臺」と稱ふ。これと同じく「さる」と云ふ詞は去るに通ふとて、猿をも「得手物」と稱へ、猿樂町を「えてがく町」と呼ぶ。また衣服を縫ふは針足を止むるなれば、客足を止むるに似よれり。さて、家にて縫物をなさざるなり。なべて商家には朝商ひと稱へて、朝來客の入り來るを以て吉瑞とし、價に拘

らずこれを賣る習あり殊に笑ふべきは五月人形を賣る者の獨金太郎を箱入にせざるは、その裸體なるが故に、これを箱に納むるは死骸に肖たりといふ意を以て、これを忌めるに因れりといへり。

妖怪 關の東には化物の住まじと唱へし江戸の昔にも、小路小路は大名屋敷旗本住居の塀構へ、夜はさながらに物寂しく、雨うば降れる夕には、暗さは暗し、行き通ふ人も絶えくれば、心怯えて暗鬼を生じ、眼にうの像の現はるれば、怪しの談も多かりしが、今は町々何れも燈を列ね、檐並の軒燈大道を照らせは、頓にうの話はうちやみぬれども、人の心には猶ほ痕を留め、幽霊、人魂の話間々起りて人を惑はすと少からず、近年の夏、日本橋の某河岸に火團夜なく現はるゝとの噂高く、氣に早る若者は、吾見届けんとて、その邊頗る雜選し、はては醴酒賣、氷水屋などの夜店を張るに至りぬ。かくて數夜遂にこれを認めしといふものなかりき。初め橋頭の某家階上

に碧欄を垂らふしに、對岸の瓦斯燈の紅玻璃を透してこれに映じたるを、會橋上を過ぐる者ありて、これを望み、宛も鬼火團々として亅亅するに似たりしに驚き、逃げ歸つて他に喋々せしに起れりといふ。天下の怪といふ者、總べて斯くの如し。幽霊人魂の話は盡きずとすも、狐狸の怪に至つてはふつに絶えたり。

都下稀れに化物屋敷と傳ふる家あり、必ずしも荒廢したるにあらざ、また怪物の現はるゝといふにもあらず、只夜に至つて屋鳴りのするといひ、鬼氣に襲はるゝことありといひ、或は住める者に殺傷の殃ありといふ、されば人これを悪みて住まはず、家賃を半減するも猶ほ借主を得ず、徒に荒廢したることあり。蓋し多くはうの建築の宜しきを得ざるか、室取の設計宜しからざるが爲めに、空氣の流通悪しきに起るもの多しと聞説く、下谷龍泉町に一棟の長屋あり、其地もさ渡邊綱の屋敷跡なりと稱へ、茨木童子の祟をなすとあ

明治三十二年十月廿五日印刷
明治三十二年十月廿八日發行

東京風俗志上巻奥付

定價金五十錢

著作者

平出鏗二郎



發行者

東京市神田區裏神保町九番地
合資 富山房

代表者

合資會社富山房社長
坂本嘉治馬

印刷者

東京市神田區表神保町二番地
三島宇一郎

印刷所

東京市神田區表神保町二番地
弘文堂



發兌書肆

合資會社

富山

(長距離加入電話本局一〇三六番)

